

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
1	4月12日	5月2日	5月31日	金融・証券・保険	国立大学の資金調達に関する独立性推進	○民間金融機関からの資金調達の際には「文部科学省の認可」が必要だが、事後報告(年度決算のタイミングなど)を可とする改変を検討いただきたい。長短いずれの借入に際しても文科省の認可が必要であるが、その結果、借入実行迄時間を要する。(「国立大学法人法施行規則」第22条、第23条、「国立大学法人法施行令」第11条) ○「長期借入金」および前出の「センター債務負担金」で財政投融资をベースとするものに関しては、借り換え(繰上償還)の際に発生する補償金の免除を許容いただきたい。地方公共団体で認められているような「補償金免除繰上償還」と同等の扱いを求めたい。 【要望理由】 国立大学法人の調達ソースの多様化、ニーズに基づいた民間からの貸出機会の創造に繋がる。	都銀懇話会	文部科学省	国立大学法人は、政令で定める土地の取得、施設の設備、若しくは整備又は設備の設置の必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて長期借入金を行うことができます。また、国立大学法人は中期計画に定めた限度額の範囲内において、短期の資金繰りのために、短期借入金を行うことができます。ただし、やむを得ない事由があるものとして文部科学大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金を行うことができます。 「長期借入金」および「センター債務負担金」については、その原資となっている財政融資資金を繰上償還する際に財政融資資金長期資金借用証書に基づき補償金の支払いが必要となります。	対応不可(一部、現行制度下で対応可能)	国立大学法人法第33条、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第45条	国立大学法人が、長期・短期借入金を行うに際しては、当該国立大学法人の財務の健全性を確保する観点から文部科学大臣の認可を要することとしているものであり、事後報告では、上記趣旨を担保することができないため、事後報告を認めることは困難です。なお、中期計画に定めた限度額の範囲内であれば、短期借入金をその都度認可を待たずに行うことが可能です。「長期借入金」および「センター債務負担金」については、その原資となっている財政融資資金を繰上償還する際に財政融資資金長期資金借用証書に基づき補償金の支払いが必要となるため、免除は困難です。
2	4月15日	5月2日	5月31日	金融・証券・保険	中小企業の環境対応投資に対する新たな信用保証制度(別枠)の創設	環境改善に繋がる取組み向けファイナンスに対する新たな信用保証制度(別枠)を創設する。 【提案理由】 環境問題への関心は高いものの、信用力が相対的に低く、担保余力が乏しいため、環境対応設備投資ができない中小企業の環境への取組みをさらに促進するため、新たな信用保証制度(別枠)の創設を検討していただきたい。所管官庁より、「中小企業者の環境問題への取組を支援する保証制度としては、エネルギー対策保証以外にも、公害防止保証が存在する」との回答があったが、「エネルギー対策保証」はエネルギーの使用の合理化に資する施設や非化石エネルギーを使用する施設の設置の費用に限られており(例えば、LNGへの燃料転換などは対象とならない)、保証範囲が狭く、中小企業の環境対応投資を十分にカバーしているとは言えない。また、「公害防止対策保証」も、汚水処理施設等公害防止に資する施設の設置に必要な費用等の保証に限られている。中小企業においても、環境関連での資金ニーズの増加が予想されることから、信用保証制度(別枠)の創設を検討していただきたい。別枠化されることで、中小企業の環境問題への取組みを後押しすることになると考える。	全国地方銀行協会	経済産業省	信用保証制度においては、中小企業者への環境対応融資について、一般保証(普通保証2億円、無担保保証8千万円)によって保証利用が可能です。また、非化石エネルギーを使用する施設等に要する資金にあってはエネルギー対策保証(一般保証とは別に2億円)を措置し、公害防止施設の設置等に要する資金にあっては公害防止保証(一般保証とは別に5千万円)を利用することが可能です。	現行制度下で対応可能	中小企業信用保険法第3条の5、第3条の6、中小企業信用保険法施行規則第7条、第8条	中小企業者への環境対応融資に係る保証については、引き続き、一般保証に加え措置しているエネルギー対策保証、公害防止保証を活用して支援してまいります。
3	4月15日	5月2日	5月31日	金融・証券・保険	信用保証協会「保証付債権」の譲渡に関する要件の緩和	信用保証協会「保証付債権」を再生ファンド等に譲渡する際の要件に、「銀行が関係者と合意の上策定した再生計画」を追加されたい。 【提出理由】 中小企業の場合、銀行と債務者が合意のうえ作成した計画に基づき再生支援を行うケースが多いため、「保証付債権」を再生ファンド等に譲渡できず、中小企業の再生が行われない事例もみられる。抜本的かつ迅速な事業再生が求められる中、要件が緩和されれば、民間主導による事業再生が活発化するなど、事業再生の実効性が高まるものと考えられる。	第二地方銀行協会	経済産業省	以下のいずれかの計画に基づく場合に、保証付債権を再生ファンド等に譲渡することが可能です。 ・中小企業再生支援協議会が策定を支援した計画 ・独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第47条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再生計画 ・株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画 ・株式会社地域経済活性化支援機構が株式会社地域経済活性化支援機構法第25条の規定により再生支援決定を行った事業再生計画 ・私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再生計画 ・産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に規定する特定認証紛争解決事業者による特定認証紛争解決手続に従って策定された事業再生計画 ・個人債務者の私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再生計画 ・産業復興相談センターが策定を支援した再生計画 ・株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第19条の規定により支援決定を行った事業再生計画	対応不可	中小企業信用保険法第3条第5項、中小企業信用保険法施行令第1条の3	保証制度による中小企業資金繰り支援については、信用保証協会と金融機関が適切な責任分担を図り、両者が連携して、融資後における経営支援や再生支援を行うことが基本であり、金融機関が期中において信用保証付債権を再生ファンド等に譲渡できるのは、中小企業者の再生の公平性及客観性が確実に担保されている場合に限るのが適当です。
4	4月12日	5月2日	5月31日	金融・証券・保険	個人向け国債を特定寄附信託の信託財産の運用対象とすること	・現状、個人向け国債を特定寄附信託の信託財産で購入することは認められていない。 ・個人向け国債を特定寄附信託の信託財産で購入することを可能としていただきたい。 【提案理由】・特定寄附信託は信託銀行等が受託者として、個人と公益法人等との間をつなぎ、寄附を仲介することによって公益法人等の活動を支援することを目的に平成23年度税制改正において新たに創設された利子非課税の制度であり(租税特別措置法第4条の5)、信託された金銭は運用収益と合わせて、信託銀行等と契約した公益法人等のうち、委託者が指定した公益法人等に寄附される。・特定寄附信託は、委託者を受託者とする信託であり、委託者は個人に限定されている(租税特別措置法第4条の5第2項)。・特定寄附信託の運用対象は、その制度趣旨から、預貯金、国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券又は貸付信託の受益権の取得、合同運用信託の信託(貸付信託の受益権の取得を除く。)に限定されているが(租税特別措置法施行令第2条の36第7項第6号)、個人向け国債については、個人向け国債の発行等に関する省令等の定めがあることにより、特定寄附信託の信託財産で購入することができない。・個人向け国債は、元本保証、最低金利保証など、安全性が高い商品であり、特定寄附信託で個人向け国債の購入が可能になれば安全運用の選択肢が拡大し、公益活動を一層後押しすることが可能となるため、個人向け国債を特定寄附信託の信託財産で購入することを可能としていただきたい。・また、特定寄附信託に購入が認められれば、国債の安定消化にも資すると考えられる。・なお、すでに特定贈与信託(特別障害者扶養信託)については、個人向け国債をその信託財産の運用対象とすることが認められている。	信託協会	財務省	個人向け国債は、「個人が保有することを目的」(個人向け国債の発行等に関する省令第2条)としており、保有は原則として個人に限定されています。ただし、特定贈与信託の受託者である信託会社等については、信託財産の運用目的が個人である特定障害者への金銭交付であるため、個人向け国債の保有が認められています。	対応不可	国債二関スル法律(明治39年法律第34号)第2条の2個人向け国債の発行等に関する省令(平成14年財務省令第68号)第2条、第5条個人向け国債の発行等に関する省令第5条に規定する者(平成15年財務省告示第6号)	個人向け国債は投資家層の多様化の一環としての個人保有促進のために特別に商品設計されています(最低金利保証、中途換金)。そのため、特定寄附信託の受託者である信託会社等については、信託財産の運用目的が個人ではない公益法人等への金銭交付であることから、保有対象を拡大することは適当ではありません。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
5	4月12日	5月2日	5月31日	金融・証券・保険	教育ローン、リフォームローンの割賦販売法の規制対象からの除外	(a)大学等との提携による教育ローン、および(b)リフォームローンを割賦販売法の規制対象外とする。 平成20年の割賦販売法改正により、個別信用購入あっせん(注1)について登録制の導入等の規制強化が行われたほか、規制対象が拡大され、原則全ての商品等の販売に係る取引が対象となった。銀行の扱う提携教育ローン等も個別信用購入あっせんと同様の経済効果が得られるスキームであれば規制対象となった。その際、登録業者としての対応負担(注2)が増加すると見込まれたため、多くの地銀が提携ローンの取扱いを停止・縮小した。しかし、商品・サービスの販売業者からは銀行の提携ローンを利用したいとの希望が寄せられている。(注1)いわゆる「個別クレジット」のこと。販売業者が行う商品販売等を条件とし、その代金を販売業者に交付したうえで、購入者から代金を受領する取引(代金立替契約)のこと。同様の経済効果が得られるスキームであれば、契約形態を問わず対象になる。銀行の提携ローンについては、販売業者が行う売買契約との間に、販売業者による利子補給や銀行による特別な金利優遇等の「密接な牽連関係」が存在する場合は、これに該当するとされている(注2)個別信用購入あっせん業者としての態勢整備やシステム対応に加え、与信時の支払可能見込額調査や加盟店(販売業者)の契約時調査等が求められる。	全国地方銀行協会、都銀懇話会	経済産業省	平成20年の割賦販売法改正により、個別信用購入あっせんについて、原則全ての商品等の販売に係る取引が対象となりました。これにより、例えば、銀行等の扱う提携教育ローンも、銀行等・消費者間の金銭消費貸借契約と、学校・消費者間の役員提供契約との間に「密接な牽連性」が存在する場合は規制対象となりました。「密接な牽連性」の有無は、金銭消費貸借契約と役員提供契約の手続的一体性・内容的一体性や金融機関と役員提供事業者との一体性(人的関係・資本関係等)の要素を考慮した上で、総合的に判断しています。	検討	割賦販売法(第2条第4項、第35条の3の23、第35条の3の60第2項)	本提案のうち①教育ローンについては、これを割賦販売法の適用除外とした場合、同法に基づく消費者を保護するための民事ルール(期限の利益の喪失、抗弁の申出、損害賠償額の制限等に関する規定)が適用されなくなるため、教育ローンに係る消費者との間で生じているトラブルの実態及び消費者の延滞状況等を踏まえた上で、検討を行ってまいります。②太陽光パネルや高齢化のためのバリアフリーのためのリフォームについては、これを割賦販売法の適用除外とした場合、同法に基づく消費者保護のための民事ルールの適用がなくなること、また、高齢者によるリフォーム等のクレジット取引でのトラブルの増加が平成20年度改正の背景になっていることから、消費者との間で生じているトラブルや消費者の延滞率等の実態を踏まえた上で、特に慎重に検討を行ってまいります。
6	4月8日	7月9日	7月31日	金融・証券・保険	海外政府系ファンドの日本投資に対する、買収防衛措置の体制整備(政府の介入範囲拡大、監視機能強化)	<要望> 海外政府系ファンドの日本投資に対する、投資協定を含む防衛措置の体制を整備する。 ・米国のエクソ・フロリオ条項のように、政府の介入範囲を全分野に拡大し、政府の監視機能を強化する。 <理由> 日本の金融機関という安定株主が減少する中、特に海外政府系ファンドの日本企業買収に対する備えが見つからない状況。 米国はエクソ・フロリオ条項に基づき、CFIUS(外国投資委員会)が監視を行い、安全保障上問題となる可能性のある全投資案件に介入する体制を整備している。 日本も外為法で、規制業種(航空運輸、宇宙開発、原子力等)の株式10%以上を外国企業・投資家が取得する場合は、事前届出が必要で、審査で問題がある場合は、投資計画の変更や中止・勧告が行われるが、自動車やロボット分野は規制業種外で、対応が不十分。 2011年 国民の声に本要望を提出した際、『国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来す』又は『我が国経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼす』可能性のある業種を指定しており、全業種に拡大する必要はない。』との省庁回答を得た。 しかし、新興国等、体制の異なる国家の金融資本体制が政府系資金を通して国際社会に及ぼす影響は急速に拡大しており、通常に想定されてきた民間競争と違い、政府系の戦略的投資の進捗により、公衆の安全及び経済の円滑な運営や税源を侵食する恐れが出てきている。特に、エレクトロニクス、自動車分野は裾野が広い産業で、我が国経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼす可能性も考えられる。 <効果> 企業のリスクを低減する仕組みを導入することで、健全な純投資の呼び込みに繋げ、日本企業の経営安定性を向上させる。 日本企業としても、見えない外資に懼して投資を拒むことがなくなり、海外投資を受け入れやすい環境が整備され、産業投資立国の促進に寄与する。	民間団体	財務省、警察庁、金融庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	外国為替及び外国貿易法では、「国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来す」、又は「我が国経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼす」可能性のある業種(武器、航空機等製造業、農林水産業、電気・ガス・熱供給、水道業等)を指定し、外国投資家がその指定された業種に対して対内直接投資等を行う場合には、事前届出の義務を課しています。	対応不可	外国為替及び外国貿易法第26条及び第27条	外為法は、対外取引の原則自由という基本的な考えに立ちつつ、経済協力開発機構(OECD)の資本移動自由化コード等の国際的な投資ルールの範囲内で、国の安全等の理由から、一部業種に限定して、対内直接投資等に対する規制(審査付事前届出制度)を導入しています。 具体的には、「国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来す」、又は「我が国経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼす」との可能性のある業種を指定し、同業種については、事前審査において投資対象企業の状況及び外国投資家の属性を含む審査を行い、必要に応じて外国投資家に対しても直接聞き取り調査を行うなど慎重に対応しております。 政府の介入範囲を全分野に拡大すべきのご要望については、現時点において拡大する必要性は認められないと考えております。
7	4月15日	7月9日	7月31日	金融・証券・保険	中小企業信用保証制度の対象業種として、農業、林業、漁業を加える。特に、農業等以外の業種の企業が事業の多角化により農業等に進出した場合の農業等関連資金に係る融資を、中小企業信用保証制度の対象とする。追加が困難な場合、中小企業信用保証制度と農業信用保証保証制度等の制度間の相互の連携の一層の強化、農業信用保証保証制度等の使い勝手の向上を図る。 【提案理由】 現状、農業、林業、漁業は中小企業信用保証制度の対象外であり、業種ごとに農業信用保証保証制度等が別々に存在する。地方では、農業、林業、漁業およびその関連事業は主要かつ重要な産業であり、こうした業種に対する円滑な金融を確保する観点から、中小企業信用保証制度の対象業種に農業等を追加し、制度の一本化を図るべきである。 最近、他の業種の中小企業が農業分野に進出するケースが増えているが、事業用資金は中小企業信用保証制度、農業分野の資金は農業信用保証保証制度と2つの制度を併用しなければならず、煩雑で分かりにくい、業種の追加が困難であれば、行政刷新会議の規制・制度改革委員会報告書(6月24日公表)にもあるとおり、利用者利便の確保のため、同一地域の信用保証協会と農業信用保証保証協会が常時連絡を取り合い、円滑な保証引受けを実現する体制を構築していただきたい。また、同報告書では、農業信用保証保証制度について、保証対象を事実上制度融資に限定するなど銀行等が活用しづらい、申請の事務手続等が中小保険と異なる等の課題を指摘し、改善するとしている。当協会が実施したアンケートでも以下のような点が問題点として指摘されているため、こうした点も踏まえつつ、使い勝手のよい制度としていただきたい。 (1)多くの地域で、農業信用保証協会の保証対象が国・自治体の制度融資や農協の融資に限定され、銀行のプロパー融資には実態として利用できないケースがある。(2)信用保証協会と比較して無担保特が小さい。 (3)銀行が基金協会を利用する場合、事前に「交付金」、事後(代弁発生時等)に「拠出金」を負担する必要があるが、それぞれ都道府県により制度内容が異なり、管理が煩雑。	全国地方銀行協会	農林水産省、経済産業省	金融機関から資金の貸付けを受ける中小企業者の債務を保証する仕組みとして、経済産業省が所管する中小企業信用保証制度があります。本制度では、「農業」「林業(素材生産業及び素材生産サービス業を除く)」「漁業」「金融・保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業を除く)」が保険の対象外業種となっています。また、金融機関から資金の貸付けを受ける農業業者等の債務を保証する仕組みとして、農林水産省が所管する農業信用保証保証制度等があります。本制度では、農業業者等が行う農業及びその関連事業(加工・流通・販売等)に必要な資金について債務保証の対象となっています。なお、農業等以外の業種の中小企業者が農業分野に進出する場合、中小企業者が農業業者等であるなどの要件に該当すれば、農業信用保証保証制度の利用が可能です。	現行制度下で対応可能	中小企業信用保証法第2条第1項第1号 中小企業信用保証法施行令第1条 農業信用保証保証法第2条 中小漁業融資保証法第2条 独立行政法人農林漁業信用基金法第13条	農林漁業融資は、自然条件による制約等があり、独自の審査等のノウハウを有する必要があることから、中小企業信用保証制度とは別の農業信用保証保証制度等が設けられており、農業信用保証保証協会等の活用強化を通じて、農業業者はもとより他業種から農林漁業に参入する中小企業者を含め、農林漁業に取り組みの方々が資金の貸付けを受ける際に必要な保証を受けられるようにすることが重要です。 現在、銀行や信用金庫の間でも、新たに農業信用保証保証協会(以下「基金協会」と)と契約を結んで保証を利用する動きが急速に広がっており(契約先数70(H20)→174(H24)、保証残高70億円(H20)→360億円(H24))、必要な保証サービスの提供が着実に進んでいるものと認識しています。 このような中、経済産業省と農林水産省では、中小企業信用保証制度と農業信用保証保証制度を利用する事業者や融資機関の利便性向上を図るため、信用保証協会(以下「保証協会」と)と基金協会に対して、両協会間での連携強化を平成24年7月に文書で周知徹底し、同一地域の保証協会と基金協会が相互に連絡を取り合う体制(ワンストップサービス)を整備するなど、円滑な保証引受けに向けてこれまで適切に対応しております。 さらに、両制度を利用する事業者にとって、より分かりやすく使いやすしい制度となるように、両省が協力の上、両制度の対象業種を明確にした事例集を作成しており、両省のホームページに掲載して周知を行うなど、使い勝手の向上に取り組んでおります。 なお、今後、両協会間での連携不足等の課題を把握した場合には、両省から両協会に対して、再度、徹底通知を发出するなど、農林漁業に参入する他業種の中小企業者を含め、農林漁業に取り組みの方々が資金の貸付けを受ける際に必要な保証を受けられるよう適切に対応してまいります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
8	4月15日	7月9日	7月31日	金融・証券・保険	海外の証券会社による公募増資に係る海外募集のための株式取得及びブロック取引のための取得の対内直接投資等からの除外	①海外募集の公募増資案件において海外の証券会社が引受けて海外投資家に販売する場合における、海外の引受証券会社による株式の取得及び②海外の証券会社によるブロック取引のための一時的な取得が対内直接投資等に該当しないこととして頂きたい。 【提案内容】 海外の引受証券会社による公募増資に係る株式の取得は、海外投資家に販売するための一時的な取得に過ぎず、実質的な対内直接投資とは異なるため、一定の日数を超えて保有するような場合以外には、対内直接投資等に該当しないこととする事も可能と考えられる。また、大量保有報告制度(金融商品取引法第27条の23)においても引受けによる保有が除外(株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第4条第2号)されていること、上場会社等の役員等による売買等の報告(金融商品取引法第163条)においても同様(有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第24条第2号)されていることに鑑みても、平仄が合うものとする。また、海外の証券会社によるブロック取引のための一時的な取得も、実質的な対内直接投資等とは異なるために適用除外とすることによって事務手続きの軽減が図られることとなる。	日本証券業協会、証券評議会	財務省、警察庁、金融庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	外国為替及び外国貿易法では、「国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来す」、又は「我が国経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼす」可能性のある業種(武器、航空機等製造業、農林水産業、電気・ガス・熱供給・水道業等)を指定し、外国投資家がその指定された業種に対して対内直接投資等を行う場合には、事前届出の義務を課しています。	対応不可	外国為替及び外国貿易法第27条	外為法は、対外取引の原則自由という基本的な考えに立ちつつ、経済協力開発機構(OECD)の資本移動自由化コード等の国際的な投資ルールの範囲内で、国の安全等の理由から、一部業種に限定して、対内直接投資等に対する規制(審査付事前届出制度)を導入しています。具体的には、「国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来す」、又は「我が国経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼす」との可能性のある業種を指定し、外国投資家がその指定された業種に対して対内直接投資等を行う場合には事前審査を行っており、同審査に基づき、外国投資家による投資が我が国の「国の安全等」を脅かす可能性がある場合には、取引の変更・中止命令を行うこととされています。投資が一時的な取得を目的としたものであっても、事前届出の対象業種に対する投資が行われていることと変わりはないことから、その内容について審査を行うことは必要であり、ご提案の取引について対内直接投資等に係る事前届出の対象外とするのは困難であると考えております。
9	3月22日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	外部委託先の監督についての明確化	【具体的内容】 金融機関によるクラウドサービスの活用が可能となるよう、クラウドサービスの実態に応じて、外部委託先の監督規制の見直しを行うべきである。 【提案理由】 金融機関が顧客情報の管理を外部に委託する場合には、委託先に対する必要かつ適切な監督、適切な委託先の選定と安全管理措置の確保が求められる。さらに「外部委託先における業務の実施状況を定期的又は必要に応じてモニタリングする等、外部委託先において顧客等に関する情報が適切に行われていることを確認しているか」が監督上の着眼点とされている(主要行等向け監督指針III-3-3-4-2(1)⑤)。金融機関がクラウドサービス上に顧客情報を保存する場合は、クラウドサービス事業者も外部委託先として金融機関の監督を受けるものと考えられている。 しかし、これらの指針においては、外部委託先の「必要かつ適切な監督」として、具体的にどのような方法でどの程度の行為が要求されているかは明確ではない。平成24年5月31日付の「主要行等向けの総合的な監督指針」の改正案において、「重要な外部委託先に対して、内部監査部門又はシステム監査人等による監査を実施しているか」という新たな着眼点が追加されたものの、「監査」の内容は必ずしも明らかではない。 特に、クラウドサービスは、従前から利用されている金融機関向けにカスタマイズしたシステムと異なり、複数の利用者が共通のインフラを使い、汎用的なサービスを受ける比較的新しいサービスであり、適切な監査、監督方法が確立されていないため、利用者である金融機関もクラウドサービス事業者も手探りの状態である。そのため、「必要かつ適切な監督」「監査」を保守的にとらえる金融機関がデータセンターへの随時立ち入り監査も可能とする強力な監査権限を要求し、セキュリティ確保のための第三者のデータセンターへの立ち入り監査も行うクラウド事業者はかかる要求にこたえられず、サービス提供が困難になるという事態が生じている。利用者が多数に及ぶクラウドサービスにおいて、監査名目で多数の者がデータセンターに立ち入るとはセキュリティ問題を生じさせるものであり、適切な外部の監査機関による認証の取得と、金融機関による当該認証の確認で足りる場合もあると思われる。このような実態を踏まえ、クラウドサービスという新しいサービスの実態に即して、必要となる「監査」を明確にしていいただきたい。それにより、金融機関によるクラウドサービスの活用が促進され、システム運用の効率化に資する。	日本経済団体連合会	金融庁	【制度の現状の概要】 金融機関及びその業務委託先に対しては、監督指針及び検査マニュアルに基づき監督、検査を実施しています。また、システムリスクについては、更に「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」(公益財団法人金融情報システムセンター編)を参考にすることとしています。 現状の監督指針及び検査マニュアルにおいては、比較的新しいサービスであるクラウドサービス特有のリスクについては、その管理、監督手法が確立されていないため、外部委託先管理の枠組みの中でクラウドサービス事業者への管理態勢を確認することとしています。 また、「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」においては、クラウドサービスの利用にあたっては、適切なリスク管理が必要であるとしているものの、クラウドサービスは日々進歩しており、コスト削減や短時間での導入等のメリットがある反面、重要業務への利用や特有のリスクも想定されることから、現在の基準は、顕在化している課題・問題点に対する当面の暫定的な対応であり、最終形ではないとしています。 【提案の具体的内容の概要】 クラウドサービスは比較的新しいサービスであり、適切な監査、監督方法が確立されていないため、クラウドサービス事業者も金融機関も手探りの状態であり、一部の事業者においては、保守的な金融機関の要請に対応できず、サービス提供が困難となる事態が生じている。こうしたことから、クラウドサービスの活用を促進するため、クラウドサービスの実態に即して、必要となる監査内容を明確にし、クラウドサービス事業者の監督方法の見直しを行なうべきである。	検討	-	金融機関による外部委託先に対する監査方法については、監督指針及び検査マニュアルで一律的に規定するものではなく、金融機関と外部委託先との間で協議されるべきものと考えます。監査の方法としても、委託先の内部監査部門、又は委託先自らが依頼する外部の第三者による監査を受け、監査結果を委託元に報告する等の方法も考えられます(参考「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」[連91])。 クラウドサービスについては、比較的新しいサービスであり、金融機関によるクラウドサービス事業者の管理、監督方法が確立されていないものの、外部委託とは異なるクラウドサービス特有のリスクがあり、新しい管理、監督方法が必要であると考えています。クラウドサービスは、現状金融機関の重要業務への適用には至っていませんが、コスト削減や短時間での導入等のメリットがあることから、クラウドサービスの健全な発展を図る観点から、今後のクラウドサービスに係る技術の進展と、金融機関におけるクラウドサービスの利活用の状況をモニタリングしながら、金融情報システムセンターとも連携し、引き続き管理、監督方法の検討を行います。
10	3月22日	7月9日	7月31日	金融・証券・保険	公共調達におけるクラウドサービスの利用を可能とする契約形態	【具体的内容】 クラウドサービスの利用契約の実態に即した対応が可能になるよう基準や要件の見直しを行うべきである。 【提案理由】 会計法上、各省庁との間の契約については、原則として契約書の作成が要求されており(会計法29条の8第1項)、また、当該契約書の確定には、契約担当官等と相手方との双方の記名押印が要求されている(同条2項)。また、この例外として、会計法29条の8第1項は、政令で定める場合には契約書の作成を省略できる旨規定しており、これを受けて、予算決算及び会計令100条の2第1項が例外事由を列挙しているが、クラウドサービスの利用契約に該当する余地があり得るものとしては、①一定の資格を有する者による一般競争契約又は指名競争契約若しくは任意契約で、契約金額が150万円(外国で契約するときは、200万円)を超えないとき(同項1号)、及び、②任意契約で各省庁の長が契約書を作成する必要がないと認めるとき(同項4号)が考えられる。 もっとも、上記②の例外事由に関しては、財務省主計局法規課に架電照会したところ、電気・水道・ガス等の公共サービスの利用という極めて例外的な場合にのみしか認められないとの回答を得ており、かかる回答を前提とすれば、実務上は本件契約についてかかる例外規定の適用が及ぶ可能性は極めて限定的であると考えられる。また、契約事務取扱規則15条は、上記例外事由に該当することを根拠として契約書の作成を省略する場合においても、特に軽微な契約を除き、契約の適正な履行を確保するため請書その他これに準ずる書面を徴するものとする規定している。したがって、仮に契約金額が150万円以下であって上記①の例外に該当する場合であっても、「特に軽微な契約」であると判断される場合を除いては、書面の作成が要求されることとなると考えられる。 これでは、オンラインでクラウドサービスの利用契約を締結することが困難である。 また、製造請負契約基準への適合を求められたり、前払いの扱いが原則不可であると言われたり、紙での請求書を求められたりといったことがあり、これらと規制の関係は必ずしも明らかではないが、クラウドサービスの利用の際に支障になる場合には柔軟に対応できるように改善していただきたい。	日本経済団体連合会	財務省、文部科学省	【財務省】 契約担当官等は、競争により落札者を決定したとき、又は任意契約の相手方を決定したときは、政令の定めるところにより、契約の目的、契約金額、履行期限、契約保証金に関する事項その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならないとされており、契約書を作成する場合には、契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければならない、当該契約は、確定しないものとされています。 なお、予算決算及び会計令第100条の2第1項各号に掲げる場合には、契約書の作成を省略することができます。 【文部科学省】 契約担当官が、製造に関する請負契約を結ぶ場合は、契約の適正な履行がされるよう「製造請負契約基準」を内容とする契約を結ぶこととしています。 ただし、これにより難い特別の事情がある場合は、当該部分を除外することができることとしています。	【財務省】 調達手続に係る一連の業務を電子化する「電子調達システム」が各府省等に導入されると承知しており、書面によらない契約手続きに対応するよう、所要の法制上の措置を講ずる予定です。 【文部科学省】 文部科学省の「製造請負契約基準」のどの部分が、提案理由にある「クラウドサービスの利用の際に支障になる場合」に該当するのかわかりませんが、個別具体的な対応策をお示しするのは困難です。 なお、文部科学省の「製造請負契約基準」は製造に関する請負契約において会計法等の関係法令の制限内で一般的な約定事項を定めたものです。 運用上、これにより難い特別の事情がある場合は、会計法等の関係法令の制限内で柔軟に対応することが可能です。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
11	3月22日	7月9日	7月31日	金融・証券・保険	カバードボンド法制の整備	<p>【具体的内容】 今後の成長戦略・インフラ整備等を見据えれば、特に外貨調達や中長期資金確保の手段等を充実させていく必要があり、カバードボンドはそのための有力な手段となり得る。カバードボンドがわが国の市場に定着するための課題は、市場における流動性の確保であり、流通コストを引き下げる標準化の最も厳格な形として法制化を検討する意義が大きい。法制化に向けては、ダブルリコースを確保するための倒産法制の例外的措置や預金者保護との関係整理等が必要となるため、今後さらに議論を深める必要がある。</p> <p>【提案理由】 現在、わが国金融機関が担保付社債を発行する場合、担保付社債信託法に基づき発行することが可能であるが、担保管理における事務手続きの煩雑さなど制約が多く、担保付社債はほとんど流通していない。また、法律に基づかないストラクチャードカバードボンドの場合、コスト面、流動性の面から金融機関の継続的な資金調達手段とはなりにくく、現在までわが国では発行事例はない。わが国金融機関の資金調達は預金と無担保社債が中心となっているが、今後、預金の減少が予測されるなかでは社債などによる市場からの調達の重要性がますます高まることが予想される。一方、金融危機時にわが国の社債マーケットは大きな影響を受け、資金調達における困難に直面した経験を踏まえれば、金融機関の調達手段の多様化は重要な課題である。</p> <p>海外では、欧州においてはカバードボンドは市場規模250兆円にまで拡大しており、加えてリーマンショック後にも安定した発行実績を確保するなど、その有用性が確認されているところである。さらに、これまでカバードボンドを導入していなかった豪州、韓国、カナダなどアジア太平洋地域でもカバードボンドの法制化の動きが広がっており、カバードボンドにより、外貨を含む資金調達を行っている海外金融機関とのイコールフィッティングを確保することは、今後、わが国の金融機関が海外業務を展開していく上では不可欠である。</p> <p>また、国内においても、年金等の有力な運用手段たり得る新商品を準備することの意義は高く、法制化による新規市場創設が望まれるところである。</p>	日本経済団体連合会	金融庁	日本においては、欧州等で見られるようなカバードボンドの発行のための特別の法制整備はされていません。	対応不可	—	わが国の銀行等は諸外国と比較すると預貸率も低く、国債等を潤沢に保有しており、これを担保とした資金調達が可能な状況にあることから、現状ではカバードボンドを発行する喫緊のニーズはないと考えられます。具体的なニーズがないにもかかわらず法制化の検討を行うこと自体、国際的にわが国の銀行が資金調達に困難を抱えているかのように受け止められる危険性があること、また、カバードボンド保有者を優先的に保護し、倒産法制における例外を認めることは、預金者や預金保険制度への損失が増大するおそれがあると考えられることから、法制整備を行うことは適当でないと考えます。
12	3月22日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	貸金業法の規制対象の明確化	<p>【具体的内容】 親会社と会社法上の「実質子会社」との間の資金の貸し借りについて、貸金業法の規制の対象とすべきではない。</p> <p>【提案理由】 貸金業法第2条に定める貸金業については、同法第3条の登録を要することとされているが、旧商法上の親子関係(一方が他方の総議決権数の過半数を保有する関係)にある会社間における資金の貸し借りについてはこの適用がないものとされている(平成18年7月21日付け「金融庁における法令適用事前確認手続(回答書)」)。その理由は、①親子会社は、親会社が子会社に対して有する支配関係から経済的には一体と見ることができ、親子会社間での資金の移動は同一法人内での資金の移動と同視できること、及び②貸金業法が貸金業者に対し登録を義務付けて同法の規制のもとに置いている趣旨は、高利貸し、過剰融資、過酷な取立行為等を防止し、「貸金業を営む者の業務の適正な運営の確保及び資金需要者等の利益の保護を図る」(貸金業法第1条)点にあるところ、親子会社間においてこれらの行為が行われることは想定しがたいことにあると考えられる。</p> <p>一方、親会社と会社法上の「実質子会社(会社法施行規則3条3項2号に基づき子会社とされるもの)」との間の資金の貸し借りについては、貸金業法の適用があるか否かについて、これまで明らかにされていない。しかし、旧商法上の親子会社間における資金の貸し借りにつき貸金業法の適用がないことの理由として考えられる上記①及び②は、いずれも、親会社と会社法上の「実質子会社」との間の関係においても、同じ当てはまるものである(連結会計上、旧商法上の子会社と会社法上の「実質子会社」とが取扱いにおいて全く区別されていないことに照らしても、このことは明らかである。)。そこで、親会社と会社法上の「実質子会社」との間の資金の貸し借りについても、貸金業法の規制の対象とならんとすべきである。</p>	日本経済団体連合会	金融庁	親会社が、子会社に貸付けを行い、または子会社からも借入れを行う場合及び一人会社(株主が一人しかいない会社)から、その株主である会社(完全親会社)への貸付け、完全親会社を同じとする一人会社に対する貸付けについては、業として行っていないければ、貸金業法第2条第1項の貸付けには該当せず、同法第3条に規定する貸金業の登録は不要となっています。	対応不可	貸金業法第2条第1項、第3条、貸金業法施行令第1条の2	親会社と会社法上の「実質子会社」との間の資金の貸し借りについては、通常、業として貸付けを行うことを目的としていると考えられることから、貸金業法第2条第1項の貸付けに該当し、同法第3条に規定する貸金業の登録が必要です。ただし、業として行われない場合には、この限りではありません。
13	3月22日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	農業協同組合に対する金融庁検査について	3者要請検査による農協検査は、都道府県知事からの要請がないと実施できない。農協の貯金は全国で90兆円であり、未だに農協職員による着服・横領が頻発しているなか、金融庁が自ら機動的に直接検査ができるようにしていただきたい。	個人	金融庁、農林水産省	信用事業を行う農協に対する3者要請検査は、農協法第94条第3項、第98条第1項及び「農業協同組合法に定める要請検査の実施に係る基準・指針」(平成23年5月)等に基づき、 ①貯金規模が1,000億円以上若しくは、都道府県域の平均以上の農協で、都道府県知事が地域の金融システムや地域経済に与える影響が大きい農協 ②不正・不祥事の再発が認められる農協 について、都道府県から要請を受けて、農林水産省及び金融庁が、都道府県と連携して平成23年7月より実施しているところ。(平成23年度実績11農協、平成24年度実績21農協) また、平成25年3月には、農林水産省及び金融庁が連携して、これまで実施した検査での指摘事例の中から、他の農協においても適切な管理態勢を構築する上で、参考になるような事例を選定し、「農協検査(3者要請検査)結果事例集」として公表しております。	対応不可	農業協同組合法第94条第3項、第98条第1項	農協は、地域の農家等組合員の発展、農業振興などの役割を果たすため、経済事業を含む幅広い業務を一体的に実施していることから、検査及び監督は、都道府県が一元的に行っているところ。3者要請検査については、貯金者保護及び農業支援組織の適正なガバナンス確保を図る観点から、農協の経営実態等を日常的に把握し監督を行っている都道府県に加え、金融機関に対する検査を実施している金融庁と、農協系統の総合事業者としての特性を踏まえた検査を全国的視野で実施している農林水産省が、それぞれのノウハウを活かした検査を連携して行うことによって、より実効性のある検査が可能となると考えております。ご提案の金融庁が自ら機動的に農協検査を行うことについては、 ①各農協の経営実態等を日常的に把握している都道府県の知見が生かされないこと、 ②農協貯金90兆円のうち7割程度は、上部団体(農林中央金庫、信用農業協同組合連合会)への預け金となっており、上部団体に対しては、金融庁が事業の健全な運営を確保する観点等から適宜検査を実施していること(原則、農林水産省と金融庁が共同で検査を実施)、から、必ずしも適切かつ必要な方策ではなく、3者要請検査の定着と一層の推進を図っていくことが課題と考えております。 なお、全国知事会からは、平成22年5月に「検査に係る権限を国と都道府県で持つことは、二重行政となり極めて不合理である」旨の意見表明が行われているところ。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
14	3月22日	7月9日	7月31日	金融・証券・保険	改正貸金業法の金利規制及び総量規制の見直し	<p>【具体的内容】 総量規制撤廃(貸金業法)をお願いしたい。個人消費の増加による経済効果や、個人の家計のゆとりある計画性、中小企業の経営安定化など。それらによる波及効果として増収増、雇用拡大、貸金アップも見込まれる。</p> <p>【提案理由】 貸金業法にて、年収の1/3以上の借入れが出来ない総量規制が行われているが、借入れ限度額の年収の1/3自体も根拠が無く、貸し渋りや、借入れ先が無く破産や債務整理、中には自殺などの問題なども有り、間金の増加、最近では手口も巧妙になり、クレジットカードの現金化、携帯電話の買い取り、通帳の現金化など、実際の借入れ取り立ても表に問題化しない様になってきている。又、反対に弁護士によるトラブルなども多数あり、消費者金融と組んで、ネットを利用して借入れ希望の客に来店して頂けるなら借入れを許可しますと呼び出し、来店した客に債務整理を勧め弁護士を紹介するなどの問題など、貸金業法改正による問題は様々ある。しかし、総量規制撤廃(貸金業法)して頂きたい根本は、個人の消費の促進、経済状況を変える事と、個人の家計にゆとりと計画性を持たせる事、中小企業の経営などがある。</p>	個人	金融庁、消費者庁、法務省	借入残高が年収の3分の1を超える、貸金業者から行われる個人の新規の貸付けは、原則として禁止されています。上限金利については、借入金額に応じて15%~20%とされています。	対応不可	貸金業法12条の8、13条の2等	多重債務問題の抜本的総合的対策として、過剰貸付けの抑制のための総量規制の導入や、金利体系の適正化に係る上限金利の引下げ等を含む改正貸金業法が衆・参両院の全会一致によって成立しました。平成22年6月の改正貸金業法完全施行に際し、同法の施行状況については、金融庁、消費者庁及び法務省において、施行後の状況をフォローするため、関係者ヒアリング等を実施した結果、特定の制度の見直しが必要となるような実態は把握されないとの結論を得ました。
15	3月24日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	保険 銀行 証券の本体での参入を、認めて欲しい。	<p>【具体的内容】 保険 銀行 証券の本体での参入を、認めて欲しい。どういふ事かと言うと、例えば生命保険会社が、損害保険に参入する。または銀行が保険に参入する時は、子会社を作らないと、いけないのである。欧州ではそんな規制は、10年以上前からない。銀行証券保険が自由に経営出来れば、ドイツ銀行 HSBC クレディスイス USB アリアンツ アクサゼネラルの様な、世界に通用する総合金融機関が、日本から誕生する。いまのまま小さく分割されていると、アジアの金融を中国などに、全て持っていかれる。自由化が遅すぎる。</p> <p>【提案理由】 例えば生命保険会社が、損害保険に参入する。または銀行が保険に参入する時は、子会社を作らないと、いけないので、世界に通用する総合金融機関が、日本から誕生しないのである。いまのまま小さく分割されていると、アジアの金融を中国などに、全て持っていかれる。自由化が遅すぎる。</p>	個人	金融庁	金融商品取引法第33条は、銀行等の金融機関による金融商品取引業を原則禁止としています。銀行は、銀行法第10条、第11条に規定する業務及び他の法律において認められる業務以外の業務を行ってはならないこととされています。保険会社の業務範囲は、保険の引受け(保険業法第97条)のほか、それに関連する付随業務(同第98条)、その他業務(同第99条)及び他の法律により行う業務とされています。	対応不可	金融商品取引法第33条、銀行法第10条、第11条、保険業法第97条、第98条、第99条、第100条、第106条、	銀行本体・保険会社本体が金融商品取引業を例外なく行えることは、銀行・保険会社の他業禁止の趣旨、また、銀証分離の趣旨である銀行の財務の健全性の確保、預金者と投資者の利益相反の防止、銀行の優越的地位の濫用の防止等を踏まえれば、措置は困難です。生損保本体による相互参入については、生命保険業と損害保険業は、それぞれ引受ける危険の性格や保険期間に相違があり、個々の契約者を他の事業リスクから保護する趣旨から生損保の兼営禁止を原則としているため、保険会社本体での相互参入を認めることは適当ではありません。また、保険契約者等の保護の観点から、保険会社を保険業に専念させる必要があるほか、他の事業に起因する不測のリスクが保険契約者等に波及する事態を回避する必要があるため、保険会社が行うことができる業務に制限が課されていますので、保険会社本体に銀行業・証券業を認めることは適当ではありません。なお、子会社方式のみならず、銀行・保険会社が持株会社方式で証券業務に参入することも既に可能とされています。
16	4月1日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	金融機関のクラウド活用に関する基準や要件の見直し	<p>【具体的内容】 金融庁の定める指針・基準により、金融機関には自社の利用するコンピュータシステムの定期的な監査が義務づけられているが、民間クラウド事業者のデータセンターへの立ち入りはセキュリティ確保の観点から制限されていることが一般的であるため、この指針・基準の見直しが必要。</p> <p>【提案理由】 クラウドの利活用を推進するためには、クラウドサービスの実態に合わせた制度見直しが必要であるため。</p>	融合研究所	金融庁	<p>【制度の現状の概要】 金融機関及びその業務委託先に対しては、監督指針及び検査マニュアルに基づき監督・検査を実施しています。また、システムリスクについては、更に「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」(公益財団法人金融情報システムセンター編)を参考にすることとしています。</p> <p>現状の監督指針及び検査マニュアルにおいては、比較的新しいサービスであるクラウドサービス特有のリスクについては、その管理、監督手法が確立されていないため、外部委託先管理の枠組みの中でクラウドサービス事業者への管理態勢を確認することとしています。</p> <p>また、「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」においては、クラウドサービスの利用にあたっては、適切なリスク管理が必要であるとしているものの、クラウドサービスは日々進歩しており、コスト削減や短期間での導入等のメリットがある反面、重要業務への利用や特有のリスクも想定されることから、現在の基準は、顕在化している課題・問題点に対する当面の暫定的な対応であり、最終形ではないとしています。</p> <p>【提案の具体的内容の概要】 クラウドサービスの実態に合わせた監査、監督方法の見直しが必要で</p>	検討	-	金融機関による外部委託先に対する監査方法については、監督指針及び検査マニュアルで一律的に規定するものではなく、金融機関と外部委託先との間で協議されるべきものと考えます。監査の方法としても、委託先の内部監査部門、又は委託先自らが依頼する外部の第三者による監査を受け、監査結果を委託元に報告する等の方法も考えられます(参考「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」【連91】)。
17	4月7日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	個人情報保護法 金融庁ガイドライン第6条 機微(センシティブ)情報について	本ガイドラインに沿った運用として、金融機関ではお客さま提出資料の機微情報部分を、黒塗りないし切り取り作業を強いられており、自主検査でのチェック人員も置くなど、極めて非効率な状態となっている。機微情報については、お客さま自身が、お客さまご自身の判断で、取得されたくない部分は切り取る等していただくよう、改正をお願いしたい。	個人	金融庁	金融分野における個人情報取扱事業者は、機微情報(政治的見解、信教(宗教、思想及び信条をいう。)、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療及び性生活、並びに犯罪歴に関する情報)については、原則として、取得、利用又は第三者提供を行わないこととされています。	対応不可	金融分野における個人情報保護に関するガイドライン 第6条	「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」は、金融分野における個人情報取扱事業者が個人情報の適正な取扱いの確保に関し行う活動を支援するため、金融分野における個人情報の性質及び利用方法にかんがみ、事業者に特に厳格な措置が求められる事項を定めているものです。この「事業者」に特に厳格な措置が求められる事項」には、「機微情報の取得等の原則禁止」も含まれています。従いまして、本ガイドラインの改正によりご提案に対応することは、本ガイドラインの上記目的・趣旨にそぐわず困難です。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
18	4月8日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	海外政府系ファンドの日本投資に対する買収監視措置の体制整備	<p><要望> 海外政府系ファンドの日本投資に対する、投資協定を含む買収監視体制を整備する。 ・資金力豊富な海外政府系ファンドの、情報開示/戦略投資に関する経済安全保障面での枠組みを整備する。</p> <p><理由> 投資対象会社の発行済株式総数の5%以上を所有する場合、又は5%以上保有し1%以上変動がある場合、金融庁に対する大量保有報告書の提出義務がある。 但し、海外投資家が購入する場合は、日本国内の常任代理人名義しか公表されず、実質の資金提供者がわからない状況。また、同一政府系ファンドが複数の常任代理人から購入(分散して保有)する場合や、同一国の複数の政府系ファンドが共同して議決権行使を行う可能性も想定されるが、海外政府系ファンドに関しては、情報開示がなされていないものが多く、海外投資家が日本企業の株式購入を行う際、企業側からは、実質の資金提供者が把握出来ない状況。 資金力豊富な政府系ファンド(中国・中東等)が出現する中、資金力だけで買収が決まる恐れがあるが、現在は、単なるポートフォリオ上の純投資か、戦略投資かの見極めも出ず、企業にとり不安材料となっている。 2011年 国民の声に「海外政府系ファンドが資金提供者の場合、大量保有報告書にその旨明記し、情報提出を義務付け」を要望した際、「大量保有報告制度は、投資者への情報提供を目的としており、企業の不安要素に応える制度ではない為、本制度で対応すべきでない」との省庁回答を得た。 制度目的から、大量保有報告書での対応が困難としても、海外政府系ファンドの投資に対しては、米国のように情報開示の要請を行う等、戦略的投資に対する対応を、関係省庁横断的に検討頂きたい。</p> <p><効果> 企業のリスクを低減する仕組みを導入することで、健全な純投資の呼び込みに繋げ、日本企業の経営安定性を向上させる。 日本企業としても、見えない外資に億して投資を拒むことがなくなり、海外投資を受け入れやすい環境が整備され、産業投資立国の促進に寄与する。</p>	民間団体	金融庁	金融商品取引法上の大量保有報告制度においては、上場会社が発行する株券等の大量保有者となった者は、大量保有報告書を提出することが求められています。 大量保有報告書においては、提出者に関する事項(個人・法人の別、氏名又は名称、住所又は本店所在地等)や保有目的等を開示することが求められており、提出者が海外投資家である場合についても例外ではありません。	対応不可	金融商品取引法第27条の23、株券等の大量保有に関する内閣府令	左記のとおり、大量保有報告書においては、提出者に関する事項(個人・法人の別、氏名又は名称、住所又は本店所在地等)や保有目的等を開示することが求められており、提出者が海外投資家である場合についても例外ではありません。 金融商品取引法上の大量保有報告制度は、経営に対する影響力等の観点から重要な投資情報を投資者に迅速に提供し、投資者保護を図ることを目的とするものです。このため、ご要望にあるような「企業のリスクを低減する」又は「日本企業の経営安定性を向上させる」といった観点から、特定の提出者に対して追加的な情報開示を求めることは適当ではないと考えます。
19	4月8日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	機関投資家による議決権行使結果開示の義務化	<p><要望> 議決権行使結果の開示は、上場会社だけでなく、機関投資家(実質株主)にも義務化する。 ・個々の機関投資家が、個別の銘柄について、議決権行使結果を開示する方向で、段階的にルール整備を推進する。 ・検討体制や、スケジュール等についても、お示し頂きたい。</p> <p><理由> 上場会社には株主総会の議決権行使結果の開示が義務付けられている。 この主旨は、株主意思の明確化による経営陣への牽制効果と、議決権行使を通じた株主との対話(コミュニケーション)の端緒とすることと理解している。 しかし、個々の機関投資家の議決権行使結果は、株主名簿上の名義であるカストディアンになっている為、実際に議決権行使の指図権のある実質株主が、どのような議決権行使したかが発行会社からは把握できず、株主との対話には繋がりが得ない。 2011年 国民の声に本要望を提出した際、「機関投資家が実際の議決権行使結果を公表することは、機関投資家が適切に議決権を行使しているか否かについての可視性を高めるとの効果が期待され、各機関投資家においては、議決権行使を通じたガバナンスの一層の向上を図る観点から、議決権行使を整理・集計の上公表することについて、多くの業界において業界ルール等の整備が一昨年行われた。これらの業界ルール等の整備を見極めつつ、なお幅広い観点から議論される必要があると考え」との省庁回答を得た。 投資における実質株主の可視化について、姿の見えない株主の議決権行使を株式の発行会社側で集計するだけでは意味がなく、議決権行使だけでなく、どこにどのような投資をしているかの実質株主の開示によって公正な競争の出来る対話型資本市場と言えるようになるために、本件が議論される体制や検討スケジュール等について、お示し頂きたい。</p> <p><効果> 実効性を伴った形での、上場会社と機関投資家間でのコミュニケーションが促進される。</p>	民間団体	金融庁	機関投資家による議決権行使の結果については、金融商品取引法の法定開示書類による開示は義務付けられていません。 国内機関投資家の主要3協会(投資信託協会、信託協会、投資顧問業協会)においては、業界ルール等を整備し、①議決権行使ポリシーを作成・公表するとともに、②議決権行使結果を整理・集計の上、公表しています。	検討	-	左記のとおり、国内機関投資家の主要3協会においては、業界ルール等を整備し、議決権行使結果を整理・集計の上、公表しています。 機関投資家による個別銘柄の議決権行使結果の開示については、ご要望のような意見がある一方で、「かえって議決権の行使がしづらくなる」「実務上の負担が大きい」といった意見もあるため、幅広い観点から慎重に議論される必要があると考えます。
20	4月10日	7月9日	7月31日	金融・証券・保険	リスクファイナンスの規制改革について	<p>①証券市場活性化のための日本版JOBS法の導入 小型ベンチャー企業の資金調達を容易にし、内部統制や開示を見直し、IPO維持費用の削減を目指す。</p> <p>②投資ファンド多様化のための日本版エリス法の導入 ベンチャーへの投資を可能にしたエリス法を導入し、長期安定投資の運用を、多額の長期安定資金を必要とする高付加価値型ベンチャー企業の創業を資金面で支援する。</p> <p>③エンジェル・ファンド組成の制度化 エンジェル税制の使い勝手をよくし、ベンチャーに貢献したい個人と適時適応に資金調達をしたいベンチャーをつなぐためにエンジェル・ファンドを制度化する。</p>	民間団体	金融庁、厚生労働省、経済産業省	【金融庁】 ①について ・株式の募集の取扱いは、第一種金融商品取引業者にのみ認められています。また、日本証券業協会の自主規制規則により、第一種金融商品取引業者は、非上場株式の一般投資家への勧誘等を、原則禁止されています。 ・企業が資本市場を通じた資金調達を行う場合、新興・成長企業に対しても、大企業と同様の開示ルールが適用されます。 【経済産業省】 ③について エンジェル税制は、個人がベンチャー企業に投資を行った際に、投資額分の所得控除もしくは他の株式譲渡益からの控除を受けられる制度であり、直接投資に加え、投資事業有限責任組合経由での投資も対象に含まれます。	①検討 ②事実確認 ③現行制度下で対応可能	【金融庁】 金融商品取引法5条1項、24条の4の4、28条1項、29条、193条の2 日本証券業協会店頭有価証券に関する規則等 【経済産業省】 租税特別措置法第37条の13第1項	【金融庁】 ①について 具体的な提案の内容が必ずしも明確ではありませんが、新興・成長企業へのリスクマネー供給を促進する観点から、金融仲介機能の充実の取組みとして、株式形態を含め、クラウド・ファンディングの枠組みの整備について検討を行います。 また、新規上場に係る事務負担の軽減や、上場企業等の機動的な資金調達を可能にするための開示制度の見直しなど、企業情報開示の合理化について検討を行います。 【厚生労働省】 ②について エリス法は加入者等の受給権の保護を目的とした法律であり、投資ファンドの多様化を目的としたものではない。また、我が国では企業年金が信託銀行等を通じて、ベンチャー企業への投資をすることは可能。 【経済産業省】 ③について ご提案の、エンジェル・ファンド経由におけるエンジェル税制の適用については、現行のエンジェル税制において対応可能です。 なお、経済産業大臣の認定を受けた投資事業有限責任組合経由での投資については、投資先企業の適用要件の緩和及び経済産業局への申請が免除されます。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
21	4月12日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	銀行法第16条の3(5%ルール)、同法第52条の24(15%ルール)の対象から信託認定を除外すること	信託協会は、銀行法第16条の3、第52条の24の適用対象から、除外していただきたい。【要望理由(詳細)】(1)信託認定が銀行の健全性には影響を与えないこと。受託者は、信託法第34条により、信託財産と受託者の固有財産との分別管理義務が課せられており、信託銀行は、信託法第28条第3項により、信託財産と固有財産とを分別管理するための体制を確保することが求められている。また、信託法第21条により、受託者が信託財産に属する財産をもって履行する義務が規定されており、信託法第22条には信託財産責任有限取得と受託者の固有財産とを相殺することができないことが規定されている。また、会社計算規則等に規定されている企業会計基準及び会計慣行を斟酌しなければならないと規定されており、また、投資家に会社の財政状況と経営成績を適切に開示するという会計本来の目的から、信託銀行は、受益者のために保有している信託財産の状況を赤字信託認定について、銀行自身の財政状況・経営成績を示す銀行勘定とは独立したものとて財務処理を行っている。また、元本として本物のある信託契約を結ぶ。信託認定が銀行の健全性に影響を及ぼさないこと。【要望理由(詳細)】(2)受託者の地位を利用した産業実態、他業種の取引、子会社に関する規定の漏れのないこと。信託銀行は、信託法第28条により、信託の本旨に従い、受益者のために忠実に、また、善良なる管理者の注意をもって、信託事務を処理しなければならないとされており、信託銀行に議決権の行使権がある場合であっても、受託者として当該議決権を行使するに当たっては、信託銀行は信託の目的に従い受託者のために行動しなければならない。また、信託法第21条に規定されている産業実態や善良なる管理者の具体的な行為規制が信託法第34条に規定されており、信託銀行は、信託法第28条により、信託財産に損害を及ぼす条件での取引、信託の目的等に照らして不要な取引、信託財産に関する情報を利用して自己や受益者以外の第三者の利益を図る目的をもって取引を行うこと等が禁止されている。信託法には規定された受託者としての義務や行為規制の効力を確保するために、信託法第21条に規定されている産業実態や善良なる管理者の具体的な行為規制を確保し、運用している産業実態を踏まえ利益相反行為を防止する態勢を確保することを求められており、信託銀行が受益者の利益のために適正に議決権行使を行うために、信託法第21条において、信託法の利益相反行為の禁止に係る具体的な規定として、「(5)議決権行使の管理」という項目を設けて、内部規程・業務細則が制定されているか、議決権行使に係る事務が保存されているかを検査することとしている。以上から、信託銀行は、信託財産の運用部門と銀行勘定の運用部門とを分離することで機能を分離し、信託財産の運用部門から独立した部門が、信託財産の運用部門が議決権行使を必要とする判断を行ったときの意思決定が信託財産の利益に有利に運用しているかについて定期的に検証する体制を構築しており、その体制の効力は当該の監査、検査をもって担保されている。従って、信託銀行が受託者という地位を利用し、自己の目的のために議決権を行使することはできず、産業実態、他業種の取引、子会社に関する規定の漏れの懸念はない。尚、信託銀行は、信託協会の選定に基づき、信託財産として保有する議決権に係るガイドラインを策定し、ホームページ等で公表している。信託財産として保有する議決権については当該ガイドラインに基づき行使する旨を議決権行使についても公表していることから、議決権行使の適法性は担保されている。(3)投資一任契約に基づき顧客のために行使する議決権が銀行の子会社である投資信託委託会社が指図を行う株式に係る議決権が適用対象ではないこと。銀行の子会社である投資運用を行う金融商品取引業者が、投資一任契約に基づき顧客のために議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行う株式に係る議決権は、当該投資一任契約の約定を前提として行われている場合であっても、銀行法第16条の3、第52条の24に規定する子会社が指図し、又は保有する議決権に含まれない。また、信託銀行が投資一任契約において顧客が有する株式に係る議決権の行使又はその指図の委任を受けた場合であっても、顧客が有する株式に係る議決権は信託法第34条に規定される議決権に含まれない。さらに、銀行法施行規則第1条の3第2項により、投資信託委託会社が指図を行う株式に係る議決権は銀行法第2条第11項に規定されている受託者として行使する議決権から除外されていることから、銀行の子会社である投資信託委託会社が指図を行う株式に係る議決権は、銀行法第16条の3、第52条の24に規定する議決権に含まれない。これは、議決権の行使の指図等が信託銀行や銀行の代表者である顧客の一般的利益を図るためにのみ行うものであると考えられるが、他方、信託財産の受託者である信託銀行も、受益者の利益を図るために議決権を行使しており、投資一任契約における信託法第34条に規定される議決権と同様である。(4)投資が制約されること。信託銀行は、受託者として、市場収益性の高い収益性を確保するために、インターネット運用というプラットフォームに適用することを目指し、運用資産で、信託財産として保有する議決権を行使している。特に市場収益性の高い運用資産の運用に際しては、信託銀行は、信託法第28条の3、第52条の24に基づき、銀行勘定及び信託勘定を合算して基準議決権数以下に抑えようとする場合、受託者責任の観点から、信託勘定で保有する株式を売却するに類似した運用を要する。銀行勘定で保有する株式を売却する必要性に迫られることとなり、信託銀行の銀行勘定を制約している。また、信託銀行が、受託者として運用資産を「自己の利益」を目的とする運用を行う場合、中小企業は市場価値が小さいため、受託者が大きな可能性が高く、受益者のための利益最大化を図ることの困難ともなわねない。(5)事務負担が重くなること。信託銀行は、銀行勘定及び信託勘定を合算した結果が株式等の保有に関する各種法令に抵触することを未然に防止するため、通常の銀行以上に株式等の取得のみならず管理に係る事務について信託銀行は、銀行勘定をまたがって対応するための詳細な一任規定を定め、加えて監査員責任を停止するシステム構築を図るなど、法令を遵守する体制を整備している。法令を厳格に遵守する立場だけでなく、その株式発行会社の資本実施(自己株取得等)による保有割合変動も把握して対応することが必要であるため、日々で信託勘定・銀行勘定の部門間をたがうチェックも必要となるなど、本件に係る事務を実施するための体制構築コスト並びに、システム構築コストは非常に大きな負担となっている。	信託協会	金融庁	銀行又はその子会社は、国内の会社の議決権については、合算して、当該会社の総株主等の100分の5(銀行持株会社においては、100分の15)を超える議決権を取得し、又は保有してはならないこととなっている。(いわゆる5%ルール)	対応	銀行法第16条の3、第52条の24	5%ルールの見直しに係る措置を盛り込んだ改正法が平成25年6月12日に成立しました。公布から1年以内に施行することとなり、それにあわせ、元本補填のない信託財産として取得・保有する議決権について5%ルールの適用対象外とするよう、所要の措置を盛り込んだ府令改正を行うことを予定しております。
22	4月12日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	顧客保護の観点より、「信託契約代理業」に係る規制を適正化すること	・金融商品取引法施行後、信託契約代理店が受託者のために行う信託契約締結の代理・媒介については、「発行者」の違いによって、金融商品取引業とされる場合と信託契約代理業とされる場合があり、同じ類型の商品でありながら適用される業法が異なっている。これによって、信託契約代理店や所属信託会社において実務上混乱が生じており、顧客保護上問題が生じる懸念がある。かかる事態を回避するため、「信託契約代理業」と「金融商品取引業」の定義を早急に再整理いただきたい。【要望理由】 ・「発行者」とは金商法の公衆縦覧開示規制における概念であり、原則として開示すべき情報を保有する者がこれに該当するが、その利用形態が多岐にわたる信託について、信託契約の内容を勘案せず、「発行者」(信託受益権の発行者は、受託者の運用裁量の有無や当初信託財産の態様等によって決まる。)の違いのみによって代理業務を金融業と信託契約代理業のいずれかに区分することは合理的ではない。例えば、年金信託や合同運用の金銭の信託では、経済実態がほとんど変わらない同類型の商品であっても、金商法では自益信託か他益信託かの違いによって発行者が異なるため、顧客に全く関係のない理由によって「代理業務」に適用される業法が異なることとなったため、実務上の混乱が生じている。例えば、当該代理業務が信託契約代理業に該当する場合は信託法が適用され、信託契約代理店が説明することでは信託法上の説明義務が果たされるが、当該代理業務が金融商品取引業に該当する場合は金商法が適用され、代理店が委託者兼当初受益者に対して契約内容の説明を行ったとしても信託法上の説明義務を果たしたものと看做されず、受託者に対する信託法上の説明義務が除外されないため、過剰感のある規制となっている。かかる制度は顧客にとっても難解なものであり、顧客保護の観点からも、「代理業務」の位置付けについて分かりやすい再整理を行う必要性がある。具体的には、(1)信託法第2条第8項の括弧書の削除、及び(2)金商法定義府令第16条において、金商法第2条第8項第9号の有価証券の募集・私募の取扱いのうち、信託契約代理業(信託法第2条第8項)に該当する行為を金融商品取引業から除く旨の規定追加、が考えられる。	信託協会	金融庁	平成18年の金融商品取引法の改正により信託受益権が「有価証券」と整理されたことから、一部の信託契約の代理・媒介を行う営業については、第2種金融商品取引業と整理されているところです。例えば、「受託者が発行者となる信託契約以外の信託契約」を信託代理店で取り扱う場合、金商法が準用されない一方、「受託者が発行者となる信託契約」を取り扱う場合、第2種金融商品取引業と整理される一部の信託代理店で金商法が適用されます。	対応不可	信託法第2条第8項金融商品取引法第2条第5項金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第14条	平成18年の金融商品取引法改正において、横断的な投資家保護制度の整備の観点から、信託受益権は、投資性のある金融商品として、「有価証券」と整理されたところです。その際、受託者が信託受益権の「発行者」とされるような信託の契約の締結に関して、その代理又は媒介を「有価証券の募集、私募の取扱い」と法律上位置づけ、金融商品取引業に該当することとしました。また、これに伴い、このような信託契約の代理・媒介については、信託法と金融商品取引法の二重の規制を回避する観点から、信託契約代理業の対象から除外したところです。受託者が発行者となる信託契約の代理・媒介については、横断的な投資家保護法制である金商法により規制することが合理的であると考えます。
23	4月12日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	元本補填付金銭信託等を信託代理店で取り扱う場合、信託代理店への金融商品取引法の適用を除外すること	・信託代理店が信託契約の締結の代理又は媒介を行う際、受託者が受益権の発行者となる場合(金銭を信託財産とする自益信託)は、「信託契約代理業(信託法第2条第8項)」には該当せず、金融商品取引法の規制を直接受ける。・金商法が準用されない「特定信託契約以外の信託契約(信託法施行規則第30条の2各号)」については、信託代理店に対する金融商品取引法の適用を除外し、信託法に基づき信託契約代理業として取り扱いいただきたい。【提案理由】 ・元本補填付金銭信託を受託者が自ら取り扱う場合、「特定信託契約以外の信託」であるために、金商法は準用されない(兼営法第2条の2)。しかしながら、信託代理店が取り扱う場合は、当該代理店が金融商品取引業者となり、金商法の規制が適用される。・その結果、自ら取り扱う場合には課されない契約締結前交付書面の交付義務が信託代理店には課されることになる。また、信託代理店においては、「信託契約代理店」の場合には課されない法定帳簿(取引日記帳、顧客勘定元帳)の作成・保存義務等が課され、態勢整備が必要となる。従来は、元本補填付金銭信託の販売チャネルとして、信託代理店ではあまり活用されていなかったが、今後は、(販売チャネルとしての)活用ニーズの増大が見込まれる。例えば成年被後見人の金銭を元本補填付金銭信託で管理し、成年被後見人の生活の安定を図るために分割交付する信託(いわゆる「後見制度支援信託」)など、元本補填付金銭信託に対する社会的な活用ニーズが高まってきており、今後、信託代理店制度を活用して全国的に提供していくことが求められている(主な担い手となる信託銀行の店舗網では地域的な広がり限界があるため、信託代理店等の販売チャネル拡充が極めて重要となる。)。一方、全国的な提供を進める上で重要な役割を担う販売チャネルとなる地域金融機関等においては、上記規制に基づく態勢整備負担が参入の重しとなることから、販売チャネルの拡充が進まない可能性がある。以上を勘案し、金商法が準用されない元本補填付金銭信託等、「特定信託契約以外の信託契約(信託法施行規則第30条の2各号)」を信託代理店が取り扱う場合において、金融商品取引法の適用除外を要望するもの。	信託協会	金融庁	平成18年の金融商品取引法の改正により信託受益権が「有価証券」と整理されたことから、一部の信託契約の代理・媒介を行う営業については、第2種金融商品取引業と整理されているところです。例えば、元本補填付金銭信託等の「特定信託契約以外の信託契約」を信託代理店で取り扱う場合、受託者には金商法が準用されないものの、第2種金融商品取引業と整理される一部の信託代理店では金商法が適用されます。	対応不可	信託法第2条第8項、金融商品取引法第2条第5項、金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第14条	平成18年の金融商品取引法改正において、横断的な投資家保護制度の整備の観点から、信託受益権は、投資性のある金融商品として、「有価証券」と整理されたところです。その際、受託者が信託受益権の「発行者」とされるような信託の契約の締結に関して、その代理又は媒介を「有価証券の募集、私募の取扱い」と法律上位置づけ、金融商品取引業に該当することとしました。また、これに伴い、このような信託契約の代理・媒介については、信託法と金融商品取引法の二重の規制を回避する観点から、信託契約代理業の対象から除外したところです。元本補填付金銭信託は預金類似商品であり、信託兼営金融機関しか取り扱うことができない。これを自ら取り扱う場合は、それぞれの根拠法により顧客保護が図られていることから、金商法を準用しないこととしています。一方で、信託契約代理店を通じて取り扱う場合には、有価証券であることから金商法の規律によって顧客保護が図られることが適当と考えます。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
24	4月12日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	信託代理店による特定信託契約締結の代理におけるプロ・アマ規制の緩和	<p>・特定信託契約の引受け時には金商法が準用され、受託者にプロ・アマ管理規制(特定投資家への告知義務等)が課される(準用金商法第34条～34条の5)。</p> <p>・信託代理店が特定信託契約(受託者が受益権の発行者となるもの)の締結の代理・媒介を行う場合には信託代理店にもプロ・アマ管理規制が課され、顧客が一つの取引に対して異なる主体からプロ・アマ管理を受け、理解が困難な制度となっている。</p> <p>・受託者と信託代理店にそれぞれ課されているプロ・アマ管理規制を顧客にとって分かり易く納得感のある制度としていただきたい。</p> <p>【提案理由】</p> <p>・同一の特定信託契約にかかる一連の取引において、相手方となる同一の顧客につき、契約締結の代理・媒介を行う販売者(信託代理店)と契約締結を行う信託引受者(受託者)に対し、それぞれプロ・アマ管理規制が課されている。当該ケースにおいては、金商法の規制を直接受ける信託代理店は「有価証券の売買等」、受託者は「特定信託契約の引受け」と、プロ・アマ管理にあたって契約の種類が異なることとなる。同じ契約の種類に属する他取引が既に存在する場合は、信託代理店と受託者各々で、既存のプロ・アマ管理区分次第で、顧客に対して必要となる対応が異なることとなる。管理が非常に煩雑になり実務上の支障が大きい。</p> <p>・顧客にとっても、(1)同一の契約にかかる取引にもかかわらず、当該契約に関して、各々の業者で顧客への対応(告知の有無等)が異なることとなる点、(2)契約締結前までに、直接の窓口である信託代理店に加え、受託者との間でもプロ・アマ管理にかかる一連の手続きを行わなければならない点など、理解が困難な制度となっている。よって、信託代理店による特定信託契約締結の代理における、信託代理店と受託者にそれぞれ課されるプロ・アマ管理の規制については、顧客にとって分かり易く納得感のある制度としていただきたい。</p>	信託協会	金融庁	平成18年の金融商品取引法の改正により信託受益権が「有価証券」と整理されたことから、一部の信託契約の代理・媒介を行う営業については、第2種金融商品取引業と整理されているところ。例えば、特定信託契約を取り扱う場合、受託者には金商法が準用される一方、第2種金融商品取引業と整理される一部の信託代理店にも金商法が適用されるため、信託代理店と受託者に二重にプロ・アマ管理規制が課されます。	対応不可	兼営法第2条の2で準用する金商法第34条から第34条の5まで、信託業法第24条の2、信託業法第2条第8項、金融商品取引法第2条第5項、金融商品取引法第2条に規定する内閣府令第14条	平成18年の金融商品取引法改正において、横断的な投資家保護制度の整備の観点から、信託受益権は、投資性のある金融商品として、「有価証券」と整理されたところ。その際、受託者が「信託受益権の「発行者」とされるような信託の契約の締結に関して、その代理又は媒介を「有価証券の募集、私募の取扱い」と法律上位置づけ、金融商品取引業に該当することとしました。また、これに伴い、このような信託契約の代理・媒介については、信託業法と金融商品取引法の二重の規制を回避する観点から、信託契約代理業の対象から除外したところ。受託者と第二種金業者である信託契約代理店は別々の法主体であり、別の根拠法令に基づき、プロ・アマ管理を行うものであり、二重規制ととらえることは適当ではありません。
25	4月12日	7月9日	7月31日	金融・証券・保険	信託契約代理店に係る財務局宛届出書等の緩和	<p>・信託業法第68条第1項第6号、同法施行規則第70条第2号に基づき、信託契約代理店にかかる登録申請書において、「役員が、他の法人の常務に就任し、又は事業を営むと計るに当たっては、当該役員の名義又は名称並びに当該他の法人又は事業所の商号若しくは名称及び事業の種類(以下「役員兼職状況」という。)が記載事項とされている。銀行法第55条の4第1項及び銀行法施行令第16条の8に定義される銀行等が信託契約代理業を営む場合、役員兼職状況について届け出をすることを不要としたい。</p> <p>【提案理由(詳細)】</p> <p>(1)銀行等の役員兼職規制により役員兼職が当局の監督下にあること、銀行の常務に就任する取締役は、銀行法第7条により、他の会社の常務に就任することが原則認められておらず、他の会社を兼職する場合には内閣総理大臣の認可が必要となり、銀行法施行規則第7条第2項により、当該認可申請があった場合には、兼職を行うことが銀行の常務に就任することに関与するおそれがないものを要する必要があることとされている。銀行代理店における「銀行等」の定義(他の金融機関の業法(信用金庫法(信用金庫)、協同組合による金融事業に関する法律(信用組合)など)においてもこれと同様に規定されている。また、銀行の常務に就任する取締役は、銀行法第7条の2により、「銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、「十分な社会的信用を有する者でなければならない」とされている。これは、銀行業務の高度な公共性に鑑み、銀行に対して業務の健全かつ適切な運営を求めるため、銀行の常務に就任する取締役の資質について極めて高いものを求められていることと見られる。当局は、主要銀行向けの総合的な監督指針Ⅲ-1-21に列記された要項に基づき取締役の適性を検証している。また、金融検査マニュアルにおいて、取締役に限らず監査役を含めた役員は、「高い職業倫理観を涵養し、全ての職員に対して内部管理の重要性を強調・明示する風土を組織内に醸成する責任がある」とされており、監督指針Ⅲ-3-1-2でもって「役員による法令等違反行為への対応」として、極めて厳しい監督が行われ、公益を害する行為を行った場合には銀行法第27条により解任もありえることとなっている。よって、銀行等の役員(取締役・監査役)はその公共性・公益性に鑑み、知識・経験及び社会的信用に係る高い資質を求められていることから、信託代理業の登録の際に役員兼職先を届け出ることし「目的」としてとられる「他に営む業務が公益に反する」(信託業法第70条第4号)ような兼職が行われることは考えられない。(2)銀行等が銀行代理業、登録金融機関としての金融仲介業務を行う場合との平仄、銀行法施行規則第34条の32第2項により、銀行等が届け出るべき事項から銀行法施行規則第34条の32第1項第2号が除外されているため、銀行等が銀行代理業を営む場合には、役員兼職状況については届出が不要となっている。また、金融商品取引法第33条の3及び金融商品取引業等に関する内閣府令第44条に役員兼職状況が規定されている。銀行等が金融商品取引法に基づき登録金融機関として金融仲介業務を行う場合についても、通常の金融商品取引業者において役員兼職届出が必要とされているにも関わらず、役員兼職状況の登録申請並びに変更届出は不要となっている。(3)過度な事務負担、役員兼職状況については、代理店の役員交代のみならず兼職先の社名変更等といった兼職先の事情によるものについても届出対象となる。また、信託会社等に関する総合的な監督指針によると、「常務に就任」とは「代表権のある取締役」に就任する場合は全て承認の対象となるほか、代表権のない取締役でも会長、副会長、社長、副社長、専務、常務として対外的に常務に就任していると思われる役員兼職となる。実態上、常務に就任していない場合においても届出対象となる。信託契約代理業を銀行等が営む場合、当該銀行等の役員が、信託契約代理業の兼職届出を必要とする理由であるところの公益に反した兼職を行う事態は考えられず、であるにもかかわらず、当該規制への対応のため、各銀行等においては別途特別な対応体制を取ることを経済的に必要とされている。過度な事務負担が生じていると認めざるを得ない。また、特に、社外役員については、月に1～2回の出社となるケースが多い中、兼職先が追加・変更となった際に2週間以内に届け出ること物理的にハードルが高く、社外役員を擁している銀行等においては、自主的な事務負担を生じている。今後、業法・業法施行規則改正等により、社外役員を擁している銀行等が増加することは必然であり、本件緩和は喫緊の課題と考えられる。(4)公衆保護の意義が低いと考えられること。公衆保護の目的は公衆保護によって人権を損ない、届け出をすることによって法の趣旨を逸脱した行為が行われないようにすることであると考えられるところである。本件においては、役員が公益に反したような兼職を防止する観点等から行われているものと考えられる。信託契約代理業を銀行等が営む場合、当該銀行等の役員が、信託契約代理業の兼職届出を必要とする理由であるところの公益に反した兼職を行う事態は考えられないことから、これらについては、公衆保護に付す意義はないものと考えられる。</p>	信託協会、都銀懇話会	金融庁	信託契約代理業の登録の際には、申請書に役員兼職状況を記載する必要があり。また、兼職状況に変更があった場合は、2週間以内に届け出ることがあります。	検討	信託業法第68条第1項第6号及び第71条第1項、信託業法施行規則第70条第2号	銀行等が信託契約代理業を営む際の登録申請に役員兼職状況の記載を不要とするための必要な措置を講ずることとします。
		4月15日	7月9日	7月31日	金融・証券・保険	信託契約代理店に係る財務局宛届出書の廃止	<p>信託契約代理店に係る役員兼職状況の届出の廃止</p> <p>【提案理由】</p> <p>銀行が信託契約代理業を営む場合、内閣総理大臣の登録を受けるため、登録申請書を提出する必要があるが、この申請書の記載事項に役員兼職状況がある。この申請書は、記載事項に変更があった場合、2週間以内に変更の届出を行わなければならないため、信託契約代理店において役員兼職を確認するための事務負担が生じている。</p> <p>銀行の取締役の兼職については銀行法第7条により内閣総理大臣の認可を受ける必要があること、また、銀行が銀行法上の銀行代理業や金融商品取引法上の登録金融機関として金融商品仲介業務を営む場合には、役員兼職状況は届出不要とされていることを考慮すると、信託契約代理店に係る役員兼職状況の届出は不要としても問題ないと考える。</p>	全国地方銀行協会				
26	4月12日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	「信託の受益権」(金融商品取引法第2条第2項第1号)の定義見直し	<p>・信託受益権(金融商品取引法第2条第2項第1号)について、平成17年12月22日付金融審議会金融分科会第一部会報告において示された有価証券の基準、すなわち「(1)金銭の出資、金銭等の償還の可能性を持ち、(2)資産や指標などに関連して、(3)より高いリターン(経済的効用)を期待してリスクをとるものといった基準」に則って、定義を見直していただきたい。</p> <p>・特に元本補填の付された信託受益権や、単なるもの管理信託について、有価証券の定義から除外していただきたい。</p> <p>【提案理由】</p> <p>(1)信託受益権については、金融商品取引法第2条第2項第1号により、一律に有価証券と規定されたが、有価証券と看做されるべきでない信託受益権までもが有価証券とされており、多様な利用のされ方をしている信託について、十分な配慮がされておらず、金融商品取引法の規制を課することが適正でない信託が存在する。例えば、普通預金や定期預金と同様の経済的性質を有する元本補填の付された信託受益権や、単なるもの管理信託までもが、一律に有価証券と看做され金融商品取引法の規制の対象となっている。これらは、平成17年12月22日付金融審議会金融分科会第一部会報告にて示された有価証券の基準に当てはまらないと考える。(2)元本補填の付された信託の受益権は、株式や社債といった投資性の強い商品とはその経済的性質を異にし、市場リスクによる元本欠損のおそれがない。したがって、普通預金や定期預金と同様に金商法上の「有価証券」から除外しても、顧客保護上の懸念はないと考える。また、信託の受益権に元本補てんを付すことができるのは、内閣総理大臣から信託業務の兼営の認可を受けた銀行等(兼営金融機関)に限定されており、兼営金融機関は財務の健全性が担保されていると考えられることから顧客保護上特段の支障はないと考える。</p>	信託協会	金融庁	信託受益権は、金融商品取引法上「有価証券」とみなされています。	対応不可	金融商品取引法第2条第2項第1号	信託受益権については、包括的・横断的な投資家保護を図る必要があるとの観点から、元本補填の有無等にかかわらず「有価証券」とみなすこととし、金融商品取引法の対象としています。元本補填の付された信託受益権や管理信託に係る信託受益権であっても、収益の多寡等によって価格の変動が生じ得るものであり、有価証券の定義から除外することは困難です。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
27	4月12日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	金商法施行令第2条の10第1項第1号柱書きの「信託の受益権」を除外すること	・金融商品取引法施行令第2条の10第1項に規定する有価証券の運用比率の算定において、「信託の受益権(受託者に信託業法・兼営法が適用されるものに限る)」を除外していただきたい。少なくとも預金類似の性質を有する兼営法第6条に基づく「元本補てんの付された信託の受益権」を除外していただきたい。 【提案理由】 (1)みなし有価証券の一部(主として有価証券に投資、かつ、その保有者が500名以上となるもの)を公衆縦覧開示規制の適用対象とする趣旨は、当該有価証券についての情報はその有価証券保有者はもとより市場における他の投資者の投資判断にとっても重要な情報であり、その投資運用の情報を定期的に開示させる必要性が高いことであると説明されている。しかし、運用対象が2項有価証券である場合はその流通性が制限され、流通市場は存在しない、「存在しない市場における他の投資者の投資判断」のために、これに対する投資情報を公衆縦覧に供する必要はない。(2)また、信託受益権は約款や契約書においてその譲渡が制限され、或いは譲渡先が特定されている。かかる場合には開示書類を直接提供することで投資者保護が図られることから、公衆縦覧の必要はないと考える。(3)信託の受託者には、他の集団投資スキームとは異なり信託業法等のもと、免許制等の高度な業規制が課され、十分な受益者保護が図られていることから、受益者宛の開示書類を公衆縦覧に供する必要はなく、これを不要としても受益者保護が後退することはない。(4)特に、元本補てんの付された信託の受益権は、預金類似の性質を有しており、預金保険制度の対象となるなど、預金と同様の取扱いがなされている。従って、主として元本補てんの付された信託の受益権に運用されている場合には、預金と同様に公衆縦覧開示規制を課す必要性はないと考える。(5)また、信託財産の総額の50%超を有価証券等に投資することを目的とする信託には元本補てんを付すことができない(兼営法施行規則第37条)ことから、金商令第2条の10第1項に規定する有価証券の運用比率の算定において、投資性の強い有価証券と同様の取扱いとすべきでないと考ええる。	信託協会	金融庁	信託財産に属する資産の価額の総額の100分の50以上の額を有価証券に対する投資に充てて運用を行う信託の受益権は、金融商品取引法上の開示規制の対象となります。	対応不可	金融商品取引法第3条第3号、金融商品取引法施行令第2条の10第1項第1号	有価証券の運用比率の算出については、金融商品取引法上の開示ルールが適用される信託の受益権の範囲を画するとの趣旨から、金融商品取引法上の有価証券を対象とするものであり、元本補てんが付されているからといって対象から除外することは困難です。
28	4月12日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	内国信託受益権における有価証券届出書・目論見書・有価証券報告書が投資家にとって分かりやすいものとなるよう、「受託者、委託者及び関係法人の情報」(特定有価証券開示府令第6号様式 第三部、同開示府令第9号様式 第3に掲げる事項)について記載項目の見直しや、目論見書の二段階化、参照方式の採用等により改善いただきたい。また、特定目的信託(第5号の4様式、第8号の4様式)についても、内国信託受益権等と同様の性格を有するものであり、あわせて改善を検討いただきたい。・具体的な提案内容は以下のとおり。 【具体的提案内容】 開示書面の改善の具体的方法として以下の3つが考えられ、これらを導入いただきたい。 ＜記載項目の改善＞・現在発行されている「内国信託受益権等」の多くは、多数の投資家から預かった資金をまとめて運用する合同運用金銭信託や、多数の投資家の投資対象となる信託財産を管理する受益証券発行信託が占めており、商品性が類似する「内国投資信託受益証券」を模した開示制度とすることが投資家のニーズに沿うものと考えられることから、内国投資信託受益証券の開示様式(第4号様式、第25号様式)を参考に、受託者の管理・運用能力を示す態勢や実績の情報を加える一方で経理状況に係る情報は簡素化するなど、記載項目を改善すること。 ＜目論見書の二段階化＞・目論見書について、「内国投資信託受益証券」と同様に、投資家に必ず交付しなければならない目論見書(交付目論見書)と、投資家から請求があったときに交付する目論見書(請求目論見書)の二段階に分け、交付目論見書の記載項目について、投資家の投資判断における必要度・重要度が真に高いものに絞るなど、簡素化すること。 ＜参照方式の導入＞・受託者等の情報の記載について、参照方式を採用したとしても、投資家が投資の判断をするにあたって必要な情報はきちんと提供され、投資者保護上は何ら問題なく、情報量の適正化も図られると考えられるため、参照方式を導入すること。 【提案理由】 ・開示規制の適用を受ける内国信託受益権等については、特定有価証券開示府令第6号様式により有価証券届出書・目論見書、特定有価証券開示府令第9号様式により有価証券報告書を作成する必要がある。このうち「受託者、委託者及び関係法人の情報」(「受託者等の情報」)については、「企業開示府令第2号様式」の第二部「企業情報」に準じて記載することとされているが、内国信託受益権等の有価証券届出書・目論見書及び有価証券報告書において、記載事項の大部分を「受託者等の情報」が占めている。・内国信託受益権等は、信託財産がその価値の源泉であり、この信託財産は、受託者の財産とは別して管理することが義務付けられている。従って、内国信託受益権等は、発行体の信用力に基づいて発行される社債券や株券とは本質的に異なっており、受託者等の情報を発行体と同様に開示する必然性はないものと考えられる。加えて、受託者等の情報を記載することにより投資家に提供する情報の量が過重になっていることから、却って投資家にとって投資に重要な情報(運用者たる受託者の運用能力など)が把握しづらなものとなっており、また、受託者にとっても業務上の大きな負担となっている。	信託協会	金融庁	内国信託受益権等に係る有価証券届出書には「受託者、委託者及び関係法人」の情報を記載することとされています。その具体的な記載内容は、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第6号様式 第三部【受託者、委託者及び関係法人の情報】において、「1 受託者の概況」から「4 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式「第二部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載することとしています。目論見書が交付目論見書と請求目論見書に二段階化されている有価証券は、投資信託の受益証券及び投資法人の発行する投資証券・投資法人債券のみであり、内国信託受益権等はその対象外としています。特定目的信託に係る資産信託流動化受益証券についても、内国信託受益権等と同様の制度としています。	検討	金融商品取引法第5条第5項において準用する同条第1項、第13条第2項、第15条第2項及び第3項、第24条第5項において準用する同条第1項、金融商品取引法施行令第3条の2、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第10条第1項第7号及び第9号、第15条第7号及び第9号、第16条、第5号の4様式、第6号様式、第8号の4様式、第9号様式	【具体的提案内容】の＜記載項目の改善＞及び＜目論見書の二段階化＞については、内国信託受益権等には、「内国投資信託受益証券」と商品性が類似しているものだけでなく、特定目的会社の発行する「資産流動化証券」などと商品性が類似しているものがあること、目論見書を二段階化することに対する投資者のニーズを確認する必要があることにも留意する必要があります。また、＜参照方式の導入＞については、届出者と受託者・委託者及び関係法人が異なる場合があることから、例えば内国信託受益権等に係る有価証券届出書に記載することとされている「受託者、委託者及び関係法人」の情報について受託者等が提出した有価証券報告書等を参照することとした場合、これらの有価証券報告書等に仮に虚偽記載があった場合の責任の所在などについて検討する必要があります。	
29	4月12日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	ESOP信託(受託者)が株式を取得する取引が有価証券の「引受」に該当しない範囲を拡大すること	・金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令(以下、定義府令)第16条第1項第7号の2イでは、導入企業及び子会社・関連会社の従業員が構成員となっている持株会(以下、従業員持株会)による買付けが行われることを目的とするものであることを要求している。・従業員の福利厚生制度の拡充の観点から、取引先持株会や役員持株会による買付けが行われることを目的とする場合にも該当することとなるよう規定を追加することで、ESOP信託の株式取得が引受業に該当しないこととなる範囲を拡大していただきたい。 【提案理由】 ・従業員持株会を通じた株式所有スキーム(以下「従業員持株スキーム」)につき、定義府令第16条第1項第7号の2イ引受業規制の適用を除外することとしたのは、従業員の福利厚生に資するスキームについて業規制の適用を除外する趣旨とされている(平成21年9月9日公表の「パブリックコメント28」)。・対象従業員は、株価が下落した場合には追加負担をすることがないこと(同号ホ)、株価が上昇した場合には信託収益を受領することができること(同号ニ)が重要なポイントであり、これが従業員にとって大きなインセンティブとなるとともに、経済的メリットを得ることができる。・従業員持株会だけでなく、取引先持株会や役員持株会による買付けが行われることを目的とする場合も含めてESOP信託が株式を取得することが可能になれば、信託財産としての保有株式の規模を大きくすることが可能となり、株価上昇の際に従業員に対して交付される信託収益が拡大するため、従業員の福利厚生に増大に資すると考えられる。・また、役員持株会や取引先持株会を通じた株式所有スキームが集団投資スキームに該当しないこと、投信法に抵触しないことについても併せて確認したい。	信託協会	金融庁	従業員持株会を通じた株式所有スキームのうち一定の要件を満たすものについて、引受業に係る適用除外が設けられています。	対応不可	金融商品取引法第2条第8項、金融商品取引法施行令第1条の8の6第1項第4号、金融商品取引法第二条に規定する内閣府令第16条第1項第7号の2	従業員持株会を通じた株式所有スキームのうち一定の要件を満たすものについては、従業員の福利厚生に資するものであって、金融商品取引業の規制対象としくなくとも投資者である従業員の保護のため支障を生ずることがないと考えられるため、例外的に引受業の対象から除外されています。取引先持株会及び役員持株会によるものについては、必ずしも従業員の福利厚生との関係が明らかではないため、対応することは困難です。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
30	4月12日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	保険募集時の制限に関わる規制の撤廃	第3次解禁商品(*1)や全面解禁商品に係る下記規制を撤廃いただきたい。・融資先企業の代表者又は従業員50人以下の企業の従業員に対する、手数料を収受する保険募集の禁止(いわゆる「保険募集制限先規制」)・事業資金融資担当者による保険募集の禁止(いわゆる「担当者分離規制」)・融資申込中の顧客(*2)に対する保険募集の禁止(いわゆる「タイミング規制」)・銀行の保険募集制限先規制またはタイミング規制に該当することを知らず、銀行のグループ会社等が募集することの禁止(いわゆる「知りながら規制」) 【提案理由】 既に優越的地位を不当に利用した保険募集の禁止や、他の銀行取引等に影響を及ぼさないことについての説明義務等が措置されており、本規制は過剰。・形式的な弊害防止措置を行うことで、これを担保しようとする銀行側の取組みに過度の負担がかかり、実務上の負担大。・銀行との融資取引に無関係な一般従業員も規制され、顧客の自由な商品・サービス選択を阻害している。・顧客の自由意思に基づく保険加入が阻害され、責任開始の遅れによる重大な不利益を顧客が被る可能性がある。(*1)平成24年4月1日の保険業法施行規則施行により、保険契約者が法人であるものを除き、第3次解禁商品は規制対象から除外される予定。(*2)平成24年4月1日の保険業法施行規則施行により、非事業性資金(住宅ローン等の個人ローン)の融資申込者については、規制対象から除外される予定。	信託協会、都銀懇話会	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	検討	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。
31	4月12日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	保険募集における非公開情報保護措置の撤廃	・銀行業務に際し知り得た顧客の非公開情報を、顧客の事前の同意なしに、保険募集に利用することは禁止されている。・また、保険募集に際し知り得た顧客の非公開情報を、顧客の事前同意なしに、銀行業務に利用することも禁止されている。・上記の非公開情報保護措置については、個人情報保護法に一体化する方向で見直しを行い、保険業法施行規則の規定は撤廃していただきたい。 【提案理由】 銀行が保険を販売する際のみ適用される規制であり妥当性がない銀行以外の代理店、例えば証券会社等は対象外。銀行が保険以外の商品を販売する場合は対象外。・すでに個人情報保護法に基づく利用同意を取得しているのにも関わらず、保険募集、商品説明等を行う前に事前同意を取得することは他に例がないこともあり、顧客の理解を得るのが難しい(実務上、保険募集と他の金融サービスの提供を区分することは困難であり、総合的な金融サービスの提供を阻害)。	信託協会、都銀懇話会	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	検討	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。
32	4月12日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	生命保険の募集に関わる構成員契約規制の撤廃	・企業が生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(特定関係法人)の役員・従業員に対する保険募集を禁止している。・上記の構成員契約規制を撤廃していただきたい。 【提案理由】 構成員契約規制は、優越的地位の濫用や圧力募集の防止を目的として設けられた規定であるが、その実態に係らず、事前かつ一律に募集を禁止する過剰規制。・形式基準のため、顧客申出による場合も保険の販売が出来ず、顧客の自由な商品・サービス選択を阻害。・規制対象となる「密接な関係を有する者」(特定関係法人)の範囲が幅広く、直接出資関係のない大企業も含まれるなど、顧客の理解が得られないケースが多い。・規制対象となる「募集人等の特定関係法人の特定関係法人」や、「募集人等の特定関係法人を特定関係法人とする法人」などは、直接的な取引関係や出資関係がないことが多く、調査負担が極めて重い。・金融コンゴロマリット化が進み、資本提携先が多くなるほど、規制対象先が増加することになり、金融サービス機能の充実を阻害している。・損害保険や第三分野商品では規制がなく、生命保険だけに適用される規制であり、妥当性を欠く。・顧客の自由意思に基づく保険加入が阻害され、責任開始の遅れによる重大な不利益を顧客が被る可能性がある。	信託協会、都銀懇話会	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	検討	保険業法施行規則第234条第1項第2号、平成10年大蔵省告示第238号(平成10年6月8日)	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き検討します。
33	4月12日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	保険会社の常務に就任する取締役等の兼職認可の届出制への移行(グループ間限定)	同一グループ内の保険持株会社・保険会社間では、常務に従事する取締役等を兼務する場合に必要な“認可”を不要としていただきたい。手続きを不要とできない場合は、“届出”に緩和する。もしくは保険業法施行規則第14条の2で金融庁長官に提出すべき書類の一層の簡素化を検討いただきたい。 【提案理由】 他の会社との兼職規制の趣旨は、専念義務が課されているとともに、保険会社に不利な扱いの防止であると思料するが、保険持株会社・保険会社間であれば、相互に不利な扱いをすることは考えにくく、業務への専念においても問題がない。むしろ、業務の親和性も高く、グループ全体での迅速な意思決定にも役立つものと思われる。	日本損害保険協会	金融庁	保険会社の常務に従事する取締役又は執行役は、内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、他の会社の常務に従事してはならないこととされています。	検討	保険業法第8条第1項、同法施行規則第14条の2第1項	保険業法第8条第1項は、保険会社の常務に従事する取締役等が他の会社の業務に従事することによって生ずるおそれのある弊害を防止し、保険会社の業務の健全性を確保するとともに、当該取締役等がその業務に専念することを確保するための規定です。このような規制の趣旨に留意し、保険会社グループの実態を見極めつつ検討します。 (参考)保険会社と同様に免許制である銀行の常務に従事する取締役等についても、認可制となっています(銀行法第7条第1項)。なお、登録制である証券会社の取締役等については、届出制となっています(金融商品取引法第31条の4第1項)。
34	4月12日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	損害保険会社による信託業務の取扱	損害保険会社が保険金信託業務も含めた信託業務を兼営できるよう、保険会社の業務範囲に係る規制を見直す。 【提案理由】 【現状】 現在、同じ金融業界に属しながら、銀行等に認められている信託業法に基づく信託業務の兼営が損害保険会社には認められていない。また、同じ保険業界にありながら、保険金信託業務は生命保険会社にのみ兼営が認められている状況にある。 【要望理由】 顧客から預かった資産の毀損を未然に防止するため金融機関に業務範囲規制が課せられることは当然のことであるが、同じ金融業界あるいは保険業界の中で、上記のような業務範囲の差異を設けることの合理的根拠を見出すことは困難であることから、本件要望する次第である。 【実現時の効果】 少子高齢化社会が急速に進展する中、家族信託あるいは福祉型信託の活用ニーズが高まっており、信託業務の担い手を拡げていくことが望まれている。後遺障害を負った方、介護状態になった方やお亡くなりになった方のご遺族等に対して保険金をお支払いする保険商品を取り扱う損害保険業務にはこれら信託業務への親和性があり、損害保険会社が信託業務を兼営できるようになることは顧客利便の向上につながり、また社会の要請に応えることにもなる。	日本損害保険協会	金融庁	保険会社の業務範囲は、保険の引受け(保険業法第97条)のほか、それに関連する付随業務(同第98条)、その他業務(同第99条)及び他の法律により行う業務とされており、保険会社本体での信託業務は保険金信託のみ生保のみに限定されています。	検討	保険業法第97条等、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項、同法施行令第2条	保険会社本体による信託業務の実施については、子会社形態による信託業務への参入や信託代理業務の実施状況等を踏まえつつ、検討します。 また、平成24年6月より開催されている金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するWG」において、損害保険会社に対して保険金信託業務を認めることの是非について検討しております。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
35	4月12日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	代理・代行業務の委託元保険会社等が合併により消滅した際の受託保険会社による認可・届出の不要化	他の保険会社等の業務の代理・事務の代行を行うには、保険会社は当局の認可(グループ内の場合は届出)を得る必要があるが、当該他の保険会社等が合併消滅会社となったことのみをもって認可・届出の手続きを再度行うことは要さないこととしていただきたい。 【提案理由】 既に認可を受けた(同一グループ内の場合は届出を経た)他の保険会社等からの代理・代行業務の受託について、当該他の保険会社等が合併した場合、当該他の保険会社等が消滅会社となった際には、形式上法人格が消滅するものとされ、合併前と実質的に同様の業務を合併後の保険会社等から受託し続ける場合であっても、受託保険会社は改めて認可申請・届出をし直す必要がある。合併においては合併前会社の権利義務は基本的に合併後の会社に承継されるとされていること、消滅会社となるか存続会社となるかで実質的には差がないことから、改めての認可・届出は不要としていただきたい。 仮に不要とすることが叶わない場合であっても、せめて、業務内容に実質的変更がないときには、相手先が合併消滅会社となった旨の届出を要するに留めていただきたい。	日本損害保険協会	金融庁	他の保険会社等の業務の代理・事務の代行を行う場合には、認可又は届出が必要とされております。	対応不可	保険業法第98条第2項	保険会社が他の保険会社等の業務の代理・事務の代行を行う際には、 ①業務の代理等に関する十分な知識経験を有する役員又は使用人の確保等の確、公正かつ効率的な業務代理等を遂行することができることと認められること ②当該業務代理等が、当該業務代理等を委託する保険会社の公正かつ自由な競争を阻害するおそれのないものであること。 ③当該業務代理等が、当該業務代理等を委託した保険会社の業務の的確、公正かつ効率的な遂行に支障を及ぼすおそれがないことを審査しており、仮に保険会社が合併する場合には、合併後の新会社が当該基準を満たしているかは必ずしも明らかではなく、改めて審査する必要があるため、当該認可を不要とすることや届出にすることは適当ではありません。
36	4月12日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	保険契約の解約返戻金がないことを記載した書面の交付義務緩和	保険料の計算に際して予定解約率を用い、かつ保険契約の解約返戻金を支払わないことを約した保険契約(以下「当該保険契約」という。)の保険募集に際して、解約返戻金がないことを保険契約者に説明するための方法は「書面の交付」に限定されているが、これを緩和し、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができるよう要望する。 【提案理由】 当該保険契約の保険募集に際して解約返戻金がないことを保険契約者に説明するための方法としては、現状、「書面の交付」のみに限定されている。一方、昨今のインターネット環境の普及に伴い、インターネットを活用した保険契約申込手段の提供を通じて、消費者の利便性に大きく貢献しているものと思料する。しかしながら、当該保険契約においては書面交付が必須であることから、インターネットによる保険募集を行う場合であっても、インターネットのみでは申込みが完結せず、郵送等による書面のやり取りが一定発生することから、現在の規制はインターネット申し込みの利便性を阻害する要因となっている。当該説明の必要性を法的に措置しておくことを否定するものではないが、その方法を「書面の交付」に限定せず、この規制を緩和して電磁的方法による提供を可能とし、消費者利便の向上を図りたい。	日本損害保険協会	金融庁	保険会社は、無解約返戻金保険契約について解約返戻金がない旨を書面の交付により説明を行うことを確保する措置を講じなければならぬとされています。	検討	保険業法施行規則第11条第6号、第53条第1項第3号	あらかじめ契約者の承諾を得ておくことを前提に、説明書面を電磁的方法により提供することを可能にすることについて、保険契約者等保護が担保されるかを見極めつつ検討を行います。
37	4月12日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	収入依存先を、①子法人等、関連法人等、及び、②当該保険会社に所属する保険代理店にまで拡大する 【提案理由】 【現状】 経済界では、分社化や持株会社等多様な組織形態を活用しつつ、事業の再編や業務展開の多様化を急速に進めている。法制度や会計基準等も連結中心の考え方となりつつある。 【要望理由】 保険会社も例外ではなく、収入依存先についても、この連結の概念に従うことが適当である。また、損害保険会社は代理店を主たる販売チャネルとしている。代理店に対する教育・研修業務や販売用具の給付業務など、代理店も収入依存先に加えることが適当である。第1回国民の声にて「保険会社の他業禁止の趣旨やグループとしてのリスク管理の観点を踏まえ、親会社との実質的一体性に留意しながら、検討する」旨の回答されており、是非ともこの点を踏まえた検討をお願いしたい。	日本損害保険協会	金融庁	従属業務を営む会社が主として保険会社等のために当該業務を営んでいるかどうかの基準として、一部の業務を除きその種類ごとに、当該保険会社又はその子会社等からの収入の当該従属業務を営む会社の総収入に占める割合が、一定割合を下回らないこととされている。	検討	保険業法第106条第7項及び第10項、平成14年金融庁告示第38号第2条第1項第1号等	従属業務子会社の収入依存度規制における収入依存先について、保険会社の他業禁止の趣旨やグループとしてのリスク管理の観点を踏まえ、親会社との実質的一体性に留意しながら、子法人等及び関連法人等にまで拡大することともに、保険代理店についてもこれに加えることについて検討します。	
38	4月12日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	保険契約の包括移転にかかわる手続きの簡素化	包括移転する契約にかかわる責任準備金等の額が、移転先会社の責任準備金等に比して相当程度小さい場合は、移転先会社における株主総会による決議を要さないこととする。 【提案理由】 【現状】 簡易な合併手続き(会社法第796条第3項)の条件を満たす場合は存続会社の株主総会による決議なく合併することが可能であり、よって合併にともなう保険契約の承継についても存続会社の株主総会決議が不要となっている。 【要望理由】 これに対し、包括移転する際は移転先会社への影響度の大小にかかわらず必ず移転先会社の株主総会決議が必要となっていることは合理的でない。 本件は、平成23年4月8日「規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日閣議決定)」でも触れられているので、是非とも検討をお願いしたい。 * 簡易合併の条件 合併対価の額が存続会社の純資産額の20%以下	日本損害保険協会	金融庁	保険契約の移転には、移転会社及び移転先会社において株主総会の決議が必要とされております。	検討	保険業法第136条第1項	保険契約を移転する場合において、移転先保険会社に与える影響が一定程度にとどまるような場合については、株主や保険契約者の保護等について検討した上で、移転先保険会社の株主総会等の決議を不要とするような措置を講ずることについて検討を行います。 (参考)平成23年の保険業法改正において、保険契約の包括移転制度は撤廃されております。
39	4月12日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	グループ会社内での事業再編手続の簡素化(届出制への緩和等)	保険持株会社傘下の保険会社間等、グループ会社内の合併、会社分割、事業譲渡を行う際の手続きにつき届出制とするとともに、提出書類を簡素化していただきたい。 【提案理由】 現行の保険業法においては、保険会社間で合併、会社分割、事業譲渡等の組織再編を行う場合は認可を受ける必要がある。一方で、保険持株会社傘下における保険会社間等グループ会社内の組織再編に関しては、それ以外の会社との組織再編とは異なり、グループ会社内で機動的に判断、実施されるべきものである。また、直近の傾向としてグループ単位での規制の強化が進められる一方で、グループ内完結の対応については一部規制を緩和する動きもあるところであり、本件に関しても認可制から届出制に緩和するとともに、提出書類の簡素化を行うことにより、審査・確認ロードの軽減を図ることが適当であるものと思われる。	日本損害保険協会	金融庁	保険会社の合併、会社分割、事業譲渡は内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を有しないとされています。	対応不可	保険業法第142条、第167条、第173条の6、同法施行規則第94条、第105条、第105条の6	保険会社の組織再編は、保険契約者の利害に重大な影響を及ぼしうるものであることから、当該組織再編が保険契約者の保護に欠けることにならないかといった点や、組織再編後の業務が適切に行われるかといった点等について、行政庁が事前に確認することが必要であり、届出制とした場合には、そうした確認が困難となります。また、組織再編は、異議を述べた保険契約者にもその効力が及ぶこととなるなど、保険契約者等の権利を制約する面があることから、認可にからしめることにより、組織再編の公正性を確保する必要があります。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
40	4月12日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	少額短期保険主要株主承認申請に係る取締役等の住民票の抄本提出の廃止	金融機関が少額短期保険事業者の主要株主となる場合は、少額短期保険主要株主承認申請に係る取締役等の住民票の提出を不要とすべきである。 【提案理由】 少額短期保険事業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になろうとする者に関する承認申請にあたって、その者が法人である場合の取締役、執行役、会計参与及び監査役の履歴書について、住民票の抄本の提出が必要とされ、また個人である場合の当該者の氏名、住所又は居所及び職業を記載した書類についても住民票の抄本の提出が必要となっている。 一方、保険会社の主要株主基準以上の数の議決権を保有する者となる場合の認可の申請(保険業法施行規則第209条)においては、住民票の抄本の提出が求められていない。 金融機関(保険持株会社、銀行持株会社等を含む)は認可・免許を受ける際に金融庁に役員等の氏名等に関する書面の提出を求められており、その後も調査や立入検査等を含む監督下に置かれていることからすれば、少額短期保険の主要株主になる場合に改めて内容が重複する書面を提出し、さらに住民票の提出まで求めることは必要性に乏しく、かつ実務上煩雑である。	日本損害保険協会	金融庁	少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になろうとする者に関する承認申請書の添付書類として、その者が法人である場合には、保険業法施行規則第211条の72第3項第1号において、取締役、執行役、会計参与及び監査役の履歴書の添付を規定しています。また個人である場合には、同施行規則第211条の72第3項第2号において、当該者の氏名、住所又は居所及び職業を記載した書類を提出させることと規定しています。 さらに少額短期保険業者向けの監督指針Ⅲ-2-7-3において、当該履歴書又は当該者の氏名、住所又は居所及び職業を記載した書類の添付書類として住民票の抄本の提出を記載しています。	検討	少額短期保険業者監督指針Ⅲ-2-7-3、保険業法第272条の31、第272条の32及び第272条の33同施行規則第211条の72	保険会社の主要株主については、認可を受けることと規定されております。認可については、保険業法第271条の11に規定する審査基準を基に審査を行い認可するかどうかの決定を行います。 一方、少額短期保険業者の主要株主については、承認をうけることと規定されております。承認については、保険業法第272条の33に規定する承認基準(保険業法第271条の11に規定する審査基準とは異なる)を満たしていれば、承認を行わなければならないと規定されており、住民票の抄本は、当該承認基準を満たしているかどうかの確認を行う際の資料(公的書類による本人確認等)として必要です。 貴見のとおり、金融庁の監督下にある金融機関の一部については、住民票の提出を受けなくても当該承認基準を満たしていることを確認できるかを検討する余地はあるものと考えられるため、今後、実現可能か検討をいたします。
41	4月16日	7月9日	7月31日	金融・証券・保険	地区内に転入予定の者に対する貸出を員外貸出に追加	信用組合は、組合員に対する貸付が原則であるため、その事業地区外から事業地区内に転入してくることを前提とした住宅ローンの貸付を受け付けることができないことが実務上問題となっていることから、地区外の者が一定期間内に地区内に転入する(組合員資格を得る)ことが確実な場合、当該転入予定者への貸出を員外貸出として認めるよう制度上の措置を講じること。 【提案理由】 信用組合は、組合員に対する貸付が原則であるため、その事業地区外から事業地区内に転入してくることを前提とした住宅ローンの貸付を受け付けることができないことが実務上問題となっている。つまり、現在の法制度では、地区外の者が地区内に自宅を新築する場合の住宅ローンの借入申込に対し、その時点では地区外に住所があるため組合員資格がなく、これに応じることができず、組合員になることが確実視されている顧客に対して、不利益を生じさせることになっているとともに、組合員への相互扶助を目的とする信用組合の使命、役割が果たすことができない状態になっている。こうした顧客の実態を踏まえ、地区外の者が一定期間内に地区内に転入する(組合員資格を得る)ことが確実な場合、当該転入予定者への貸出を員外貸出として認めるよう制度上の措置を講じて頂きたい。	全国信用組合中央協会	金融庁	信用金庫・信用組合の貸出については、会員・組合員に対する貸出が原則となっており、地区外から地区内への転居予定者に対する員外貸付は認められていません。	検討	信用金庫法第53条第2項、信金法施行令第8条、中小企業等協同組合法第9条の8第2項第5号、中小企業等協同組合法施行令第14条	平成21年6月に取りまとめられた「協同組織金融機関のあり方に関するワーキンググループ中間論点整理報告書」においては、規制緩和と要望等については、金融を巡る情勢が安定してきた段階で、協同組織金融機関の自主的な取組みの実施状況を踏まえつつ、更に具体的な議論・検討を深め、制度設計を図ることとされています。 信用金庫・信用組合は、地区内の会員・組合員への貸出が原則であり、員外貸付は会員・組合員への貸付等の業務の遂行を妨げない範囲内で、限定的に認められているものであり、本要望についても、十分慎重に検討する必要があります。
42	4月16日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	自己優先出資を消却した際の取扱い	協同組織金融機関の優先出資に関する法律に基づき、自己優先出資を消却した場合における資本金の定義を明確化すること。 【提案理由】 法令上、優先出資の消却時は資本金の額を維持しなければならないと規定されている一方、同規定における資本金が普通出資金または普通出資金+優先出資金のいずれを指すのかが規定されていない。また、剰余金を以て優先出資を消却する際に、資本金の額を減額できないため「その他出資金」という勘定科目をたてて消却を行っている。これは資本の空洞化に繋がることから、計上したままにすべきではないと考える。ついては、優先出資法における資本金の定義を明確にし、当該消却額を出資金に計上しない処理を可能にすることについて、制度上の措置を講じて頂きたい。	全国信用組合中央協会	金融庁	優先出資法上、優先出資の消却時は資本金の額を維持しなければならないと規定されています。	検討	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第15条、第42条、第43条	平成21年6月に取りまとめられた「協同組織金融機関のあり方に関するワーキンググループ中間論点整理報告書」においては、規制緩和と要望等については、金融を巡る情勢が安定してきた段階で、協同組織金融機関の自主的な取組みの実施状況を踏まえつつ、更に具体的な議論・検討を深め、制度設計を図ることとされています。 信用組合の優先出資は、協同組織金融機関の普通出資を補充するものとして導入されたものであり、そのあり方については普通出資との関係、協同組織金融機関の資本充実の観点から、十分慎重に検討する必要があります。
43	4月12日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	銀行の海外における子会社の業務範囲規制の緩和	銀行現法の場合と同様、海外子会社等(含む海外支店)についても、現地監督当局が容認するものは、銀行法の趣旨を逸脱しない限り原則として容認されたい。 【要望理由】 海外に設置している、銀行現法を除く子会社等(含む海外支店)の業務範囲が、本邦規制の範囲に限定されるため、ホスト国規制上許容されている業務であっても従事できないケースが生じる可能性があり、現地金融機関との競争上不利となる懸念がある。海外金融機関の買収等を行う際、買収先傘下の子会社の分離等が必要となる可能性があり、買収等の阻害要因となる懸念がある。米国規制では、海外金融機関との競争条件を整える観点から、海外支店や海外子会社に対して、総じて米国内よりも広い業務を許容し、レギュレーションに列挙している(例えば、米銀の海外支店は、米国内では認められていない保険代理店業などに従事可能)。加えて、海外業務との関係で一般的と認められる業務については、規制に列挙されていない業務であっても、当局の個別認可で従事可能とする条項が設けられている(米銀の海外における業務範囲を定めるFRBのRegulation K等)。 【制度の現状(現行規制の概要等)】 銀行が海外に設置している子銀行(銀行現法)の業務範囲については、現地監督当局が容認するものは、銀行法の趣旨を逸脱しない限り原則として容認されている。一方、銀行現法を除く海外における子会社の業務範囲については、ホスト国規制の如何に依らず、「国内の子会社等と同様の業務範囲」との考え方が適用される。また、海外支店の業務も銀行本体に認められているものに限定。	都銀懇話会	金融庁	銀行の海外における子会社等(海外支店含む。以下同じ。)の業務範囲については、国内における子会社等と同様の範囲に限定されています。	①対応不可 ②対応	銀行法第10条 銀行法第16条の2 主要行等向けの総合的な監督指針V-3-3-4	①銀行の他業禁止の趣旨を踏まえれば、海外における子会社等(海外支店含む)の業務範囲は、国内における業務範囲と同様であると考えられることから、慎重に検討する必要があります。 ②他方、金融審議会「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ」報告書「金融システム安定等に資する銀行規制等の見直しについて」(金融審議会金融分科会:平成25年2月27日)において、銀行グループの国際展開を容易にする環境を整備することの重要性に鑑み、現行の業務範囲規制は基本的に維持しつつも、銀行等が海外の金融機関等を買収する場合に、当該買収先の会社が、子会社対象会社以外の会社を現に保有していた場合、当該子会社対象会社以外の会社を、原則として5年間に限り保有することを盛り込んだ改正法が平成25年6月12日に成立、同月19日に公布されました。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
44	4月12日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	海外支店における信託業務の一部解禁	海外支店に対し、現地法令等遵守を前提として信託業務の一部、具体的にはエスクロー口座の取扱い業務の解禁あるいは取扱いが可能であることの明確化の検討をお願いしたい。 【要望理由】 海外におけるインフラ関連プロジェクトファイナンスに関連し、取引先のエスクロー口座開設のニーズが高い。この点、基本的に口座開設銀行の倒産リスクから分離されない別段預金等を利用する場合と、倒産リスクから分離される金銭信託を利用する場合があるが、商業銀行が銀行固有業務である預金受入、為替取引、その他付随業務の範囲内として取扱いできるのは前者と解されている(あるいは後者も取扱いができるとの明確な根拠がないとされている)。また、ユニバーサルバンク制を採用している欧州はもとより、規制が撤廃されている米国を本拠とする銀行が、現地法遵守を前提に同サービスを含むワンストップのサービスを提供していることに鑑みれば、内外制度環境の差が競争力に影響を与えている場合もあり、進出日系企業の支援の観点はもとより、邦銀の国際金融界における役割を高める上でも、規制緩和が有効であると考えられる。 【制度の現状(現行規制の概要等)】 海外子会社が現地法令に基づき信託業務を行うことは原則として認められているところであるが、海外支店ではこれが認められていない。	都銀懇話会	金融庁	エスクロー業務については、銀行・信託銀行が扱うことができます。ただし、金銭信託によるエスクロー業務は信託銀行のみ扱うことができます。	検討	銀行法第11条	信託業務等の法定他業として認められている業務を、銀行の海外支店でのみ営むことについては、慎重に検討していく必要があります。
45	4月12日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	海外支店における有価証券関連業務の一部解禁	海外支店に対し、現地法令等遵守を前提として有価証券関連業務の一部、具体的には発行市場に関する業務(引受・売出し)の解禁。 【要望理由】 海外子会社については銀行法16条の2第1項0号において、「有価証券関連業務を営む外国の会社(前号に掲げるものに該当するものを除く。)」とされており、銀行法16条の2第1項7号の「銀行業を営む外国の会社」が、併せて有価証券関連業務を営むこともできることが明らかにされている。また、「主要行等向けの総合的な監督指針」(V-3-3-3(1)第2段落)に照らしても、「銀行業を営む外国の会社」は、現地監督当局が承認する業務である限り、また銀行法の趣旨を逸脱しない限り、原則として、有価証券関連業務を営むことができる(海外子会社についても、銀行法上、銀行が国内の子会社とすることができない会社(子会社対象会社))が営む業務以外の業務は行えないのが原則である(「主要行等向けの総合的な監督指針」(V-3-3-3(1)本文))が「銀行業を営む外国の会社」については、銀行法の趣旨を逸脱しない限り、現地監督当局が承認する業務については、原則として営むことを認めている。他方、銀行法第10条2項の付随業務としての証券業務等には発行市場に関する業務(引受・売出し)は含まれておらず、従って、海外支店も有価証券関連業務を営むことは現状認められていない。海外では、競合するグローバルバンクが、ローン・債券両視目の営業に始まり、最終的な顧客ニーズが債券発行となっても引受・売出しまでワンストップでのサービスを提供する中、邦銀は証券子会社との共同訪問、業務分担で対応しており、顧客にとっても利便性が損なわれている状況。代表的日系企業の社債発行においても、外国銀行が引受を行うケースも出てきている。例えば、オプショナル元償の引受案件では本邦金融機関グループは圧倒的劣位の状況。ローン・債券発行両方のサービスをワンストップで提供、あるいはクロス・マーケティングによるニーズ対応を可能にすることにより、顧客利便性を向上させることができ、本邦金融機関グループの競争力強化が期待できる。銀行法上の他業禁止規制の趣旨は、銀行が銀行業以外の業務を営むことによる異種のリスクの混入を阻止する等の点にあること(「主要行等向けの総合的な監督指針」(V-3-1(1)本文))、銀行グループの業務範囲規制についても、銀行の他業禁止の趣旨をグループ全体に及ぼし、グループ全体として銀行に対する規制に準じた取り扱いとすること(V-3-1(2)本文)と規定されていることを鑑み、現地法令等遵守と管理態勢構築を前提として、海外子会社に認められている一部有価証券関連業務の海外支店に解禁することは、銀行法上の他業禁止規制の趣旨を必ずしも損なうものではないものと考えられる。仮に、銀行の本業業務あるいは財務等の健全性への影響に対する懸念が残るといえるのであれば、自己資本の一定割合とする等の業量を限定した範囲内に留める等の条件付きであっても解禁をお願いしたい。業務範囲として全く否定されるものでなければ、クロス・マーケティングの実態や海外子銀行等の有価証券関連業務の代理・媒介を通じた参入により、本業業務等への影響を最小化した上での対応も可能。海外支店に対し、現地法令等遵守を前提として有価証券関連業務の一部、特に発行市場に関する業務(引受・売出し)業務の解禁をお願いしたい。 【制度の現状(現行規制の概要等)】 海外子会社(子銀行)が現地法令に基づき有価証券関連業務を行うことは原則として認められているところであるが、海外支店ではこれが認められていない。	都銀懇話会	金融庁	銀行の財務の健全性等の観点から、銀行に対して、証券の引受や売出しといった証券業務を禁じています。	検討	銀行法第10条第2項、第11条、金融商品取引法第33条第2項	銀行の国内支店で認められていない業務であって、銀行の海外支店において現地当局が認める業務を行うことの可否については、他業禁止の趣旨、競争力強化等の観点から、慎重に検討していく必要があります。
46	4月12日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	発行体向けクロス・マーケティングの解禁	銀行が、証券会社の発行体向け証券業務に係る行為の一部を代行することを、(1)市場誘導ビジネスの対象拡大、又は(2)金融商品仲介行為(登録金融機関業務)の対象拡大(例えば、引受の媒介)によって許容されたい。 【要望理由】 企業金融分野における顧客ニーズの高度化・複合化に伴い、金融機関は、単なる資金調達手段の提供ではなく、経営課題に対する総合的かつ高度なソリューションをスピーディーに提供することを期待されているにもかかわらず、発行体向けクロス・マーケティングが禁止されている結果、単一担当者による的確・迅速な提案やマーケティング等(下記)ができず、顧客利便性が損なわれる状況となっている。証券会社の商品・サービスを含むファイナンス・メニューや複合的デパートの説明・上記商品・サービス等の内容や具体的な条件に対する自己の評価の表明を行うこと。上記商品・サービス等の具体的な条件の提示、ユニバーサルバンク制を採用している欧州はもとより、米国でもかかるクロス・マーケティングは禁止されていないことに鑑みれば、グローバルスタンダードの観点からも、内外制度環境の差が国際競争力の強化に影響を与えているとも考えられ、わが国金融・資本市場の国際金融センターとしての魅力を高める上でも、規制緩和が有効であると考えられる。 【制度の現状(現行規制の概要等)】 銀行等の職員が、引受に関するアドバイスや紹介に止まらない具体的な引受条件の提示や交渉を行うこと(証券会社の発行体向け証券業務に係る行為の一部を代行すること)は、「引受」そのものに該当する可能性が高いとして認められていない。(発行体向けクロス・マーケティングの禁止)	都銀懇話会	金融庁	金融商品取引法第33条は、銀行等の金融機関による金融商品取引業を原則禁止していますが、これは金融商品取引業を兼業することにより生じる利益相反等の弊害を防止するためです。この点に関しては、これまでも証券会社との共同店舗、共同訪問が認められ、また、証券仲介業務を解禁するなど利益相反が生じない範囲において規制緩和が行われています。さらに、21年6月からは銀行等の職員が証券会社の職員を兼務することで、証券会社の職員として具体的な条件の提示や交渉を行うことが認められました。なお、銀行が金融商品取引法第33条の規定に反しない業務として発行体に対して行うことができるものは、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅷ-2-5(1)において明確化されています。	検討	金融商品取引法第33条第1項(解釈)、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅷ-2-5(1)、銀行法第12条	従前は、銀行等の金融機関が金融商品取引業を兼業することにより生じる利益相反等の弊害を防止する観点から銀行・証券間の役職員の兼職規制が課せられていましたが、「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成20年法律第65号)」の成立(平成20年6月13日公布)及び関連法令等の改正において、こうした兼職規制が撤廃されました。この改正(平成21年6月1日施行)により、銀行等の職員が証券会社の職員を兼職することで、証券会社の職員として具体的な条件の提示や交渉を行うことが認められました。更なる見直しについては、施行後の状況を踏まえつつ、平成19年12月の金融審議会第一部会報告書の内容に沿って、必要な検討を続けます。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
47	4月12日	7月9日	7月31日	金融・証券・保険	銀行間における法人顧客情報の共有に係る制限の撤廃等	<p>銀行間での法人顧客情報の共有に係るファイアウォール規制を撤廃し、原則自由化していただきたい。全面的な自由化が困難な場合、(1)海外における銀行間の情報共有、具体的には銀行の海外支店と海外証券法との情報共有(当該海外証券法が本邦の親法人等・子法人等との間で当該情報を共有する場合を含む)については、本邦規制の適用範囲からの除外を明確化し、現地規制に従った形での銀行間の情報共有を容認されたい。或いは、海外における非居住者顧客の情報共有については、本邦規制の適用範囲から除外を明確化していただきたい。(2)オプトアウト制度を利用した情報共有を行ないやすくするため、以下の点を改善していただきたい。既に共有した情報に対する適度な見直し、顧客への通知義務の緩和(ウェブサイト等への掲載による通知の許容等)、授受が制限される「非公開情報」の範囲の明確化(「重要事実」法人関係情報に限定等)。金融商品仲介業務従事者をオプトアウト制度の対象に加え、銀行職員等における「非共有情報へのアクセス制限」の撤廃。</p> <p>【要望理由】 ファイアウォール規制は順次緩和されてきたものの、銀行間の法人顧客情報の共有には依然として制限が存在。一方、欧米主要国では、平成19年12月の金融審議会金融分科会第一部報告に記載の通り、グループ内での法人顧客情報の共有は、原則自由に行なうことが可能であり、海外金融機関との競争力確保のため、情報共有に係る規制撤廃が重要。そもそも、情報共有によって生じる可能性があるインサイダー取引、利益相反、優越的地位の濫用といった問題については、金融商品取引法や独占禁止法等による規制が存在し、非公開情報の共有自体を制限しなくても、問題のある行為についてはその他の規制で対応可能と見られる。オプトアウト制度は、同意書等の提出手続には法人顧客サイドで内閣府等の手続があることなどを踏まえれば、顧客の利便性向上に資する制度であると思料するもの。現行規制の下では、オプトアウト制度の導入に伴う負担が大きくなり、平成20年金融改正により実施された同規制の見直しの際も多岐にわたる高い金融サービスへの提供が、必ずしも実現出来ていない。そのため、当初改正の趣旨実現のために情報共有に係る規制撤廃が必要と見られる。仮に法人顧客情報の共有に係るファイアウォール規制の全面的な撤廃が困難である場合、後段の要望内容の見直しを行なうことで、同制度の利便性を向上可能。具体的には、既に共有した情報に対する適度な見直しや顧客への一定期間毎の通知義務など、体制整備のコスト対比導入メリットが見出しがたいものや、範囲が不明確である「非公開情報」の管理等、過度な体制整備コストを強いるものとなっている規制の見直しが必要。或いは、欧米圏のように業種制度を導入して銀行間の情報共有を推進しようとする場合、情報共有可能な顧客と情報共有出来ない顧客で部署を分ける必要が生じる等、多大な負担が発生。また、邦銀は、取引の大部分を占める母国市場での業務が制約されることに加え、海外拠点におけるオプトアウト等の規制が存在しない海外顧客の理解を得がたいなど、グローバルな銀行競争に不利な状況を生じ、本邦規制の影響を受ける。海外金融機関と競争上不利となっている。見直しが行なわれない場合、欧米圏同様グローバルレベルでの銀行競争が可能となり、邦銀の国際競争力の向上に寄与。また、幅広い法人顧客の資金調達・M&A、資金運用等のニーズに対応し、銀行一体で、より多岐にわたる高い金融サービスが提供可能となる。</p> <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 銀行と証券会社の間で「非公開情報」を授受するには、内部管理目的等の場合を除き、原則として顧客の書面による同意が必要であるが、法人顧客については、平成20年金融商品取引法改正でオプトアウト制度を導入。もともと、オプトアウトが行われた場合、その効果は逆方向的に適用されるほか、同制度の導入に際し、オプトアウト機会を常時提供・受入可能な態勢の整備等を行なう必要がある。また、金融商品仲介業務従事者は、オプトアウト制度の対象外。非公開情報の管理については、銀行間で共有可能な非公開情報(オプトアウトした法人顧客やオプトインしていない顧客に係る非公開情報(以下、非共有情報))とその他の非公開情報は、分類して管理する必要があり、非公開情報の授受を行う親子法人等の役員は、「一方の法人等が管理する非共有情報以外の非共有情報」にアクセスできないことが求められる。</p>	都銀懇話会	金融庁	有価証券関連業を行う金融商品取引業者が発行者等に関する非公開情報を当該金融商品取引業者の親法人等・子法人との間で授受することは原則として禁止されていますが、発行者等から書面同意を得た場合には、この例外として扱われることとなっており、オプトアウト制度を利用した場合には、書面同意があるものとみなされます。また、金融商品取引業者等は、登録金融機関と委託金融商品取引業者との間で顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報を授受している状況がないように業務を行わなければならないとされていますが、顧客から書面同意を得た場合には、この例外として扱われることとなっており、さらに、登録金融機関と委託金融商品取引業者が親子関係にある場合は、オプトアウト制度を利用できることとされています。ただし、オプトアウト制度は、登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員・使用人との間で授受を行う場合には認められていません。	検討	金融商品取引法第44条の3、金融商品取引業者等に関する内閣府令第153条、第154条 金融商品取引業者等に関する内閣府令第123条 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針IV-3-1-4	銀行間での法人顧客情報の共有に係るファイアウォール規制は、金融分野における顧客情報保護の意識の高まりについて十分に留意していくことが必要であり、顧客が望んでいない場合にまで顧客情報の共有を認めることは適当ではないことから、顧客に明確にオプトアウトの機会を付与した場合には、共有を認めることとしたものです。また、登録金融機関の金融商品仲介業に係る弊害防止措置は、登録金融機関内部において融資業務と有価証券の取扱いを同時に行うことや、登録金融機関が金融商品取引業者の委託を受けて金融商品仲介業を行うことから、利益相反や銀行等の優越的地位の乱用のおそれが高くないことを踏まえ、顧客保護の観点から設けられている規制です。規制の全面的な見直しについては、上記の規制の趣旨を踏まえれば、措置は困難です。しかしながら、現行の規制の適用・運用に関して、実務上の支障が生じているものについては、規制の趣旨を踏まえつつ、その明確化等について必要な検討を行います。
48	4月12日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	異種リスクの含まれないイスラム金融に該当する受与信取引等の銀行本体への解禁	<p>イスラム金融取引に該当する受与信取引等(金銭の貸付けと同視するイスラム債に関する売買・引き受け等を含む)のうち、(1)銀行法に基づき銀行本体に認められる業務(以下、「銀行業務」と実質的に同視する取引(銀行業務に準じ、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性が認められる取引であり(※1)、かつ(2)銀行業務の規模に比して過大なものでなく(※2)、(3)銀行業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用に関する取引(※3))に関する、銀行本体における取扱いの許容(※1:経済的な実態として既存の受与信取引と同様であり、複雑なリスクが混入しないよう手当てされるものに限る。具体的には、例えば、最終的なキャッシュフローが受与信取引と同様の結果となる取引のうち、物品の価格変動リスクや輸送・損傷等に係るリスクを負わないスキームである場合など(物品の譲渡価格が一定であり、物品の搬送等が行われないか又は必要な保険が付保されている場合など)。※2:具体的には、例えば、当該取引類型全体の規模が通常の受与信取引全体の規模を大きく下回る場合など。※3:具体的には、例えば、本件業務の遂行が通常の銀行業務の一環として、もしくは通常の銀行業務を遂行する機能(与信審査等)の一部を活用する等により行われる場合など。</p> <p>【要望理由】 イスラム金融を、一律に子会社・兄弟会社においてのみ取扱可能とした場合、本邦金融機関としては、当該業務に従事するために、同一地域に支店がある場合でも現地法人を設立することが必要となりかねず、経営資源の有効活用観点から問題があるほか、子会社・兄弟会社形態の場合、子会社等単体の自己資本比率規制の制約を受けるとなるため、大規模な案件への参画が困難となる懸念も存在。イスラム金融については、ユニバーサルバンク制を採用している欧州系銀行に限らず、米国においても、銀行業務と同等の機能を有する業種という整理が行われており、銀行本体での取扱いが認められているところ。本邦の銀行についてその取扱いが認められない場合、上記の弊害から欧米の金融機関との競争において不利な立場に立つことを余儀なくされる結果、国際競争力の点でも大きな障害となる。現在、アジアや中東の金融市場は、本邦金融機関にとっても重要なマーケットとなっており、当該地域において、イスラム金融が重要な資金調達・運用手段としてその活用が顕著に拡大している現状に鑑みれば、本邦金融機関のみが銀行本体でイスラム金融の取扱いができないことは、当該マーケットへの本邦金融機関のプレゼンスの上昇を阻害する要因となってしまうことが危惧される。イスラム金融全般ではなく、(1)銀行業務と実質的に同視する取引(銀行業務に準じ、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性が認められる取引)であり、かつ(2)銀行業務の規模に比して過大なものでなく、(3)銀行業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用に関する取引に該当する受与信取引を限定して許容すれば、他業禁止規制の趣旨である(1)本業に専念することによる効率性の発揮、(2)利益相反取引の防止、(3)他業リスクの回避等から、逸脱することは無いものと考えられる。</p> <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 平成20年12月12日施行の銀行法改正により、銀行の子会社・兄弟会社のうち金融関連業務を専ら営む会社については、イスラム金融のうち「金銭の貸付けと同視すべきもの」の取扱いが認められることとなった。一方で、銀行本体(海外支店を含む)におけるイスラム金融の取扱いは認められていない。</p>	都銀懇話会	金融庁	いわゆるイスラム金融は、物品売買等の形式をとるものがあり、銀行は他業禁止の観点から取扱いが認められていません。ただし、銀行の子会社においては、取扱い可能となっています。	検討	銀行法第10条、第11条、第12条	いわゆるイスラム金融は、平成20年12月に、売買やリース等、金銭の貸付けと異なる契約形態をとりながら、これと同視できる効果を生じさせるものの取扱いを銀行の子会社、兄弟会社に認めたところ。イスラム金融に該当する受与信取引等の銀行本体による取扱いについては、他業禁止の趣旨、競争力強化等の観点から、慎重に検討していく必要があります。
49	4月12日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	海外における銀行代理業務の委託の規制緩和	<p>委託先が海外子銀行に対するものを認可から届出への緩和、あるいは原則自由とする検討をお願いしたい。</p> <p>【要望理由】 海外子銀行は、現地規制もしくは戦略的理由により子銀行(現法)の形態での事業展開を行っているも、あくまでも銀行本体のガバナンス下にある子会社である。かつ、銀行法第16条7項に規定される銀行業を営む外国の会社として、会社の体制を含め審査・認可を受けている。この点、海外子銀行は、認可制とすることによってのみ委託先としての適格性(※)の審査が可能となり、邦銀の健全性確保を担保する機会を有することとなる本来規制対象とされるべき一般的な外国企業とは異なる。※委託された業務を遂行するために必要と認められる財産的基礎を有する者、人的構成等に照らして、委託業務を的確、公正かつ効率的に遂行するために必要な能力を有し、かつ、社会的信用を有する者、他に業務を営むことによりその委託業務を適正かつ確実に営むことにつき支障を及ぼすおそれがあることと認められないものであること、当該申請をした銀行が委託業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講ずることができること等。従って、委託先が海外子銀行に対するもの場合、認可から届出への緩和、あるいは原則自由とした場合であっても、認可による委託先の実態の把握を通じた邦銀の健全性確保という銀行法第8条3項の趣旨を必ずしも損なうものではないと解される。クロスボーダーローンやオフショア市場調達等、顧客が国境を越えた財務戦略を活発化させる中、グループ全体としてグローバルな協力の必要性も増しており、機動的な対応に資するサポートとして検討していただきたい。</p> <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 銀行法第8条3項の規定により、(1)預金又は定期積金等の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介、(2)資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介、(3)為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を外国において委託する旨の契約の締結をしようとするときは銀行が認可を受けなくてはならない。</p>	都銀懇話会	金融庁	銀行は、海外において銀行代理業の契約の締結をしようとするときは認可を受けなくてはなりません。	検討	銀行法第8条第3項	邦銀が海外において営業所を設置する場合、母国監督当局として進出銀行の財務内容・業務運営体制等を確認の上、現地当局に対し同意の確認を行う必要があることから認可制としています。外国において銀行代理業を委託する場合においても、上記と同趣旨の内容から認可制としており、その委託先が委託元の子会社であったとしても、慎重に検討していく必要があります。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
50	4月12日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	本邦に拠点を持たない外国金融機関による本邦居住者向け貸出の一部解禁	外国銀行が本邦において顧客向け営業を行わず、契約の交渉・締結や実行・代わり入金等のフローも海外で完結する等、一定の条件の下において行われる貸出については貸金業法第3条第1項の適用対象外として欲しい。 【要望理由】 外国銀行が海外で非日系企業グループ向けに組成されるマルチボローのファンリティーにおいて、共同借入人の1社に本邦子会社が含まれ、結果として本邦居住者が本邦に拠点を持たない外国銀行から借入を行うことができるケースや、金融環境によって、本邦法人が調達手段の多様化の目的等から、自ら外国で外国銀行と非居住者としての取引を指向するケースがあり、貸金業法第3条第1項の適用が顧客利益に合致しない場合が想定される。本邦顧客あるいは海外の親会社の資金調達戦略に合致した現実的な対応が可能となり、顧客利益に合う。本邦シンジケーションにおいて、多様なリスクアペタイトを持つ投資家(外国銀行)を招聘することが可能となり、本邦シンジケーション市場の活性化と、本邦借入人の調達手段の多様化が図られる。中堅企業・外国法人日本現法等へのリスクマネー流入が期待できる(資金余剰状態への外国銀行オフショア参入となるが、競争激化への懸念以上に、邦銀が貸出し困難であったゾーンへの資金流入が期待できる)。 【制度の現状(現行規制の概要等)】 貸金業法第3条第1項は金融機関が貸金業務を行う場合、所在地の都道府県などに登録の手続が必要であると定められており、基本的に本邦に拠点を持たない外国金融機関が当該登録をせずにオフショアから貸出を行うことは不可とされている。	都銀懇話会	金融庁	資金需要者に対して業として行う貸付けに関しては、貸金業法第2条第1項第1号から第5号までの適用除外に該当しない限りにおいて、貸金業法第3条に規定されている貸金業登録をする必要があります。	現行制度下で対応可能	貸金業法第3条第1項	日本国内において業として貸付け(貸金業法第2条1項)が行われる場合には、日本国内に営業所等を設けて貸金業の登録を行うことが必要ですが、業としての貸付を国内において行っていない場合は登録は必要ありません。 なお、「国内において」行っているか否かは実態に即して判断します。
51	4月12日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	外国銀行代理業務における海外提携銀行の業務の媒介に係る規制の緩和	途上国に進出する企業等への便宜供与の観点から、出資関係に限定されない、邦銀海外業務提携先外国銀行を所属外国銀行とする外国銀行代理業務(但し、顧客保護の観点から、当該所属外国銀行が邦銀の顧客企業の海外支店・子会社に対し、当該国の法令に則して実施する銀行業務の媒介に限定)を許容されたい。 【要望理由】 邦銀と50%未満の出資関係にある(主に途上国の)海外提携銀行の大半は、わが国において単独で十分なサービスを提供できない一方、邦銀も当該海外提携銀行の所在国において法規制または採算上の理由から顧客(例:当該国に進出している日本企業)ニーズに応えられないサービスを十分に提供できないことがある。このような場合、お互いの機能を補完するべく、(マイノリティー出資を含む)業務提携契約を締結して対応しているところ。現状の法規制では、邦銀がこのような提携先に対して媒介を行うことが禁止されている為、提携先所在国進出取引先及び提携海外銀行に対するサービスが限定されており、顧客企業のニーズに十分応えることができない状況。所属外国銀行が、邦銀の顧客企業の海外支店・子会社に対して(現地法制に則して)実施する銀行業務の媒介に限定して、業務提携を締結している外国銀行を所属外国銀行とする銀行代理業務が許容されれば、現地金融機関との関係構築等の本邦顧客の負担を大幅に軽減することができるほか、わが国における顧客保護上の問題も生じないと考えられる(外国において現地法制に則して行われる外国法人<又は支店>間の取引であるため)。 【制度の現状(現行規制の概要等)】 現在認められている外国銀行代理業務は、邦銀が海外子銀行の業務を代理/媒介するケース、もしくは、外国銀行日本支店や外資系邦銀が海外親銀行等の業務を代理/媒介するケースのみに限定されている。	都銀懇話会	金融庁	外国銀行代理業務の相手先は、邦銀の子会社、邦銀を子会社とする外国銀行などに限られています。	対応	銀行法第10条第2項第8号の2、銀行法施行規則第13条の2	国内銀行が外国銀行の代理・媒介を海外で行う場合に限り、出資関係の有無を問わず、外国銀行の代理・媒介を行うことを可能とするため、所要の措置を盛り込んだ府令改正を、平成25年6月12日に成立した金融商品取引法等の一部を改正する法律案の施行にあわせて実施する予定です。
52	4月12日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	銀行GRIにおけるマーチャントバンキング業務の拡大及び議決権取得規制に係る運用基準の緩和・明確化	【具体的要望内容】 銀行の子会社及び銀行持株会社の子会社によるマーチャントバンキング業務(投資家への販売又は自己の資産運用のために、一般事業会社の株式等を持株比率の制限なく(保有すること)について、想定される懸念(他業禁止規制等の制度趣旨との非整合、株式持合いの復活、銀行グループによる産業支配等)に対する適切な対応を検討のうえで、大幅に拡充されたい。銀行等による議決権取得規制に係る行政上の運用について、独占禁止法に關しても銀行法同様の具体的基準を定めていただきたい。 【要望理由】 平成19年12月の金融審議会第二部会報告において、「地域密着型金融の一層の推進等の観点から、ベンチャービジネスの育成、企業再生(地域再生)等の分野を念頭に、議決権保有制限の例外措置の拡充を検討すべき」とされ、マーチャントバンキング業務の一定の拡充が実現する方向となった。一方、同報告では「他業禁止、議決権保有制限等の現行規制の本来の趣旨を踏まえて整理していく必要があり、引き続き検討していくことが適当」とされ、制度整備は当面見送られることとなった。近年、事業承継や事業再編、M&A等の機運が高まる中、金融機関に対しては、一時的なエクイティ保有を通じて買収の円滑化等を含む経営課題の解決や、総合的なファイナンスの提案等が求められているが、マーチャントバンキング業務の大幅な拡充は、企業サイロの経営基盤にも大きな貢献すると同時に株式投資によるキャピタルゲインの獲得手法の多様化にもつながり、国際競争力を強化していく観点からも、大きな効果があるものと考えられる。マーチャントバンキング業務の大幅な拡充に伴って生じる可能性がある懸念(他業禁止規制等の制度趣旨との非整合、株式持合いの復活、銀行グループによる産業支配等)については、既存の規制(株主権保有制限、優越的地位の濫用に係る規制等)および追加の手当(例えば、米国と同様に、投資上限額の設定、日常的な経営関与の制限、投資期間の制限等)を講じることで、対応可能と考えられる。一方、自己株式取得を事由として基準議決権数の超過保有に至る場合に非上場企業においては開示がない等の事例があるため、銀行法に係る行政上の運用については、別紙様式にて当該届出日を超過保有期間の起算日とする具体的基準が示されているが、独占禁止法に關しては「超過日」が短縮日とされるなど、実務と乖離した行政上の運用がなされている。独占禁止法に關する議決権取得制限については、ケースによっては実務との相当の乖離が生じるものとなっているため、銀行法同様に、顧客の開示実態や銀行実務を踏まえた具体的基準を定めていただきたい。 【制度の現状(現行規制の概要等)】 銀行及び銀行持株会社は、一定の会社以外の会社を子会社としてはならない。(銀行法第16条の2、同法第52条の23) ?銀行とその子会社は、国内の会社(子会社対象会社を除く)について、合算して、5%超の議決権を取得、保有することが禁止されている。(銀行法第16条の3、銀行については独占禁止法第11条も適用)銀行持株会社とその子会社は、国内の会社(子会社対象会社を除く)について、合算して、15%超の議決権を取得、保有することが禁止されている。(銀行法第52条の24)銀行の特定子法人等及び特定関連法人等の業務の範囲については、子会社対象会社の置むことができる業務の範囲内であることが求められている(主要行等向けの総合的な監督指針V-3-3-1(3)、V-3-3-3(1)、銀行法第12条(例外として、代物非済・担保権実行や、合理的な再建計画に基づく取得は許容されているが、銀行による能動的な株式取得を是認するものではなく、1年を超えて過半数を超える議決権を保有し続けることは許されていない(銀行法第16条の3第2項、第52条の24第2項)。	都銀懇話会	公正取引委員会、金融庁	【公正取引委員会】 ・独占禁止法第11条第1項では、銀行業又は保険業を営む会社が他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の100分の5(保険業を営む会社にあつては、100分の10)を超えて有することとなる場合における議決権の取得又は保有を規制しています。 ・同条第2項では、担保権の行使により株式を取得又は所有すること等の事由により、他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の100分の5を超えて有することとなった日から1年を超えて当該議決権を保有しようとするときには、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならないと定められています。 【金融庁】 銀行の一般事業会社の議決権のある株式等への投資には、上限規制(銀行本体とその子会社の合算で5%以下、銀行持株会社とその子会社の合算で15%以下)が課されています。ただし、ベンチャー会社、事業再生会社などに対し、出資等を行う会社(特定子会社)は、5%(15%)を超えて保有可能となっています。	【公正取引委員会】 検討 【金融庁】 対応不可	【公正取引委員会】 独占禁止法第11条 【金融庁】 銀行法第16条の2、第16条の3、第52条の24 ・主要行等向けの総合的な監督指針V-3-3-1(3)、V-3-3-3(1)	【公正取引委員会】 ・独占禁止法の議決権保有規制については、金融審議会「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ」における議論等に基づく銀行法の議決権保有規制の見直しに係る措置に関して検討を行い、銀行法の議決権保有規制の見直しの実施時までに必要な措置を講じるとの関連決定に基づき、独占禁止法の議決権保有規制の目的(事業支配力の過度の集中の防止等)の観点から検討を行っているところです。 ・独占禁止法第11条は、豊富な資金を有し、融資を通して他の会社に大きな影響を及ぼし得る銀行等が、議決権を保有することで一般事業会社と結び付くことによる競争上の問題の発生を未然に防止するものです。したがって、マーチャントバンキング業務として議決権を保有する場合においても、その実態を踏まえ慎重に検討する必要があります。 ・同条第2項が規定する「他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の100分の5を超えて有することとなった日」とは、当該会社の自己株式取得等により当該会社の議決権をその総株主の総議決権の100分の5を超えて保有した日と解すべきものと考えます。 【金融庁】 銀行等による議決権保有規制については、金融審議会「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ」報告書「金融システム安定等に資する銀行規制等の見直しについて」(金融審議会金融分科会:平成25年2月27日)において、議決権保有制限の上限は、銀行の健全性確保の観点から原則5%を維持しつつ、地域経済の再活性化や企業の再生に資する効果が見込めるもの等に限定して緩和することとされたところです。このため、現時点において、マーチャントバンキング業務については措置困難です。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
53	4月12日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	ABLの普及促進に資する子会社従属業務の追加	銀行及び銀行持株会社の子会社対象会社のうち、銀行法施行規則第17条の3第1項第10号及び第34条の16第3項第10号に規定される担保評価・管理会社について、対象となる従属業務に「担保の目的となっている財産の換価・処分」を追加していただいたところであるが、加えて、親銀行等が法人向けの貸付等を行う際に、「銀行等の子会社が担保取得し、当該担保対象財産の市場価格もしくは処分価格等の範囲内で、親銀行等に保証等を行う業務」を追加していただきたい。 【要望理由】 我が国中小企業における主要な資金調達手段である銀行融資については、従来、保有不動産や人的保証による信用補充が中心であった。不動産価格の調整や人的保証償済の背景とし、不動産担保や人的保証に依存しない融資手法の一つとして、ABL(Asset Based Lending: 動産・債権担保融資)に期待が寄せられており、経済産業省「ABL研究会報告書」では潜在市場は78兆円とされている(22年3月末残高は3,000億円程度)。米国では、1980年代からABLへの取組みが本格化し、事業向け融資に占める比率は約20%とされる一方で、我が国においては企業向け融資に占める割合は0.1%程度にとどまっている(平成23年6月日銀レビュー)。ABLの普及に向け、銀行法施行規則第17条の3第1項第10号及び第34条の16第3項第10号に規定される担保評価・管理会社について、対象となる従属業務に「担保の目的となっている財産の換価・処分」を追加され、動産担保の評価・管理・換価プロセスを銀行グループに内製化することが可能となった。これに加えて、親銀行等が法人向けの貸付等を行う際に、「銀行等の子会社が担保取得し、当該担保対象財産の市場価格もしくは処分価格等の範囲内で、親銀行等に保証等を行う業務」が追加されれば、更なるABLの普及が見込まれる。 【制度の現状(現行規制の概要等)】 銀行及び銀行持株会社は、子会社対象会社以外の会社を子会社としてはならない。(銀行法第16条の2、52条の23、同法施行規則第17条の2、第17条の3、第34条の16) 貸付金担保の評価等に係る子会社対象会社として、担保評価・管理会社(他の事業者の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となっている財産の管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務を行う会社)が認められている。(銀行法施行規則第17条の3第1項第10号、第34条の16第3項第10号)	都銀懇話会	金融庁	銀行及び銀行持株会社は、子会社対象会社以外の会社を子会社としてはならない。(銀行法第16条の2、52条の23、同法施行規則第17条の2、52条の23、第17条の3、第34条の16) 貸付金担保の評価等に係る子会社対象会社として、担保評価・管理会社(他の事業者の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となっている財産の管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務を行う会社)が認められている。(銀行法施行規則第17条の3第1項第10号、第34条の16第3項第10号)	検討	銀行法施行規則第17条の3第1項第10号、第34条の16第3項第10号 銀行法施行規則第17条の3第1項第10号、第34条の16第3項第10号 銀行法施行規則第17条の3第1項第10号、第34条の16第3項第10号 銀行法施行規則第17条の3第1項第10号、第34条の16第3項第10号	現行制度上、銀行等が、当該銀行等が供与する事業性ローンに対し保証を行う会社を子会社とすることは、銀行等グループとしてのリスク管理の適切性や経営の健全性等の観点から、原則として禁止しています。 今回頂いたご要望については、上記の観点に加え、顧客企業の利便性等の観点も踏まえ、総合的かつ慎重に検討を行います。
54	4月12日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	デビットカードを活用したキャッシュアウトサービスにおける規制の明確化	キャッシュアウトサービスを提供するにあたり、銀行法第12条の2第2項に定める「その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置」の一環として、銀行法施行規則の改正により、デビットカードによるキャッシュアウトサービスを実施するに当たって加盟店銀行(加盟店と契約する幹事金融機関)が取るべき措置及び加盟店銀行が加盟店に対して求めるべき措置を規定して、その実施方法の明確化をはかることをお願いしたい。＜具体的な規制内容(案)＞加盟店銀行が直接加盟店を管理、直接加盟店を通じて間接加盟店(直接加盟店と契約する加盟店)を管理する。上記管理において、情報セキュリティ体制を確保させるため、日本電子決済推進機構が策定した「キャッシュアウトガイドライン」を遵守させる。加盟店銀行が定める取扱金額の上限の範囲内で各加盟店が取扱の上限金額を決める。キャッシュアウトサービスの提供に必要な体制を確保するよう加盟店銀行が指導する。加盟店に対して、キャッシュアウトする金額を顧客とともに確認するよう指導する。 【要望理由】 欧米等では一般的なサービスとして提供されているキャッシュアウトサービスについて、現状わが国では法的な整理が明確ではないこともあり、当該サービスが提供されていない。現在、加盟店からキャッシュアウトサービスを行いたいとの要望があり、具体的にサービス開始に向けて検討中の状況。加盟店にとっては、デビットカードのショッピングの利用に付随して少額の現金を手渡すことが可能となり、来店者の利便性が向上する。利用者の面からも、当行が過去に実施したアンケート(サンプル数500名)において、キャッシュアウトサービスの利用意向を確認したところ、約50%の人が「利用したい/便利だと思ふ」と回答しており、顧客の利用意向も相応にある。加盟店・利用者双方において高いニーズが確認できることから、銀行法施行規則の規制の下で、本サービスの提供を可能とした。 【制度の現状(現行規制の概要等)】 現在、デビットカード(J-Debit)を活用したキャッシュアウトサービス(加盟店店頭にて現金が受取れるサービス)については、法的な整理が必ずしも明確ではなく、わが国においては、サービスの提供がなされていない。	都銀懇話会	金融庁	現在、小売店等のレジ等でカードにより現金を受け取るサービス(キャッシュアウトサービス)は認められていません。	対応不可	—	平成17年の銀行法改正により、一般事業会社が銀行代理業を行うことが可能となったところですが、小売店等のレジ等でカードにより現金を受け取るサービス(キャッシュアウトサービス)については、当該小売店等が銀行代理業の許可を受けて銀行代理業者となれば、現行制度においても行うことは可能です。 銀行代理業者以外の者がキャッシュアウトサービスを行うことについては、顧客情報保護や内部管理態勢の観点、カードの悪用、トラブル等による損害の補償を関係者がどのように分担するか等、慎重な検討が必要です。 以上を踏まえ、銀行から預金の払出しの委託を受けることが認められているのは、有価証券関連連業を営む金融商品取引業者等のATM等のみに限られています。
55	4月12日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	「特定融資枠契約に関する法律」が対象とする融資契約の範囲等の弾力化	借手の属性に関らず、借手保護の必要性がないことが融資契約から明らかである場合について、本法の対象とする。本法の適用対象の手数料が、当該特定融資枠契約に係る変更手数料等を含むことが明確になるよう措置。 【要望理由】 コミットメントライン契約は、借手の機動的な資金調達を可能とする有用な手段であるところ、借手保護の観点から、適格借入人は、一定の契約交渉力を有する大会社等や一定のSPCに限定されている。その趣旨に鑑みれば、例えば、近年ニーズが拡大しているコンストラクション・ローン(開発・建設型ファイナンス)のように、引き出しの予定時期及び金額を予め示して一定金額までの融資を約する契約などは、顧客の依頼に基づく契約であることが明らかであるため、圧力販売等の懸念がない。このように、借手保護の必要性がないことが明らかなるものについては、借手の属性に係らず本法の対象とすることが適当である(コンストラクション・ローンの事例では、不必要な手数料を課すために銀行がコミットメントライン契約を押し付けるのではなく、顧客側の都合により、建設・建造時期等に合わせた融資時期を設定するために同契約を選択)。また、手数料に係る第3条の文言では、本法の対象がコミットメント手数料に限定されると解釈されるところ、契約の変更に係る手数料のような関連する手数料についても、権利付与の対価である点は同様であることから、この点を明確化する必要がある。 【制度の現状(現行規制の概要等)】 特定融資枠契約に関する法律の適用対象(以下、適格借入人)は借り手の属性により限定されている。特定融資枠契約に関する法律に基づき、出資法等の適用除外となる手数料は、コミットメントライン契約に係る手数料とされている(当該契約の変更に係る手数料を含むが不明確)。	都銀懇話会	金融庁、法務省	【金融庁】 コミットメントライン法において借手の対象範囲は①大会社、②資本金が3億円を超える株式会社、③純資産額10億円を超える株式会社④資産の流動化に使われる合同会社等である場合に限定されています。 【法務省】 特定融資枠契約に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借り手が①大会社、②資本金が3億円を超える株式会社、③純資産額10億円を超える株式会社④資産の流動化に使われる合同会社等である場合に限定されています。	検討	特定融資枠契約に関する法律第2条、第3条	【金融庁】 コミットメントライン法の対象範囲については、平成23年の法改正により、純資産額10億円超の株式会社や資産の流動化のために使われる合同会社等にまで拡大しており、当該改正の効果を検証する必要があります。 コミットメントライン法の対象範囲を拡大することは、借主との関係において弱い立場にある企業が過度の負担を強いられる可能性があり、こうしたことを事後チェックにより防止することは難しいことから、慎重に検討する必要があります。 なお、コミットメントライン契約に係る契約変更手数料が、コミットメントライン法の適用となるか否かについては、当該手数料の性質を勘案の上、個別に検討されるべきものと考えます。 【法務省】 コミットメントライン法の対象範囲については、平成23年の法改正により、純資産額10億円超の株式会社や資産の流動化のために使われる合同会社等にまで拡大しており、当該改正の効果を検証する必要があります。 コミットメントライン法の対象範囲を拡大することは、借主との関係において弱い立場にある企業が過度の負担を強いられる可能性があり、こうしたことを事後チェックにより防止することは難しいことから、慎重に検討する必要があります。 なお、特定融資枠契約に係る手数料が、法律第3条の規定により利息制限法等の適用を除外されるか否かについては、当該手数料の性質を勘案の上、個別に検討されるべきものと考えます。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
59	4月12日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	不動産投資顧問業者等の資産運用アドバイザー業者の銀行による子会社化の解禁	<p>不動産等に係る投資を行う業務の銀行の子会社の業務範囲への追加。</p> <p>【要望理由】 銀行は、不動産を運用対象とする投資法人(いわゆるJ-REIT)に係る投資法人資産運用業を営む投資信託委託業者を子会社とすることができるが、「不動産等特定資産に係る投資に関する助言を行う業務」(以下、特定資産助言業)を兼業した場合は、子会社とすることができない。金融資産を対象とする総合的な運用アドバイザー業務については、既に銀行に解禁されているところであるが、金融資産とそれ以外の資産を総合的に比較・検討して運用を行う投資家も相応に多いと考えられる。銀行の子会社による本業務の取り扱いを許容することにより、総合的な資産運用に係るアドバイザー・サービスの提供を促進することが、利用者利便の向上の観点から適当と考えられる。</p> <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 銀行の子会社の業務範囲は銀行法第16条の2第1項各号及び銀行法施行規則第17条の3に列挙される業務に限られ、不動産投資顧問業者等の資産運用アドバイザー業者(有価証券に係る投資顧問業務)に関する法律に定められる投資顧問業者を除く)を子会社とすることはできない。主要行等向けの総合的な監督指針(V-3-3-1(2)(3)口)により、銀行の子会社が営む投資顧問業務において、その投資助言の対象に不動産を含むことができない。</p>	都銀懇話会	金融庁	不動産等に係る投資に関する助言を行う業務は、銀行の子会社が行うことはできません。	対応不可	銀行法第16条の2第1項 銀行法施行規則第17条の3 主要行等向けの総合的な監督指針(V-3-3-1(2)(3)口)	「金融資産」と「不動産」では、取引の態様やリスクの特性が異なるものであり、銀行法で定められた他業禁止の趣旨を踏まえつつ、「不動産投資助言」を銀行の子会社業務範囲として追加することについて、顧客からのニーズ、銀行業務との関連性、必要性等の観点から慎重に検討する必要があります。
60	4月12日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	従属業務を営む子会社の収入依存度規制の緩和	<p>「銀行からの収入条項」を廃止すること。(平成14年3月29日付金融庁告示第34号第2条第1項2号の削除)</p> <p>【要望理由】 銀行等の従属業務を営む会社の基準としては、総収入条項があれば、親銀行等からの収入の有無に関わらず、広く一般の会社からの収入を得て従属業務を行うことを防止するのに十分であり、銀行から1円でも収入があればよいという実質的に意味のない条項は不要。事業の効率性を阻害する懸念有り。</p> <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 銀行持株会社又は銀行の従属業務を営む子会社等は、銀行又はその子会社からの収入を総収入の半分以上とすること(総収入条項)に加え、各事業年度においてその営む各々の従属業務について当該銀行持株会社の子銀行からの収入があることが要件として定められている。</p>	都銀懇話会	金融庁	銀行又は銀行持株会社の子会社として認められる従属業務会社については、当該銀行、その子会社その他これに類する者からの収入が銀行グループの場合、総収入の50%以上、銀行グループと他の金融機関グループの場合、総収入の90%以上でなければなりません。	対応不可	銀行法第16条の2第7項、平成14年3月29日付金融庁告示第34号第2条	収入依存度規制は90%以上から50%以上まで緩和されてきたところ。親銀行等からの収入に係らず広く一般の会社からの収入で従属業務(銀行業とは直接関係のない印刷・製本や調査・情報提供など)を行うことは、親銀行のために業務を行っているとは言えず銀行の他業禁止規制(子会社範囲規制)の観点から、措置困難です。
61	4月12日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	リース業務の高度化・多様化等に対応した規制見直し	<p>【具体的要望内容】 銀行及び銀行持株会社の子会社等の中古物品売買及びメンテナンス業務を行う際の収入制限の見直し。「中古物品売買等業務収入がリース業務収入を上回らないこと」の判定についてリース業務を営む子会社の子会社が、実質的にリース業務を営む子会社の一部と判断される場合は、リース業務の有無に関わらず当該子会社をリース会社集団に属する会社として判断する。金融監督庁・大蔵省告示第九号第2条第2項「リース業務を営む会社が～に属するそれぞれの会社に係る」を「リース業務を営む会社が属するリース会社集団に係る」に変更する。同告示第九号第2条第2項第2号を撤廃する。同告示第九号第3条第7号の「(リース業務を営む場合に限る)」を「リース業務を営む場合又はリース業務を営む子会社に限る」に変更する。債務者のデフォルト等に伴う物件売却等の処分を実施するまでの間に限り、銀行の「自己証券会社」と同様、他業禁止の観点から、本件に係る業務を(リース債権等の回収及び不動産の保有・管理及び売却)に限定する等の措置を講じた上で、リース子会社が新たに第三者と賃貸借契約を締結することを許容すること。</p> <p>【要望理由】 中古物品の売却及びメンテナンス業務は、銀行持株会社の子会社等に解禁されたが、リース業務を行う会社に限定されており、リース会社集団内の機能分担・業務効率化の制約要因となっている。現状では、空室が発生してもリース会社が直接新たなテナントと賃貸契約を締結できないことから、デフォルトしたユーザーを前面に立てた態での管理を余儀なくされている。一方、ユーザーがデフォルトしたままの状態でもテナントの前面に出ていると、物件の保守管理や区分、賃貸条件の変更、デフォルト物件に関することによるイメージ低下や、空室増加により「が」が限られていることを不安に感じ、退去するテナントがある。この結果、テナントにコスト負担が発生する上、物件の処分価格が市場実勢より低くなり、債権回収の早期最大化を図ることが困難となる。リース会社が新たなテナントと直接賃貸契約を締結することを認められると、テナントにとっては不安を払拭でき、移転コストをかけることなく従来通りの業務が可能となり、かつ市場実勢に即した価格にて早期処分することが可能となることから、リース会社にとっても損失を最小化することにも繋がり、リース子会社の経営の健全性にも資することとなる。本業務内容は、既に銀行持株会社及び銀行の自己証券会社に認められた業務であり、リース子会社の場合、各個別対象不動産の所有者であるリース子会社が上記自己証券会社の役割を担っていることを踏まえれば、本業務の許容は、財務の健全性維持やリスク管理の観点から適当と考えられ、且、特段の弊害もないと考えられる。なお、「不動産賃貸業」とみなされないためには、以下の措置で対応可能と思料。本件に係る業務は以下に限定。自社の貸出金およびリース債権等の回収のために行う担保不動産もしくはリース対象不動産の取得・保有・管理及び売却。業務遂行に当たっては、監督指針V-3-3-2(2)に記載の事項に準じるとともに、適切な早期処理を行うための部署、担当者を明確にし、対象不動産毎に収支・損益の分別管理を行うこととする。【制度の現状(現行規制の概要等)】銀行持株会社の子会社等の中古物品販売業務及びメンテナンス業務に係る収入制限。リース業務を営む子会社(銀行、非銀行系リース会社)が、中古物品売買及びメンテナンス業務が併設されており、他の非銀行系リース会社と同一水準の担保等の観点から、商品取引を銀行グループに一切認めないことは適当とは考え難い。上述されている。これを受け、改正銀行法施行規則では、商品の売買が、一定の条件のもとに銀行持株会社の子会社の業務として認可対象とされた。しかし、売買の媒介、取次ぎ又は代理は、認可対象として明示されていない。他方、第二部会報告の中では、商品の現物取引を銀行グループの業務として認める場合には、上記のとおり、現行制度において、「一般に商品の現物の売買は、物を保有することによるリスクを伴い、本来的銀行・保険業務とその他の性質やリスクに親近性・同質性が認められないことを踏まえ、他業禁止の趣旨の徹底を図るとの考え方に基づくものであることからこれを認めなかった点にも十分留意する必要がある旨の指摘がなされている。この点については、商品の売買の媒介、取次ぎ又は代理は、商品の売買よりも、商品現物を保有することがない以上、商品の現物取引に関与することに伴う特有のリスクは低いといえ、商品の売買を認めることに比べ、そのリスクは低く他業禁止の趣旨からすればその許容性はむしろ高いといえる。わが国金融機関が、今後、新たに特例子会社を設置していくにあたり、商品の保有に伴うリスクを低減しつつ、かつ商品の運搬等にかかるリスクを負うことなく、当該業務のノウハウを蓄積していくためにも、商品の売買そのものだけでなく、相対的にリスクの低い商品売買の媒介、取次ぎ又は代理を行うことも有効な手段になりうるものである。なお、現行規制に従って、持株特定子会社を介させた売買取引を行う方法により売買の媒介を代替することはある程度可能であると考えられるが、その場合は現物保有リスクや市場リスクを全面的に負うこととなり、想定以上のリスクを抱える可能性もある。そのため、こうしたリスクの抑制には、商品売買の媒介、取次ぎ又は代理についても認可対象として明示していただくことが必要であるものと考えられる。</p> <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 銀行法第52条の23の2第2項及び銀行法施行規則第34条の19の3において規定される特例子会社対象業務(持株特定子会社の対象業務)では、一定の(銀行法第10条の2の14)に規定される)商品の売買は認められているが、その媒介、取次ぎ又は代理に関する記載がない。</p>	都銀懇話会	金融庁	銀行等が子会社として保有できる会社の業務範囲は法令において規定されており、ファイナンスリース業は金融関連業務として認められています。また、当該リース業務の範囲は一定の収入基準を満たす必要があるとともに、当該リース業務を営む会社及びその子会社は、一定の収入基準の下で当該リース業務を営む会社又はその親銀行若しくは当該親銀行の子会社が営むリース業務に係る物件と同種の物件について中古物品の売買等業務を行うことができます。	対応不可 (①のみ現行制度下で対応可能)	銀行法第16条の2第1項 銀行法施行規則第17条の3第2項、平成10年金融監督庁・大蔵省告示第九号第2条第2項、次条第七号	①平成25年の告示改正により、銀行等のリース業務を営む子会社の子会社に限り、リース業務を営むことなく、中古物品売買等業務を営むことを可能とし、その場合、当該リース業務を営まずに中古物品売買等業務を営む子会社の収入を、その親会社であるリース会社の属するリース会社集団に係る収入基準に算入することとしました。 ②リース会社集団に属する個別のリース会社への収入制限規制については、「個別会社ごとにリース会社である」という前提を維持する観点から、「収入の50%以上がリース業務に係るものであること」と規定していることから、廃止することは困難です。他方、平成25年の告示改正により、リース業務を廃止することとしているリース会社については、リース会社集団に属するリース会社への収入制限規制の適用除外としました。 ③リース契約をデフォルトした債務者と第三者との契約範囲を超えて、新たな第三者と賃貸借契約を結ぶことは、銀行子会社に認められていない不動産賃貸者に該当するおそれがあることから、措置困難です。
62	4月12日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	銀行法上の特例子会社の商品に関する特定業務対象範囲の見直し	<p>銀行法第52条の23の2及び銀行法施行規則第34条の19の3における「商品の売買」を、「商品の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理」とし、商品の売買の媒介、取次ぎ又は代理を明示的に認めていただきたい。</p> <p>【要望理由】 商品デリバティブ業務において、わが国金融機関の国際競争力を確保し、かつ、関連リスクを最小限に抑制するため、商品の売買だけでなく、その媒介、取次ぎ又は代理を行うことも有効であり、かかる業務を特例子会社対象業務として認めていただく必要があるため。その詳細は以下のとおり。平成19年12月に取りまとめられた金融審議会金融分科会第二部会報告(以下、第二部会報告)において、「米圏においては、金融持株会社(FHC)傘下の銀行の兄弟会社が、商品デリバティブの補完的業務との位置付けで、リスク管理上の一定の制約の下、商品の現物取引を許容されている事例があり、我が国金融機関の国際競争力の確保等の観点から、商品取引を銀行グループに一切認めないことは適当とは考え難い。」と述べられている。これを受け、改正銀行法施行規則では、商品の売買が、一定の条件のもとに銀行持株会社の子会社の業務として認可対象とされた。しかし、売買の媒介、取次ぎ又は代理は、認可対象として明示されていない。他方、第二部会報告の中では、商品の現物取引を銀行グループの業務として認める場合には、上記のとおり、現行制度において、「一般に商品の現物の売買は、物を保有することによるリスクを伴い、本来的銀行・保険業務とその他の性質やリスクに親近性・同質性が認められないことを踏まえ、他業禁止の趣旨の徹底を図るとの考え方に基づくものであることからこれを認めなかった点にも十分留意する必要がある旨の指摘がなされている。この点については、商品の売買の媒介、取次ぎ又は代理は、商品の売買よりも、商品現物を保有することがない以上、商品の現物取引に関与することに伴う特有のリスクは低いといえ、商品の売買を認めることに比べ、そのリスクは低く他業禁止の趣旨からすればその許容性はむしろ高いといえる。わが国金融機関が、今後、新たに特例子会社を設置していくにあたり、商品の保有に伴うリスクを低減しつつ、かつ商品の運搬等にかかるリスクを負うことなく、当該業務のノウハウを蓄積していくためにも、商品の売買そのものだけでなく、相対的にリスクの低い商品売買の媒介、取次ぎ又は代理を行うことも有効な手段になりうるものである。なお、現行規制に従って、持株特定子会社を介させた売買取引を行う方法により売買の媒介を代替することはある程度可能であると考えられるが、その場合は現物保有リスクや市場リスクを全面的に負うこととなり、想定以上のリスクを抱える可能性もある。そのため、こうしたリスクの抑制には、商品売買の媒介、取次ぎ又は代理についても認可対象として明示していただくことが必要であるものと考えられる。</p> <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 銀行法第52条の23の2第2項及び銀行法施行規則第34条の19の3において規定される特例子会社対象業務(持株特定子会社の対象業務)では、一定の(銀行法第10条の2の14)に規定される)商品の売買は認められているが、その媒介、取次ぎ又は代理に関する記載がない。</p>	都銀懇話会	金融庁	銀行持株会社のうち、収支や資本が十分な者は、認可を受けて、通常よりも広い業務を行う会社(特例子会社対象会社)を子会社とすることができます。当該特例子会社対象会社の業務範囲は、「金融等デリバティブ取引に係る商品の売買」とされており、媒介、取次ぎ、代理は含まれていません。	検討	銀行法第52条の23の2第2項、銀行法施行規則第34条の19の3	現行制度において、銀行持株会社の特例子会社対象会社の業務として、金融等デリバティブ取引に係る商品の売買業務が認められていることを踏まえ、特例子会社対象会社の業務として商品の売買の代理、媒介又は取次ぎを行うことについて検討します。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
63	4月12日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	外貨定期預金(1年物)の自動継続時における「同一内容の特例」適用範囲の見直し	外貨定期預金(1年物)について、以下のケースで物理的に暦年ベースで1年を超えるケースでも、「同一内容の特例」を適用し、法定書面の交付省略の許容。?期間応当日が休日(海外の休日を含む)の場合に翌銀行営業日を満期日とする取扱い。月末営業日が預入(継続)日の場合で、期間応当日の月末営業日を満期日とする取扱い。 【要望理由】 預入期間1年物の外貨定期預金について、技術的なシステム仕様から預入期間が暦年ベースで1年を数日超える可能性があるが、数日超えることによる顧客のリスク度合いは変わらず顧客保護の観点から問題ない。また、1年を数日超えることにより法定書面を送付することについて、却って顧客からの苦情(紙面や郵便代の無駄)も散見される。【制度の現状(現行規制の概要等)】過去1年以内に「同一内容」の特定預金等契約について契約締結前交付書面を交付している場合は、改めて契約締結前交付書面を交付する必要はない。また、特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約に係る契約締結時交付書面を交付している場合にも、改めて契約締結時交付書面を交付する必要はない。ここでいう「1年以内」について、パブリックコメント(「金融商品取引法制に関する政令案・内閣府令案等」に対するパブリックコメントの結果等について(平成19年7月31日)P624-16)では「暦年ベースで1年を超える場合には、同一内容の特例は適用されない」とある。	都銀懇話会	金融庁	外貨定期預金などの特定預金等については、1年(365日)以内に同一内容で更新契約を行う場合については、同一預金者に契約締結前書面等は不要となっている。	検討	銀行法第13条の4 金融商品取引法第37条の3第1項、第37条の4第1項 銀行法施行規則14条11の25第1項2号、銀行法施行規則14条11の29第1項2号	自動継続の契約の実態を踏まえ、自動継続契約の日が休日などの理由により、契約締結前交付書面の交付の日が前日から1年を超えた際の契約締結前交付書面の交付の可否について、検討を行います。
64	4月12日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	都銀等による信託業務に係る規制緩和	不動産売買の媒介、貸借の媒介・代理等の不動産関連業務等を、都銀本体、信託銀行子会社、信託代理店に解禁。 【要望理由】 一部の信託兼営金融機関は不動産業務を行っており、これらの金融機関においてこの業務により経営の健全性が損なわれている状況にもなく、都銀本体、信託銀行子会社および信託代理店に対して、併營業務の一部を制限することの理論的根拠は不明確。顧客財産の総合運用管理サービスの充実を通じた顧客利便性の一段の向上のためには、不動産関連業務を含めた信託業務の解禁が不可欠。都銀等の健全なプレーヤーの参入により、不動産市場の活性化、健全化が期待でき、ひいては日本経済の発展に寄与することが期待できる。金融機関の財務及び業務の健全性確保については、バーゼルIIIに基づく適切なオペレーショナルリスクの管理等により達成可能(媒介等のみであり、不動産自体を自らのB/S上に保有することはない)。取り扱い対象を、一定規模を超えるもので、かつ銀行業務に関連する案件に限定することにより既存の不動産業者の事業基盤の侵害を最小限とすることは可能。 【制度の現状(現行規制の概要等)】 現状、都銀本体、信託銀行子会社、信託代理店は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」により、併營業務の一部である不動産売買・仲介等の不動産関連業務を行うことができない。	都銀懇話会	金融庁	一部の信託兼営金融機関を除き、不動産業務を行うことが禁止されています。	対応不可	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第3条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第3条第1項	銀行本体や子会社等の不動産関連業務への参入の可否については、他業を営むことによるリスク遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえ、対応困難であると考えます。
65	4月12日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」に基づいて作成する株式等保有状況の基準日見直し	株式保有残高が資本額を相応に下回っている(例えば50%以下など)銀行(銀行持株会社)においては、「決算状表」の「5.株式等保有状況」の作成基準日を本決算時の年1回とする。 【要望理由】 本規制は、銀行等の株式保有を制限するとともに、銀行等の株式の処分を促進し、以って銀行等の財務健全性を確保することを目的としているとの認識。然る、制定時と比べ、銀行等の資本(Tier1)対比株式保有残高は相応規模に削減が進捗しており、現在では資本(Tier1)額を大きく下回っている状況。斯かる状況に鑑みれば、株式保有残高を資本(Tier1)の範囲内に収めるとの規制の意義は相対的に低下しており、株式等保有状況の報告頻度の削減が妥当であると考えられる。 【制度の現状(現行規制の概要等)】 「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」において、銀行(銀行持株会社)は公開企業が発行する株式等の保有残高を、子会社・関連会社分を合算して※1、資本(Tier1)※2の範囲内に収めなくてはならないと定められている。銀行(銀行持株会社)は半期毎に金融庁に提出する「決算状況表」の「5.株式等保有状況」を以って、株式保有残高並びに保有制限遵守状況を同庁へ報告している。※1:証券会社等(特定子会社)の保有残高を除き、関連会社保有分は持分比率相当分を合算。※2: Tier1から特定子会社の資本を控除し、関連会社の自己資本は持分比率相当分を合算。	都銀懇話会	金融庁	銀行法第24条第1項等に基づき、銀行(銀行持株会社)に対し、半期毎に、「決算状況表」の「5.株式等保有状況」において、株式保有残高並びに保有制限遵守状況の報告を求めています。	対応	銀行法第24条第1項等	監督指針に基づく報告等の見直しの枠組みの中で措置済みです。
66	4月12日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	「大量保有報告」変更報告書提出対象事由の緩和	合算株券等保有割合が5%以下となる変更報告書を提出(任意を除く)していれば、以降の変更報告書提出を免除頂きたい。 【要望理由】 金商法第27条の23第1項において、株券等保有割合が5%を超えたものを「大量保有者」と規定。5%以下となった時点で当該保有者は「大量保有者」でなく、大量保有報告制度の趣旨(「大量保有者」の株券等保有状況の開示義務)に照らせば、変更報告書の提出は不要とすることが適当であると考えられる。 【制度の現状(現行規制の概要等)】 「重要な事項の変更に伴う変更報告書」もしくは「単体株券等保有割合が1%以上増減したことによる変更報告書」(いずれの場合も合算株券等保有割合は1%以上減少せず)を提出した際、当該報告書に記載された合算株券等保有割合が5%以下となっても、引き続き変更報告書の提出が義務付けられている(極端なケースでは、合算株券等保有割合が1%未満の変更報告書を提出する可能性あり)。	都銀懇話会	金融庁	金融商品取引法上の大量保有報告制度においては、株券等保有割合の1%以上減少を提出事由とする変更報告書を提出した場合であって、かつ、当該変更報告書に記載された株券等保有割合が5%以下である場合に限り、その後の変更報告書の提出義務が免除されています。	対応	金融商品取引法第27条の25第1項	株券等保有割合が5%以下であることが記載された変更報告書を既に提出している場合には、その後の変更報告書の提出を不要とすることとする「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」が、第183回国会に提出されています。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
67	4月12日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	基準議決権数超過保有に係る申請手続の簡素化	銀行又は銀行持株会社が基準議決権数を超えて議決権を保有する場合について、一定の要件を満たした場合において、金融庁及び公正取引委員会あて「届出」を行うことにより、両所管庁の承認又は認可を取得したとみなすものとして頂きたい。 【要望理由】 実務上、担保権の実行や会社の自己株式取得等により、基準議決権数の超過に至るケースが少なからずあるなか、当該会社の株式が未上場又は銀行が当該会社のインサイダー情報等を有しているなど、規制期間内での議決権譲渡が相当困難又は事実上不可能な場合がある。こうした場合においても、銀行法第16条の3及び独占禁止法第11条による金融庁及び公正取引委員会に対する申請が必要とされるため、実質的な意味をもたない審査プロセスを経ることとなっている。また、平成24年7月に閣議決定・公表された日本再生戦略において、新たな金融手法としてDES等の活用が掲げられているなか、今後、基準議決権数超過保有に係る金融庁及び公正取引委員会に対する申請事務が増加していくことも考えられ、こうしたプロセスの改善が望まれる状況にある。このため、一定の要件(例えば、当該会社の株式が未上場、もしくは当該会社のインサイダー情報を有しているなど、短期間での議決権譲渡が困難な場合、または、当該会社の経営改善計画が策定されている場合等)を満たすことを前提とし、届出をしたことをもって両所管庁の承認又は認可を取得したとみなすことにより、議決権規制に係る事務の合理化を図るものである。 【制度の現状(現行規制の概要等)】 銀行法及び独占禁止法上、銀行は会社の議決権の5%超(銀行持株会社においては15%超)の保有が禁止されており、取得・保有した日より一年を超えて保有する場合は、あらかじめ金融庁の承認及び公正取引委員会の認可を受ける必要がある。ただし、デット・エクイティ・スワップ(DES)による場合(当該会社の経営改善計画に基づくものに限り)、主要行等向けの総合的な監督指針V-3-4において、「銀行法第16条の3第3項に定める承認の条件である当該議決権のうち基準議決権数を超える部分の議決権を『速やかに処分すること』とは『遅くとも当該会社の経営改善のための計画終了後速やかに処分すること』との趣旨であること」とされている。	都銀懇話会	公正取引委員会、金融庁	【公正取引委員会】 ・独占禁止法第11条第1項では、銀行業又は保険業を営む会社が他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の100分の5(保険業を営む会社にあつては、100分の10)を超えて有することとなる場合における議決権の取得又は保有を規制しています。 ・同条第2項では、担保権の行使により株式を取得又は所有すること等の事由により、他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の100分の5を超えて有することになった日から1年を超えて当該議決権を保有しようとするときには、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならないと定められています。 【金融庁】 ＜銀行法＞ 銀行又はその子会社は、国内の会社の議決権については、合算して、当該会社の総株主等の100分の5(銀行持株会社にあつては、100分の15)を超える議決権を取得し、又は保有してはならないこととなっています。(いわゆる5%ルール) ただし、担保権の実行等の事由により5%を超えて議決権を取得した場合には、当局の承認を得た上で、1年を超えて保有することができます。	対応不可	【公正取引委員会】 独占禁止法第11条は、豊富な資金を有し、融資を通じて他の会社に大きな影響を及ぼし得る銀行等が、議決権を保有することで一般事業会社と結び付くことによる競争上の問題の発生を未然に防止するものです。この規制趣旨の観点から問題がないか否かについて、当委員会が事前に判断することができるよう、認可制とすることが適当と考えます。 【金融庁】 ＜銀行法＞ 5%ルールについては、左記のとおり、例外規定が設けられていますが、銀行等の健全性確保という規制の本来の趣旨を踏まえれば、1年を超えて保有する合理的な理由があるかどうかのみならず、当該議決権の処分の方法に関する方針が妥当なものであるかどうかを当局が事前に審査することができるよう、承認制とすることが適当と考えます。	
68	4月12日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	銀行代理業者の子法人等に関する変更届出書に関する規制緩和	銀行代理業者からの届出を要する法人等の範囲およびその内容の限定。財務省関東財務局への報告期限の延長(報告期限の1ヶ月間等への変更) 【要望理由】 本届出は、銀行法第52条の39第1項に基づく届出として、届出の内容を十分精査し、当該届出が法令に違反することとならないか、業務運営の適切性、健全性に問題が生じることとならないか等についての確認に供される。具体的には、親法人等およびその子法人等の商号又は名称、またる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名または名称および業務の種類について、銀行代理業者の許可の申請書の記載事項からの変更を届出させることにより、銀行代理業者における利用者保護の趣旨とされているものと解される。この点、銀行法施行規則34条32第2項に規定される親法人等の子法人の範囲は極めて広く、実態において、利用者保護の観点から必ずしも重要度が高いとはいえないものも含まれると想定される(銀行代理業者による(1)預金又は定期積金等の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介、(2)資金の貸付又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介、(3)為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を受けようとする利用者が、契約締結の検討にあたり、親法人等の子会社等の全ての商号変更等に係る情報の提供が、利用者保護の観点から必須とはいえない場合があると解される)。関東財務局宛には銀行代理業者が報告を行うが、その内容は所属銀行が連次等で情報を取り纏めた上で銀行代理業者に情報提供をしており、所属銀行および銀行代理業者双方に相応の管理負担が発生している状況。特に、特殊関係者を含む海外法人等における変更の把握については、報告・集計・確認等に相応の時間・負荷を要している。銀行代理業者における利用者保護の趣旨を鑑みた場合、その実態的なメリットに比して、所属銀行・銀行代理業者の管理負担が大きいのが実態との認識。従って、届出を要する法人等の範囲およびその内容を銀行代理業者の利用者保護に直接的な有効性を有する範囲への限定(一定規模以下の親法人等の子法人等については届出対象外とする等)、また、変更届出期限の1ヶ月間等への延長をお願いしたい。 【制度の現状(現行規制の概要等)】 銀行代理業者は、銀行法および銀行法施行規則に基づき、親法人等の子法人等全てについて (1)商号・社名、(2)またる営業所又は事務所の所在地、(3)代表者の氏名又は名称、(4)業務の種類に変更があった際は、財務省関東財務局への2週間以内の報告を要する(「子法人等に係る変更届出書」として報告)。	都銀懇話会	金融庁	現行制度上、銀行代理業者は商号、役員氏名、営業所の名称・所在地、親法人等・子法人等の商号・所在地・代表者名等を変更した場合には、2週間以内に関内閣理大臣に届け出る必要があります。	①検討 ②対応不可	銀行法第52条の39、銀行法施行規則第34条の39	①利益相反等の弊害防止の観点から、銀行代理業者のみならず、グループ全体について把握が必要であることから、届出事項の緩和については慎重に検討する必要があります。 ②届出の時期(2週間)については、銀行代理業者への監督の実効性を確保する観点から必要なものと考えており、措置困難です。
69	4月12日	7月9日	7月31日	金融・証券・保険	株式担保付シンジケートローン債権の債権譲渡時の振替手続の簡素化	新質権口座を開設することなく、既存質権口座において債権譲渡を実施した金融機関(以下、新規行)を追加すること(共有者名義の変更)で完結させたいもの。(例)当初「A行、B行及びC行」が参加する株式担保付シンジケートローン案件で、今般A行からD行に一部債権譲渡を実施。⇒既存質権口座(名義はA行、B行及びC行の連名)にD行を追加する共有者名義口座の変更を実施することでD行の効力発生要件を充足させる。 【要望理由】 債権譲渡の度に新質権口座を開設することで口座開設の事務手間が発生すること。既存参加金融機関(以下、既存行)から新質権口座開設のために資格証明書等の本人確認資料を徴求しており、既存行の事務の手間がかかる為。 【制度の現状(現行規制の概要等)】 株式担保の効力発生要件は「振替」である。株式担保(※)付シンジケートローン債権を、他の金融機関宛に債権譲渡する際、債権譲渡後の共有者名義の株式質権口座(以下、「新質権口座」という。)を新たに開設した上で既存の共有者名義の株式質権口座(以下、「既存質権口座」という。)から「新質権口座」へ振替することにより対応している。 ※共有者(シンジケート団)名義の株式質権口座に振替し担保設定した株式担保をいう。	都銀懇話会	法務省	振替株式について設定されていた質権が移転した場合の手続については、社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という。)上、これを直接規定する明文の規定はありません。	対応不可	振替株式に設定されたA、B及びCを質権者とする質権の被担保債権につきAの有する債権の一部がDに譲渡された場合に、【制度の現状(現行規制の概要等)】に記載されている解釈・運用が行われていることは承知しているところ、このような解釈・運用によらずに、口座名義人にDを追加することによって対応することの是非については、振替法第141条その他の振替法全体の構造との整合性を踏まえて、慎重に検討する必要があります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
70	4月12日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	銀行(銀行持株会社)の取締役の兼職認可の緩和	銀行(銀行持株会社)の常務に従事する取締役が、同一グループ内の持株会社、傘下銀行、子会社の常務に従事する場合については、「届出」をもって「認可」を取得したと看做すものとして頂きたい。 【要望理由】 銀行持株会社は、その子会社である銀行及び銀行法第52条の23第1項各号に掲げる会社の経営管理を行うこと並びにこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことはできないとされており、また、その業務を営むに当たっては、「その子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保に努めなければならない」とされている。(銀行法第52条の21第1項・第2項)このように、銀行持株会社の取締役及び執行役が、当該銀行持株会社において、「子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保」するという職責を負っていることを踏まえれば、当該銀行持株会社の子法人等(子銀行および子銀行以外の子法人等)の常務の兼務については、現行規制が求める「子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがない」という条件を自動的に満たしていると考えられる。(換言すれば、当該条件を満たさないのであれば、銀行持株会社の取締役又は執行役に就任することがそもそもできないと考えられる。就任に際しては届出が実施されている。)上記の通り、銀行持株会社の取締役又は執行役が、その子銀行を含む子法人等の常務に従事する場合については、他の一般の会社の常務に従事する場合は異なり、子銀行の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないことを踏まえれば、他の一般の会社の常務に従事する場合と同様に一律の事前認可取得を義務付けることは過剰である。グループ経営の中では、持株会社やグループ会社の取締役が、同一グループ内の他社の業務を兼職することは一般的に行われている。銀行(銀行持株会社)においても、グループ内での兼職は、グループ経営上の最適な人材配置を検討した結果によるものであり、相応の時間と手続が必要となる事前認可の取得は、機動的且つ柔軟な人材活用を妨げとなる。 【制度の現状(現行規制の概要等)】 銀行及び銀行持株会社の常務に従事する取締役(委員会設置会社にあつては執行役)は、内閣総理大臣の認可を受けた場合を除くほか、他の会社の常務に従事してはならないとされている(銀行法第7条)。内閣総理大臣は、認可の申請があつたときは、当該申請に係る事項が当該銀行及び当該銀行持株会社の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないと認める場合でなければ、これを認可してはならないとされている(銀行法第52条の19)。	都銀懇話会	金融庁	銀行及び銀行持株会社の常務に従事する取締役(委員会設置会社にあつては執行役)は、内閣総理大臣の認可を受けた場合を除くほか、他の会社の常務に従事してはなりません。	対応不可	銀行法第7条第1項、第52条の19第1項	銀行の常務に従事する取締役は、他の会社の常務に従事してはならないこととされています。当該兼職制限については、銀行の業務の健全かつ適切な運営の妨げとなるおそれがあるかどうかとの観点から、個別認可によってのみ解除されることとなっています。このことは、当該他の会社が銀行の子会社等である場合においても変わるものではありません。
71	4月12日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	臨時休業等における業務の再開に係る店頭掲示の緩和	銀行法施行規則第17条第4項第4号に規定される「休業期間が一営業日以内で、営業が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合」においては、公告のみならず、業務再開時の店頭掲示期間を業務再開当日とするべく、店頭掲示期間を見直して頂きたい。 【要望理由】 銀行法第16条において、臨時の休止および業務の再開において、届出書の提出、公告、当該営業所の店頭掲示が求められるのは、銀行の業務の停止は資産内容に重大な影響を及ぼし、預金者保護の見地から一般公衆の被る損害を極力限定するために速やかに適切な善後措置を講ずる必要があることによる。ただし、銀行法施行規則第17条第4項第4号において「休業期間が一営業日以内で、営業が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合」において、休止および再開の公告を不要とする趣旨は、休業期間が1営業日に亘らず、当該営業日に必要となる業務は滞らず、お客さまへの影響が限定されることからと解される。「休業期間が一営業日以内で、営業が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合」においては、再開の旨も立っており、休止の店頭掲示において再開の旨を記載することで、お客さまの当該営業日に必要な業務の対応の可否につき、判断ができ、お客さまへの影響を限定することが可能である。また、金融業界においても、ホームページの創設、インターネットバンキングの浸透等、お客さまに対する情報提供の手段は多岐に渡っており、過料の制裁を以て一ヶ月間の店頭掲示を規定する趣旨が乏しくなっている。期間を定めた店頭掲示に係る規定は銀行法第38条の廃業等の公告があるが、廃業等の公告であっても1ヶ月を下らない期間の掲示であり、「休業期間が一営業日以内で、営業が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合」においても業務再開につき、同期間の店頭掲示を過料の制裁が課される法定にて求めるのは過重である。また、例えば民事訴訟法における法的効力を有する公示送達の場合においても掲示を始めた日から2週間を経過することによって、その効力を生ずることを鑑みれば(民事訴訟法第112法)、業務再開の店頭掲示につき、1ヶ月を定めるのは不当に長いものと思料する。 【制度の現状(現行規制の概要等)】 銀行は天災その他のやむを得ない理由によりその営業所において臨時にその業務の全部または一部を休止する場合およびその業務の全部又は一部を再開する場合には、その理由を付した届出書の提出、公告、当該営業所の店頭掲示が求められる(銀行法第16条1項)。銀行法第16条第1項の規定にかかわらず、内閣府令で定める場合においては、公告は不要となる(銀行法第16条第2項、銀行法施行規則第17条第4項)。	都銀懇話会	金融庁	銀行が臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所においてその業務の全部又は一部を再開したときは、再開した日後一月を経過する日までの間、当該営業所に店頭掲示を行う必要があります。	検討	銀行法第16条第1項 銀行法施行規則第17条第3項	業務の再開に係る掲示の在り方については、規制の趣旨を踏まえて、検討します。
72	4月12日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	「事業の譲受け」に関する広告義務の緩和	公告実施期限の「2週間以内」から「4週間以内」への延長。軽微基準等による公告手続きに関する一部免除規定の導入 【要望理由】 実務上、事業譲受け案件(特に海外企業からの国際的な譲受け案件)では、(1)譲渡側の決議機関(取締役会等)スケジュールとの兼ね合い、及び(2)当事者間の決議後に契約文言の最終調整を行う例が多いこと等、により、決議日から最終契約締結までに一定期間(1〜2週間程度)が必要となる場合が多い。公告実施までには、上記期間に加えて公告準備期間(捺取り等)が必要*であり、状況次第では現状の公告実施期限(決議後2週間)内に対応できないケースが想定される。その場合、現行規制下では取締役会を再度開催し決議する必要があるが生じる。*官報掲載に関しては、実務上、掲載日(公告日)の5〜6営業日前になると掲載取り消しができないことから、捺取りは最終契約締結後に行うことが望ましい(決議後、契約締結までの準備期間に並行して公告捺の手配を行うと、仮に契約締結が当初想定よりずれ込んだ場合、掲載取り消しができない可能性あり)。実務上、取締役会の開催に関しては、昨今増加している社外取締役の日程調整等も必要となり、当該公告実施期限の修正目的で取締役会を開催する負担感が増大しており、状況によっては開催が困難な事態も想定される等、特にクロスボーダーの買収案件において円滑に事業譲受けを行う上での課題となっている。また、併せて重要性の如何による公告手続きの免除についてもご検討いただきたい(例:軽微基準を設ける等による一定規模以下の事業譲受け案件に関する公告手続きの免除)。 【制度の現状(現行規制の概要等)】 銀行法上、「事業の全部または一部の譲受け」に関して、取締役会の決議(又は株主総会の決議、執行役の決定)がなされたときは、決議日から2週間以内に官報への公告及び定款で定める方法による公告を行うことが規定されている。	都銀懇話会	金融庁	「事業の全部または一部の譲受け」に関して、取締役会の決議(又は株主総会の決議、執行役の決定)がなされたときは、決議日から2週間以内に官報への公告及び定款で定める方法による公告を行わなければならない。	対応不可	銀行法第34条、第35条	事業の譲渡は合併と同様、信用秩序の維持、金融の円滑、預金者保護その他の観点から、極めて重大な効力を発生させることが予想されます。そのため、具体的要望内容を踏まえつつ、その影響を考慮し、慎重に検討する必要があります。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
73	4月15日	7月9日	7月31日	金融・証券・保険	確定拠出年金運営管理機関に係る役員の兼職状況の届出の廃止	確定拠出年金運営管理機関に係る役員の兼職状況の届出の廃止 【提案理由】 確定拠出年金運営管理機関も、上記Aと同様に、確定拠出年金運営管理機関に係る登録申請書の記載事項として役員の兼職状況があり、変更があれば、2週間以内に財務局および厚生労働省に届出を提出しなければならない。 これについても役員の兼職状況の届出を不要とすべきである。	全国地方銀行協会	厚生労働省	確定拠出年金運営管理機関に係る登録申請書に役員の兼職状況を記載する必要があり、変更があれば、2週間以内に財務局および厚生労働省に届出を提出する必要があります。	対応不可	確定拠出年金法第89条第1項第7号、第92条第1項、確定拠出年金運営管理機関に関する命令第2条第1号	運営管理機関の登録をする上で、確定拠出年金法第91条第5号に規定する運営管理機関の役員として相応しくない者がいないことを確認する必要があるため、届出を廃止することは困難です。
74	4月15日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	成年後見人による取引の本人確認義務の緩和	成年後見人による取引の場合、銀行による被後見人の本人確認を不要とし、成年後見人の本人確認(登記事項証明書や家庭裁判所の審判書による確認)のみとする。 【提案理由】 成年後見人(注1)が被後見人の財産を管理するため、被後見人名義の口座開設等を行う際、銀行は被後見人の本人確認を行うため、成年後見人に対し被後見人の本人確認書類の提示を求める。この時、成年後見人が被後見人の本人確認書類として健康保険証や免許証等を用意できない場合(注2)、成年後見人の事実を証する登記事項証明書や家庭裁判所の審判書(注3)を提示することになる。登記事項証明書等での本人確認の場合、銀行には、犯罪収益移転防止法の定めにより、当該書類の確認に加え、書類に記載された被後見人の住所等に書留郵便などで取引関係書類を送付することが義務付けられる。しかし、被後見人が入院等で自宅におらず、取引関係書類が返送されてしまうことも多い。この場合、本人確認が完了しないため、銀行はお客様のニーズがあるにもかかわらず、同法により被後見人名義の口座を開設できない。 (注1)認知症等で判断能力が十分でない人の権利を守るため、家庭裁判所から選任された者。被後見人に代わり財産管理や契約などの法律行為を行う。(注2)例えば、被後見人が健康保険証の収納場所を失念してしまったなど、これらの書類が用意できない場合がある。(注3)成年後見の実事を証する登記事項証明書…登記された後見開始の裁判に関する情報、成年被後見人や成年後見人の情報が記載された証明書。成年後見人や被後見人の親族等の求めに応じて法務局が発行。家庭裁判所の審判書…後見開始等の審判結果、選定した成年後見人や成年被後見人の情報などが記載されたもの。そもそも成年後見人は、被後見人である「本人」の取引に支障があるからこそ、法律の規定により法定代理人として選任されたのであり、成年後見人の本人確認(登記事項証明書や家庭裁判所の審判書による確認)のみを行う取扱いであったとしても、犯罪収益移転防止法の趣旨に反するものではないと考えられる。成年後見人から被後見人名義の口座を開設できないことへの苦情が銀行窓口へ寄せられるケースもあり、実現が困難な場合、成年後見人に対し、犯収法の規定の趣旨等を改めて周知いただきたい。	全国地方銀行協会	警察庁・金融庁	金融機関等の特定事業者は、顧客等本人と取引の任に当たっている者(代表者等)が異なる場合、国や地方公共団体のように実在性が明確である顧客等以外については、実際に取引による財産の移転の効果が帰属する顧客等本人と代表者等の両方の本人特定事項の確認を行わなければならないこととされています。	対応不可	犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第4条、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令(平成20年政令第20号)第14条、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号)第4条・第15条	犯罪収益移転防止法においては、顧客等本人と取引の任に当たっている者(代表者等)が異なる際、仮に双方について本人特定事項の確認を行わなければ、取引の対象となる財産が真に顧客等本人の財産であるのか、顧客の代理人として行動しようとしている者の財産であるのか不明瞭な場合、資金トレースは不可能となることから、国や地方公共団体のように実在性が明確である顧客等以外については、実際に取引による財産の移転の効果が帰属する顧客等本人と代表者等の両方の本人特定事項の確認を行うことを義務付けることとしています。 このことは代表者等が法定代理人である場合についても異なることから、法定代理人が存在することをもって直ちに顧客等本人を本人特定事項の確認の対象から除外することは、困難であると考えます。 なお、破産管財人のように、①破産管財人が破産者の有する預金等の債権の支払を受ける場合に、支払を受けた財産が破産者の管理下に置かれることなく、破産財団に組み込まれ平等な弁済手続に付されること、②その手続は常に裁判所、債権者等による監督を受けること等の特殊な事情がある場合には、犯収法施行規則第4条第1項第13号口に規定する「これに準ずる者」に該当し、顧客等本人及び代表者等のいずれについても本人特定事項の確認は不要となります。
75	4月15日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	税金・公金・公共料金の収納における銀行等の本人確認・記録保存義務の緩和	A. 税金・公金における取引記録の保存を不要とする。 B. 公共料金における本人確認・取引記録の保存を不要とする。 【提案理由】 銀行では、犯罪収益移転防止法に基づき、税金・公金の支払いについて取引記録の保存が求められ、公共料金の支払いについて本人確認および取引記録の保存が求められるが、コンビニの場合は不要となっている。このため、同じサービスを行っているにもかかわらず、銀行で支払う場合はお客様に本人確認にご協力いただく必要がある、税金の収納票等で金融機関控えがない場合、取引記録としてお客様に納付依頼書を記入いただくなど、過重な負担を強いている。この対応の違いをお客様に説明する事にも苦慮し、窓口の事務負担増の要因となっていることから、以下について検討いただきたい。A. 税金・公金における取引記録の保存を不要とする。そもそも本人確認や取引記録の保存は、マネー・ロンダリング防止のための規制である。税金・公金に係る取引がマネー・ロンダリングとは関係のない取引であることは明らかであり、そのような取引記録の保存を犯罪収益移転防止法で義務付ける必要はない。B. 公共料金における本人確認・取引記録の保存を不要とする。公共料金については、収納先が電力会社、電話会社など公共性の高い特定の会社に限定されているうえ、支払われる資金もこれらの利用料金であることが明確であり、悪用されるとは考えにくい。このため、公共料金における本人確認・取引記録の保存を不要とすべきである。なお、所管官庁より、「国又は地方公共団体に対する金品の納付又は納入であっても、当該金品が犯罪による収益であるおそれが全くないとはいえない」、「国・地方公共団体以外の団体・組織への振込みについて、テロ資金供与やマネー・ロンダリングのおそれが全くない客観的かつ容易に判断することは困難」との回答があったが、そうした点はコンビニによる収納においても同様のはずである。	全国地方銀行協会	警察庁・金融庁	金融機関等の特定事業者は、顧客等の間で特定取引(10万円を超える現金送金等)を行う際には、原則、本人特定事項等の確認(取引時確認)を義務付けられていますが、国又は地方公共団体に対する金品の納付又は納入に係る取引は、取引時確認対象取引から除外されています。 また、特定事業者は、特定業務(特定事業者が行う業務)を行った場合には、少額の取引等一定の取引を除き、取引に係る記録の作成及び保存を義務付けられています。	対応不可	犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第4条・第6条・第7条、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令(平成20年政令第20号)第6条・第7条・第15条、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号)第4条・第19条	A. 国又は地方公共団体に対する金品の納付又は納入であっても、当該金品が犯罪による収益であるおそれが全くないとはいえず、事後的にテロ資金供与やマネー・ロンダリングに係る取引に関する資金トレースを可能とする必要があります。また、国又は地方公共団体に対する金品の納付又は納入については、疑わしい取引の届出義務の対象であり取引記録の作成及び保存が行われていれば、届出の作成にも資すると考えられます。したがって、税金・公金における取引記録の保存を不要とすべきとの提案を受け入れることは困難であると考えております。 B. 公共料金の支払いに係る取引時確認及び取引記録を不要とすべきとの提案については、国・地方公共団体以外の団体・組織への振込みについて、テロ資金供与やマネー・ロンダリングのおそれが全くない客観的かつ容易に判断することは困難であることから、要望を受け入れることは困難であると考えております。
76	4月15日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	連結決算状況表等の提出期限の緩和	銀行監督上求められている連結決算状況表等の提出期限を緩和する。 【提案理由】 銀行は、決算期毎に当局あてに決算状況表・連結決算状況表を提出しており、提出期限は、(1)単体が期末日経過後45日以内、(2)連結が期末日経過後55日以内または決算発表日の前日のいずれか早い日、とされている。多くの地方銀行は、東証等からの決算発表早期化の要請を受け、期末日経過後40日前後に決算発表を行っている。このため、決算状況表・連結決算状況表、決算短信および決算説明資料(以下、決算発表資料)の提出期限がほぼ同時期となり、資料の作成負担が一時期に集中している。ついでに、資料作成負担の集中を緩和するため、連結決算状況表等の提出期限を見直し、連結決算状況表については、「または決算発表日の前日のいずれか早い日」を削除して「期末日経過後55日以内」とし、決算状況表についても「期末日経過後55日以内」としていただきたい。銀行は、銀行監督上の要請から、各種リスク関連計数を月次・四半期等で報告していること、計数のほとんどが決算発表資料から入手可能なことから、上記のとおり連結決算状況表と決算状況表の提出期限を見直しても、監督上問題はないと見做す。決算状況表についても、平成23年3月期より一部計数について提出期限が見直され(期末日経過後55日以内)、多くの銀行で負担が軽減されたが、現行どおりとされた計数のほとんどが決算発表資料から入手可能なことから、一段の緩和を求めている意見がある。もし、提出期限の見直しが困難な場合は、連結決算状況表と決算状況表の提出に代えて、決算発表前に決算発表資料の案を提出できることとしていただきたい。	全国地方銀行協会	金融庁	各決算期毎に、銀行法第24条第1項等に基づき、以下の期限で提出を求めています。 【決算状況表】 決算終了後45日以内 【連結決算状況表】 決算終了後55日又は決算発表日の前日のいずれか早い日までに連結値を提出 ※決算状況表、連結決算状況表のいずれも、一部の項目について緩和措置があります。	検討	銀行法第24条第1項等	現時点では、監督上の必要性から、左記期限での提出を求めています。引き続き、監督指針に基づく報告等の見直しの枠組みの中で検討して参ります。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
77	4月15日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	銀行の保険窓販に係る弊害防止措置の廃止または緩和	銀行の保険窓販に係る弊害防止措置(融資先販売規制、担当者分離規制、タイミング規制、非公開情報保護措置)を廃止またはさらに緩和する。 【提案理由】 銀行の保険窓販については、銀行の圧力販売を防止するとの理由から、a. 融資先販売規制、b. 担当者分離規制、c. タイミング規制、d. 非公開情報保護措置の弊害防止措置が設けられている。しかし、銀行の保険窓販にかかる圧力販売については、独占禁止法による禁止規定で十分であり、現状、銀行窓販における圧力販売事例がほとんど見られないなか、保険業法に特別な規制を設けることは不要である。これらの規制によって、銀行の保険窓販については、ワンストップ化による地域のお客様の利便性の向上という目的が達成できていない。さらに、圧力販売防止の観点からは、これらの他に構成員契約規制もあり、全体としてみると二重三重の過剰な規制となっている。本件に関し、昨年9月7日に公布された「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令」等により、融資先販売規制やタイミング規制等の一部の規制緩和が行われた。しかし、従業員50人以下(特例地域金融機関は20人以下)の融資先の従業員に対する保険募集を禁止する規制はそのまま残置されるなど、お客様のニーズに応えることができない状況は継続している(引き続き残る問題は別紙参照)。また、この従業員に対する規制は、例えば、従業員の方が自ら来店して保険加入意思を示した場合のように、圧力販売が起こり得ないケースでも保険を販売することができないなど、顧客の理解を得ることが困難な規制である。このように、弊害防止措置については、引き続き見直しの検討が必要であると考えられることから、今後も引き続きモニタリングや一般からの意見受付等を実施し、その結果を踏まえ、改めて見直しの検討をしていただきたい。	全国地方銀行協会	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	検討	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。
78	4月15日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	普通銀行本体における不動産関連業務の取扱い解禁	普通銀行本体における不動産関連業務(信託併営業)の取扱いを解禁する。それが難しい場合には、例えば「遺産整理」や「事業承継」、あるいは「企業再生支援」に関連した不動産業務に限定して解禁する。 【提案理由】 大都市圏を除く地方では、専業信託銀行の店舗数が少なく、専業信託銀行が主力業務としている不動産関連サービスの提供に関して地域間格差が生じ、これが地方の不動産マーケットの活性化を阻む一因となっている。地方銀行に不動産関連業務が認められれば、地域の個人のお客様に対してより利便性の高いサービスを提供できるほか、地域企業の再生を円滑に進めることが可能となる。メガバンクではグループ内の信託銀行を活用してグループ一体となって不動産ビジネスを展開していることを考えると、業務の健全性の観点から銀行本体に不動産関連業務を禁じている意味合いは薄いと考えられ、また、銀行間のイコール・フッティングの観点からみると、規制による不平等が生じているとも言える。以上から、普通銀行本体における不動産関連業務(信託併営業)の取扱いを解禁してもらいたい。それが難しい場合には、例えば「企業再生」、あるいは「事業承継」や「遺産整理」に関連した不動産関連業務に限定して認めることも検討いただきたい。中小企業金融円滑化法が最終延長され、地方銀行に対しては、コンサルティング機能の発揮により地域の中小企業の抜本的な企業再生や業種転換、事業承継等を支援することが求められて中、銀行本体で遊休不動産の売却支援などを行うことができ、そうした支援をより円滑に行うことができると考えられる。所管官庁より「他業を営むことによるリスク遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえ、対応は困難」との回答がなされているが、グループ内信託銀行で不動産関連業務を営んでいるメガバンクグループとの整合性をどう考えるのかについて説明いただきたい。	全国地方銀行協会	金融庁	一部の信託兼営金融機関を除き、不動産業務を行うことが禁止されています。	対応不可	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第3条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第3条第1項	銀行本体や子会社等の不動産関連業務への参入の可否については、他業を営むことによるリスク遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえ、対応困難であると考えます。
79	4月16日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	行方不明の会員を法定脱退事由に追加	「行方不明会員」を法定脱退事由の一つとする。 【提案理由】 会員が行方不明になった場合、当然には法定脱退事由に該当しないことから、会員管理や貸出金の整理に支障が生じている。当該会員を法定脱退させるためには、除名制度を利用することもできるが、手続的にも煩雑であり時間も要する。更には、借入金の返済を怠り、かつ、行方不明の者まで会員にとどめておく必要はないと思われる。そこで、一定期間、行方不明であることを定款の法定脱退事由としていただきたい。	全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	信用金庫の法定脱退事由については、①会員たる資格の喪失、②死亡又は解散、③破産手続開始の決定、④除名、⑤持分の全部の喪失に限られています。	検討	信金法第17条	平成21年6月に取りまとめられた「協同組織金融機関のあり方に関するワーキンググループ中間論点整理報告書」においては、規制緩和要望等については、金融を巡る情勢が安定してきた段階で、協同組織金融機関の自主的な取組みの実施状況を踏まえつつ、更に具体的な議論・検討を深め、制度設計を図ることとされています。法定脱退は、法律で定められた一定の事由が発生したことにより、会員の意思にかかわらず法律上当然に脱退の効果が発生するものであり、その事由の拡大については、会員の権利保護等の観点からも、十分慎重に検討する必要があります。
80	4月16日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	国立大学法人等への融資を員外貸出に追加	国立大学法人法に基づく国立大学法人および大学共同利用機関法人に対する貸出を員外貸出として認める。 【提案理由】 特殊法人改革に合わせて、89の国立大学法人と4の大学共同利用機関法人が平成16年4月1日に法人化された。また、国立大学法人と大学共同利用機関法人の借入れについては、国立大学法人法施行令第8条が平成17年12月28日に改正され、産学連携の研究施設を建設する資金等を民間金融機関から借り入れることが可能となった。これを受けて、これらの法人は平成17年3月に民間金融機関からシンジケートローンまたは競争入札による借入れを実施したが、これらに対する貸付けは信用金庫法上認められていない。地方独立行政法人法に基づく公立大学法人については、信用金庫の独立行政法人等に対する貸付が認められたことにより貸付が可能となったところであり、国立大学法人と大学共同利用機関法人についても同様に、規制緩和していただきたい。	全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	信用金庫の貸出については、会員に対する貸出が原則となっており、国立大学法人等に対する員外貸付は認められていません。	検討	信用金庫法第53条第2項、信金法施行令第8条	平成21年6月に取りまとめられた「協同組織金融機関のあり方に関するワーキンググループ中間論点整理報告書」においては、規制緩和要望等については、金融を巡る情勢が安定してきた段階で、協同組織金融機関の自主的な取組みの実施状況を踏まえつつ、更に具体的な議論・検討を深め、制度設計を図ることとされています。信用金庫は、地区内の会員への貸出が原則であり、員外貸付は会員への貸付等の業務の遂行を妨げない範囲内で、限定的に認められているものであり、本要望についても、十分慎重に検討する必要があります。
81	4月16日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	信用金庫の保証子会社の業務範囲の拡大(他の信用金庫の会員に対する保証)	信用金庫の保証子会社が他の信用金庫の会員に対する保証業務を行えるようにする。 【提案理由】 金融機関の保証子会社に関する業務については、平成19年6月に、規制緩和措置として当該金融機関グループ以外の事業者ローンの保証業務が新たに認められたところである。一方、信用金庫の保証子会社は、これまで主として自金庫の住宅ローンの保証業務を行ってきたが、上記の規制緩和措置が図られた以降も、債務の保証は「会員のためにする」ものに限られているため、銀行の保証子会社と異なり、当該緩和措置が何ら意味を成さないものになっている。また、近年、信用金庫の保証子会社から、当該金庫の事業地区内の複数の金融機関の住宅ローンの保証業務も行いたいとのニーズも多く寄せられているところであるが、法令上、当該債務者が当該金庫の会員でない限りは保証をできないという状況にある。保証子会社を持たない信用金庫の会員の利便性向上のためにも、これができるよう手当てしていただきたい。	全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	信用金庫の債務保証については、「会員のためにする」ものに限られています。	検討	信金法第54条の21、信金法施行規則第64条、協金法第4条の2、協金法施行規則第4条	平成21年6月に取りまとめられた「協同組織金融機関のあり方に関するワーキンググループ中間論点整理報告書」においては、規制緩和要望等については、金融を巡る情勢が安定してきた段階で、協同組織金融機関の自主的な取組みの実施状況を踏まえつつ、更に具体的な議論・検討を深め、制度設計を図ることとされています。信用金庫は、地区内の会員への貸出が原則とされています。このため、信用金庫の保証子会社が、信用金庫の会員でないものに対して貸出と同じく信用供与である保証業務を行うことについても、十分慎重に検討する必要があります。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
82	4月16日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	保険窓販に係る融資先販売規制の見直し	事業性資金の融資先である小規模事業者(従業員50名以下の企業)の従業員等に係る保険募集制限を撤廃する。 【提案理由】 本規制は、融資先法人等に加えて、小規模事業者の従業員等についても圧力販売の懸念があるとして設けられた規制であるが、一般的に従業員は、自らの勤務先の融資取引の内容を承知していないのが通常であり、勤務先の取引状況による事前規制は合理性がないうえ、従業員等の能動的な保険加入の機会まで一方的に阻害しており、過剰な規制といわざるを得ない。 また、協同組織金融機関は相互扶助組織の性格を鑑みて、融資先であっても法人会員については代表者を含めて保険販売が認められているにも拘わらず、当該法人の従業員等は一律にサービスを受けられない不整合が生じている。 平成23年9月に公表された窓販規制の見直しでは、本事項について、モニタリング結果において殆ど問題事例が見あたらないにもかかわらず存置されており、消費者利便の観点からも不合理な措置は早急に見直しを行っていただきたい。	全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	検討	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。
83	4月16日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	保険窓販に係る保険金額制限の見直し	協同組織金融機関が融資先法人等に生命保険商品等を販売する場合の、保険金額に係る制限を撤廃する。 【提案理由】 保険金額制限は、協同組織金融機関が融資先へ生命保険商品等を販売する際に、特定の商品について長期性や再加入困難性等を理由に、万一の弊害の可能性を考慮するとして設けられているが、保険料の払い方によって対象になるなど不合理な外形基準による制限であり、特に第三分野商品の制限金額は、一般的な保険商品の最下限の保障金額であることから、地域金融機関として本来求められるべきコンサルティング機能を発揮できず、顧客の希望に沿えないケースが生じている。 協同組織金融機関は相互扶助を目的とする会員組織であり、そもそも圧力販売の懸念はないにも拘わらず、特定の保険商品の場合のみ一律に顧客サービスの質の低下を招く結果にもなっており、このような地域密着型金融のメリットを損なう制限は早急に撤廃していただきたい。	全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	検討	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。
84	4月16日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	金融商品販売担当者(いわゆる営業職員)による確定拠出年金運営管理業務の兼務の禁止の緩和	金融機関の金融商品販売担当者(いわゆる営業職員)による確定拠出年金運営管理業務(運用関連業務)の兼務の禁止を緩和する。なお、兼務の禁止の緩和に際しては、金融商品販売担当者が加入者に対して中立的な立場で運営管理業務を行うことを前提とする。 【提案理由】 金融商品販売担当者(いわゆる営業職員)による兼務禁止は、運営管理機関の加入者に対する中立性確保の確実化を期すために定められているものと考えられるが、運営管理機関の中立性を確保するための規定は、他にも確定拠出年金法第100条において、例えば特定の運用商品への指図の勧誘が禁止されることが整備されている。 そのため、現状の一律的な兼務禁止ではなく、例えば一定の条件を付したうえで兼務を認めるなど、運営管理機関に過度な体制整備を強いる恐れのないよう緩和を検討願いたい。	全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁、厚生労働省	営業職員による運用関連業務(運用の方法に係る情報提供)と運用商品の販売等の事務の兼務は禁止されています。	対応不可	確定拠出年金法第100条、確定拠出年金運営管理機関に関する命令第10条第1号	営業職員による運用関連業務と運用商品の販売等事務の兼業禁止規定は、運営管理業務の中立性の観点から制度上必要な規定であり、要望を受けられることは困難であると考えます。
85	4月16日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	信用金庫連合会からの店頭掲示の除外	信用金庫連合会については、事務所の店頭における掲示を公告方法として定めることを強制しないこととする。 【提案理由】 信用金庫連合会の取引先は、信用金庫のほか、機関投資家や大規模事業法人が大宗を占めており、その店舗にこれらの取引先が来店して取引を行う機会はほとんどない状況である。このため、店頭における掲示をもってなす公告は、会員等に対する公示の機能としては効果が望めないと考えられる。	全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	信用金庫連合会の公告方法については、単位信用金庫と同様、事務所の店頭掲示に加え、日刊新聞誌又は電子公告のどちらかが必須となっています。	検討	信用金庫法第87条の4	平成21年6月に取りまとめられた「協同組織金融機関のあり方に関するワーキンググループ中間論点整理報告書」においては、規制緩和と要望等については、金融を巡る情勢が安定してきた段階で、協同組織金融機関の自主的な取組みの実施状況を踏まえつつ、更に具体的な議論・検討を深め、制度設計を図ることとされています。 信用金庫法において、連合会は他の信用金庫と同列の協同組織金融機関であり、その機能に着眼した目的、役割、権限等は規定されておらず、公告方法についても単位協金と同様の義務が課せられています。本件は、信用中央金庫と信用金庫の公告方法を分けることによるため、他の協同組織の法制度との平仄を十分に踏まえて、慎重に検討する必要があります。
86	4月16日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	信金法に基づくリスク管理債権の開示と金融再生法に基づく資産査定	各法で定められている情報開示を一本化する。 【提案理由】 信金法に基づくリスク管理債権と、金融再生法に基づく資産査定とは、開示の対象となる債権とその開示基準が異なっており、事務上煩雑であるとともに、顧客にとってもわかりにくい開示内容となっていることから、情報開示等の基準を一本化していただきたい。	全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	銀行法施行規則第19条の2に基づき、貸出金のうちリスク管理債権に該当するものを、銀行は半期、協同組織金融機関は年度ごとに開示。 また金融再生法施行規則第4条に基づき、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返金等の「金融再生法開示債権」の査定結果も、銀行は半期、協同組織金融機関は年度ごとに公表。	検討	信金法第89条で準用する銀行法第21条、信金法施行規則132条、133条、金融再生法第6条、第7条、金融再生法施行規則第2条、第4条、第6条	現状、不良債権については、信金だけでなく、銀行等においても、リスク管理債権の開示と金融再生法に基づく資産査定との公表を行っているところです。これらを一歩化することについては、各々の開示が有する目的や意義等を十分に踏まえるとともに、信金や銀行等の負担の軽減を考慮しつつ、慎重に検討を行います。
87	3月22日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	特別勘定に関する現物資産による保険料受入、移受管	株、債券等の現物資産による保険料受入、移受管を可能とすべく法令上措置すること。 【提案理由】 現在、保険料受け入れ、及び解約時の引渡しについて、株、債券等の現物資産によって行うことが認められていない。ただし、厚生年金基金の代行返上における物納等場合は、特別措置として、現物資産の受払が認められている。企業サイドには、保有している株式を当該企業の年金制度に現物で提出することにより、退職給付に係る積立不足額を解消したいというニーズに加え、企業間の株式の持合を市場に悪影響を与えずに解消したいというニーズがある。現金化のコストは顧客にとって不利益となり、単独運用契約の場合、現物をそのまま移管できれば資産価値を減じることなく移管が可能となる。現金化に伴い、大量の株式の売却が行われた場合、株式相場等の下振れ要因になる。信託については、厚生年金保険法の改正により以上の取扱いが可能であるが、生保が法的な解釈を理由に取扱えないと利用者利便が著しく阻害される。本要望の実現により、顧客の利便性が向上するとともに、市場の活性化が期待できる。	生命保険協会、日本経済団体連合会	金融庁	保険料受け入れは金銭に限られており、株、債券等の現物資産によって行うことは認められていません。	検討	保険業法第97条第2項、第118条第1項	特別勘定における現物資産による保険料の受け入れ及び移受管について、保険会社の経営の健全性、契約者の保護等に留意しながら、検討を行います。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
88	4月17日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	保険会社の特定子会社(ベンチャーキャピタル子会社)の保有比率10%超投資対象企業の範囲等の拡大	<p>(1)業法施行規則56条5項各号の10%超投資可能先の要件に関し、中小企業新事業活動促進法の「新規中小企業者」の概念を導入し、設立5年未満の会社で現行の要件を撤廃、又は、同法「特定新規中小企業者」の定義に係る新規事業活動従事者数が一定以上の会社などを、要件に追加頂きたい。又は、「その他ベンチャーキャピタル投資の趣旨から逸脱しない会社」等を要件に追加頂きたい。</p> <p>(2)投資先企業が成長し、資本金や従業員数等の中小企業の要件から外れても、初回投資時に要件を満たしていた企業は10%超となる追加投資を可能として頂きたい。</p> <p>【提案理由】</p> <p>(1)に関して、現状の規制では、保険会社本体は子会社と合算して国内の会社の10%を超える議決権の取得または保有ができないが、例外的に、保険会社の特定子会社であるベンチャーキャピタルが「新規事業分野開拓会社」(いわゆるベンチャー企業)に投資する場合は、10年以内に限り、その合算対象から除かれる。新規事業分野開拓会社には、非上場の中小企業のうち、設立10年以内でかつ試験研究費等の割合が総収入額の3%超などの要件があり、現状の規制の枠組みでは10%超の投資可能先を限定列挙的に認めていることから、今後も新たな投資可能先を順次追加して頂く方法も考えられる。一方、情報技術をはじめ目まぐるしい技術革新を背景に、法令が予定していない新たな業種・産業が登場してきた場合、機動的な投資を可能とする観点からは、新たな事業分野を開拓する会社の支援というベンチャーキャピタル投資の趣旨から逸脱しない範囲内において、都度の法令改正を待たずとも投資可能先として当てはめることができるようなバスケット条項の追加が有効であると思われる。また(2)に関して、近年ベンチャーキャピタルの投資段階が、企業のより初期の段階へと広がる動きもあるが、このような企業の投資については、リードベンチャーキャピタルとしてガバナンスの観点から相当なエンアを維持しつつ、成長に合わせた段階的な投資を行うケースもある。今後ますますこうした様々な事業の成長や投資形態が見込まれる中、より多くの企業に対し柔軟に投資ができるような規制が必要だと思われる。当要望の実現によって、より多くの優良なベンチャー企業に対しての資金供給を通じた、新しい産業の創出や企業成長の促進、経済活性化に貢献することができると考えられる。</p>	生命保険協会	金融庁	<p>保険会社又はその子会社は、国内の会社の議決権の10%以上を取得・保有してはならないとされている一方、新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社の議決権の取得・保有は、子会社に該当しないものとみなされます(保険業法第107条)。具体的には、保険業法施行規則第56条第5項の規定により、研究開発型の新規企業や経営革新に取組む既存事業者等となっています。</p>	検討	保険業法施行規則第56条	ベンチャービジネスを育成する観点から設けられている本制度の趣旨を踏まえ、保険会社の特定子会社が10%を超えて投資できる企業の範囲を拡大することについて、ベンチャービジネスの実態や保険会社のリスク管理の観点から踏まえつつ検討します。
89	4月17日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	外国資産運用会社等の買収、外国の関連法人等に属する子会社等業務範囲規制の特例・緩和	<p>保険会社が将来にわたり保険金を確実に支払う観点から、外国の資産運用会社等の買収により資産運用力の強化や運用リスクの分散を図ることは重要な選択肢である。保険会社が外国の資産運用会社等を買収する際、国内と海外の保険会社の子会社等に係る業務範囲規制の差異から生じる競争条件の不平等及びそれによる買収機会の喪失を解消する観点から、子会社等に係る業務範囲規制の特例措置を認めていただきたい。加えて、保険業あるいは資産運用業を行う外国の関連法人等の子会社等について業務範囲規制の緩和を認めていただきたい。</p> <p>【提案理由】</p> <p>保険会社は長期・安定的に資産運用収益を確保して将来の保険金等を確実に支払う必要があるが、世界各地の運用環境の異なる金融市場において現地の最新情報を活用し機動的な運用を行うことにより、資産運用力の強化や運用リスクの分散に加え、年金・投信分野等の資産運用事業における相乗的な収益力強化が図れることから、外国の資産運用会社等の買収は重要な選択肢である。実際に、欧米の保険会社は海外の資産運用会社を積極的に買収し、グローバルに資産運用を展開している。かかる買収において、当該外国の資産運用会社の子会社等に子会社対象会社以外の会社が存在することがあるが、欧米と異なり、我が国保険会社の子会社等の業務範囲は法令や監督指針で一定の会社に限定されているため、我が国の保険会社は海外の保険会社に比して交渉上著しく不利な立場に置かれる。保険会社が外国の保険会社を買収する際の子会社等に係る業務範囲規制の特例は措置されたが、固有業務である資産運用の役割を確実に発揮することは、保険金等の確実な支払など契約者のメリットがあることから、外国の資産運用会社等の買収の場合も同様の特例措置を認めていただきたい。加えて、分社化等により、子会社対象会社の業務の一部と見なせる従属的な業務については、業務範囲内であることを明確化していただきたい。また、保険会社が保険業あるいは資産運用業を行う外国の会社を関連法人等とする場合、子会社とする場合と異なり、当該保険会社が当該外国の会社の経営支配権を有さないことから、その傘下の子会社等の一定期間の猶予措置による事後的な売却は有効に機能しないおそれがあること等から、保険業あるいは資産運用業を行う外国の関連法人等の子会社等の業務範囲規制について、緩和を認めていただきたい。</p>	生命保険協会	金融庁	<p>保険会社が外国の資産運用会社等を買収した場合、子会社対象会社以外の会社については、当該会社を売却等した後でなければ、買収することはできません。</p>	検討	保険業法第106条、同法施行規則第56条、第56条の2	外国保険会社の子会社業務範囲規制については、平成24年の保険業法改正において、外国保険会社の子会社対象会社以外の会社についても原則5年の保有を認める等の見直しを行ったところであることから、当該見直しによる実績を踏まえ、見直しを検討していきます。
90	4月17日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	保険会社本体の付随業務であるビジネスマッチング業務の拡大	<p>保険会社が「その他の付随業務」(保険業法第98条1項)として行うことのできる「ビジネスマッチング業務」について、現行監督指針において認められている紹介行為等に加えて、系列投信会社等による投信販売契約(投資信託委託業者が金融商品取引業者または登録金融機関との間で締結する「投資信託受益証券の募集・販売の取り扱い等」に関する契約)締結の代理もしくは媒介についても行えるように措置頂きたい。</p> <p>【提案理由】</p> <p>現行法令上、保険会社の業務範囲については、保険業法第98条第1項「その他の付随業務」、監督指針では「ビジネスマッチング業務」として、有価証券関連業を行う金融商品取引業者等への投資信託委託会社又は資産運用会社の紹介に係る業務を行うことが認められている一方、公募投信の「商品性」に係る紹介行為や、投信販売契約の勧誘行為は認められていないと解されている。しかしながら「ビジネスマッチング業務」として、保険会社がその系列投信会社等を有価証券関連業を行う金商業者等へ紹介した結果、当該金商業者等から、系列投信会社等との投信販売契約締結に向け検討したい旨の要望を受けることがあるものの、系列投信会社等に係る投信販売契約締結の代理もしくは媒介は認められていないため、改めて系列投信会社等自身が当該金商業者等と投信販売契約締結に向けた折衝を開始する等の煩瑣な手続が必要となっている。また投信会社側からみても、保険会社の系列投信会社も含めて、自らの営業体制だけでは、多くの金商業者または登録金融機関に対して、広く投信販売契約の勧誘を行うことが難しいものも存在しており、国民の多様なニーズに応えられているとは言えない状況にある。なお当要望の実現により、国民のニーズに合った金融サービスの提供力が向上するだけでなく、成長資金供給を通じた経済成長にも貢献できることに加え、金商業者等の投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理等について、平成20年の内閣府令改正(保険業法施行規則第51条)にて措置され、保険会社が付随業務として系列投信会社等に係る投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理等を行うことが解禁されたことも踏まえ、保険会社の系列投信会社等による投信販売契約の代理もしくは媒介についても認めて頂きたい。</p>	生命保険協会	金融庁	<p>保険会社は、保険業法第98条第1項及び保険業法施行規則第51条の業務のほか、「その他の付随業務」を行うことができます。「その他の付随業務」のうち、従来から固有業務と一体となって実施することを認められてきた「ビジネスマッチング業務」については、固有業務と切り離して行う場合も「その他の付随業務」に該当するものとされおり、有価証券関連業を行う金融商品取引業者等への投資信託委託会社又は資産運用会社の紹介に係る業務についても「その他の付随業務」に含まれるものとされています(保険会社向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-14-1(1)(注)3)。</p>	検討	保険業法第98条第1項、保険業法施行規則第51条、保険会社向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-14-1「その他の付随業務」の取扱い(1)	保険会社向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-14-1に記載される「ビジネスマッチング業務」とは、その文言や保険業法第98条第1項に規定される「その他の付随業務」の解釈に照らして、他人間の契約締結への関与が小さい紹介行為等を予定しており、「ビジネスマッチング業務」として投信販売契約の「代理又は媒介」を一律に含めることは適当ではありません。なお、同法施行規則第51条に規定される付随業務として、既に認められている金商業者等の投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又はこれらの契約に係る事務の代行(同条第6号)に加え、投信販売契約の代理又は媒介を新たに追加することが可能かについては、同法第100条に規定される他業禁止の趣旨等に照らして検討をいたします。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
91	4月15日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	有価証券届出書・発行登録制度の効力発生時の弾力化	当初届出書の証券情報に関する事項に係る訂正届出書の提出があった場合の効力発生日を短縮して頂きたい。 【提案理由】最近の非居住者のサムライ債の発行実務においては、投資家の需要状況の把握なしには、発行額等を決定することは出来ない。初回償等で有価証券届出書を提出する発行体の場合、当初届出書に記載する発行額の記載に関しては仮の金額を記載し、当初記載の発行額が、実際の投資家の需要状況により、大幅に異なる金額に変更されるのが一般的である(当該金額の訂正に関しては、「仮条件を提示して需要状況を把握した上で発行を行う場合」に該当するため当日・翌日の効力発生。)。債券の償還期限(年限)についても、その時点で想定される複数の年限(トランシェ)の債券を全て記載する対応を取っている。この結果、需要状況によっては、一部のトランシェについて届出の取り下げを行わざるを得ない場合があるが、当該事項の訂正(一部のトランシェの削除)に関しては、中3日の効力発生とされており、海外との時差も考慮すれば実際の条件決定の4日以上も前に、発行する債券の年限の判断又は社債の券面総額等が投資者の需要状況によって、発行価格等の決定と同時に変更(当該変更の内容が投資者に容易に理解でき、その内容が注記されているものに限る。)される場合は、即日又は翌日の効力発生とされている。サムライ債における一部のトランシェの削除に関しても、当初の届出書において、需要状況の結果一部のトランシェについて発行が行われない場合があることを記載することによって、即日又は翌日の効力発生を認めて頂きたい。	日本証券業協会、証券評議会	金融庁	償還期限の異なる複数の債券を全て記載した有価証券届出書を提出した場合において、その後、一部の債券発行を取りやめる旨の訂正届出書を提出するときは、当該訂正届出書の提出日又はその翌日の効力発生は認められていません。	検討	金融商品取引法第8条第3項、企業内容等の開示に関する留意事項八一三	償還期限の異なる複数の債券を全て記載した有価証券届出書を提出した場合において、その後、一部の債券発行を取りやめる旨の訂正届出書を提出するときは、通常予想される変更の幅を超えた、投資判断に重要な影響を与えるものと考えられます。よって、当該訂正届出書の提出日又はその翌日の効力発生を認めることは、投資者保護の観点から慎重に検討する必要があります。なお、訂正届出書の効力発生の問題は、投資者の需要状況の把握と関連しており、今後予定されている有価証券届出書の提出前の勧誘に係る整理を踏まえた上で、必要に応じて検討して参ります。
92	4月15日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	目論見書使用者責任の範囲の緩和	自社株対価TOBにおいて交付する目論見書については、公開買付代理人は金商法第17条の適用除外としていただきたい。 【提案理由】公開買付代理人(金商法第27条の2第4項)は、株券等の管理、買付代金の支払い等を行う者であり、公開買付代理人受託にあたって買付者にデューデリジェンスなどを実施することは想定されていない。自社株対価TOBの応募事務の一環として株主等の目論見書の交付を行う際に、公開買付代理人も当該目論見書の使用者の賠償責任を負わされるのであれば、公開買付代理人事務受託前に買付者に対して引受審査同等の審査を行わざるを得なくなると考えられる。これにより買付者はかかる審査期間と費用の負担を強いられ、また、機動的なTOB実施の阻害要因となると思われる。	日本証券業協会、証券評議会	金融庁	金融商品取引法第17条においては、有価証券の募集又は売出しについて、重要な事項に関する虚偽記載等のある目論見書等を使用して有価証券を取得させた者は、当該有価証券を取得した者が受けた損害の賠償責任を負うこととされています。	対応不可	金融商品取引法第17条、第27条の2第4項	有価証券を取得する投資者を保護する観点から、重要な事項に関する虚偽記載等のある目論見書等を使用して有価証券を取得させた者が損害賠償責任を負うことは当然であり、これに適用除外を設けることは適当ではないと考えます。
93	4月15日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	公開買付け規制における買付け等および株券等所有割合の計算方法の見直し	公開買付け規制のうち、いわゆる5%規制における「買付け等」および「株券等所有割合」の計算から、①単元未満株および②銘柄選択に関して恣意性の乏しいプログラム売買による買付けを除外して頂きたい。 【提案理由】証券会社は、業務の一環として取引所金融商品市場において取引することができない単元未満株を、顧客から買い取る要請を受けることがある。現状の制度では、このような買取りも公開買付け規制の適用となる買付け等とされており、顧客の利便性に資することができない。また、あらかじめ決められたプログラムに基づきシステムが(銘柄の選択も含め)自動発注する戦略や、株価指数先物に連動する現物株式のバスケットを裁定目的で売買する戦略は、いずれも銘柄の選択に関して恣意性が非常に乏しく、従って会社の支配権に影響を与えようとする意図がないと考えられる。	日本証券業協会、証券評議会	金融庁	金融商品取引法上の公開買付け規制においては、株券等所有割合が5%を超えることとなるような市場外での株券等の買付け等は、原則として公開買付けによらなければならないこととされています。単元未満株の買付けや、銘柄選択に関して恣意性の乏しいプログラム売買による買付けについても、例外ではありません。	対応不可	金融商品取引法第27条の2第1項、金融商品取引法施行令第6条の2	単元未満株を大量に買付けることにより、対象会社の支配権等に対して重大な影響を及ぼす可能性も否定できないことから、単元未満株の買付けを公開買付け規制の適用除外とすることは適当ではないと考えます。また、銘柄選択に関する恣意性の有無について形式的・機械的な判断基準を法令上設けることは困難であることから、プログラム売買を公開買付け規制の適用除外とすることは適当ではないと考えます。
94	4月15日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	公開買付け規制における株券等所有割合の計算方法の見直し	公開買付け規制のうち、「株券等所有割合」の計算から、株券貸借取引を除外して頂きたい。 【提案理由】株券貸借取引による所有は、引渡請求権を有するため、現状では株券等所有割合に算入されるが、証券会社がその業務として行う株券貸借は、会社の支配権に影響を与えようとする意図がなく、また特に転貸してしまつた株券等については、議決権の行使も不可能である。	日本証券業協会、証券評議会	金融庁	金融商品取引法上の公開買付け規制においては、「所有」に準ずるものとして「売買その他の契約に基づき株券等の引渡請求権を有する場合」が規定されており、転貸した株券等についても、株券等所有割合に算入されています。	検討	金融商品取引法第27条の2第1項、金融商品取引法施行令第7条第1項第1号	左記のとおり、公開買付け規制においては、潜脱的な取引を防止する観点から、引渡請求権を有する株券等については株券等所有割合に算入することとされています。当該規制の趣旨を踏まえつつ、ご要望について検討いたします。
95	4月15日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	公開買付け規制における買付け等および株券等所有割合の計算方法の見直し	公開買付け規制のうち、いわゆる5%規制における「買付け等」および「株券等所有割合」の計算において、証券会社の商品有価証券動による通常のトレーディング業務にかかるものを対象外としてほしい。 【提案理由】証券会社のトレーディング業務は、市場の仲介目的で行われるものが主であり、特に社内規則等で証券会社が独自に議決権行使及びその指図をしないこととしている場合には、会社の支配権に影響を与えようとする意図がない。	日本証券業協会、証券評議会	金融庁	金融商品取引法上の公開買付け規制においては、株券等所有割合が5%を超えることとなるような市場外での株券等の買付け等は、原則として公開買付けによらなければならないこととされています。また、「株券等」に該当する有価証券であれば、株券等所有割合に算入されることとなります。トレーディング業務に係る取引・株券等であっても、例外ではありません。	対応不可	金融商品取引法第27条の2第1項、同条第8項、金融商品取引法施行令第6条の2	株券等所有割合が5%を超えることとなるような株券等の買付け等が、市場外において短期間に多数の者から行われるような場合には、株主に対して提供圧力が生ずるおそれがあるため、トレーディング業務に係るものであっても、5%ルールの例外とすることは適当ではないと考えます。
96	4月15日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	「公開買付けによる買付け等の通知書」における公開買付者による押印の省略	公開買付けによる買付け等の通知書の様式から、@を削除していただきたい。 【提案理由】当該通知書の作成及び送付は公開買付代理人との事務委託契約において買付者より公開買付代理人に委託されているのが通例である。金融商品取引業者からの送付であれば、すでに電磁的方法により提供するときは公開買付者の印は省略が許されているのであるから、これと同様に省略しても問題はないと思われる。	日本証券業協会、証券評議会	金融庁	金融商品取引法上の公開買付け規制においては、公開買付け期間が終了したときは、公開買付者は応募株主等に対して遅滞なく、「公開買付けによる買付け等の通知書」を送付することとされています。当該通知書の様式においては、公開買付者の氏名又は名称を記載する欄に@との記載がありますが、「必ずしも1通ずつ実際に押印する必要はなく、例えば、公開買付者の印鑑に係る印影を所定の箇所に印刷することで足りるものと考えられます」との解釈を公開買付制度Q&Aにおいて示しています。	検討	金融商品取引法第27条の2第5項、金融商品取引法施行令第8条第5項第1号、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令	公開買付けによる買付け等の通知書において公開買付者の押印を求めていることの趣旨を踏まえつつ、ご要望について検討いたします。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
97	4月15日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	持株会の提出限度額からライツイシュー等の権利行使代金を除外すること	持株会の提出上限額(一回当りの提出金額が百万円未満)から、ライツイシューなど新株予約権の行使金額を除外することとする。 【提案理由】 企業の資金調達手段として新株予約権を用いたライツイシューがある。本手段は、取引所の規制緩和により、今後有力な調達方法となる可能性がある一方で、持株会の提出上限は、一回当たり上限百万円未満と設定されており、ライツイシューの際に不都合を与える可能性がある。例えば、持株会がライツイシューに応じて、新株予約権の行使代金を払い込んだ際に、提出限度額を超過する可能性がある。この場合には、持株会は権利行使を断念することになる。これは、ライツイシューにより現株主対象に円滑な資金調達を行いたい企業と、持分比率を維持させたい持株会と両者にとって不都合な規制となる。特に、権利行使価格が時価より低く設定されたライツイシューでは、持株会・持株会会員に不利益を与える可能性もある。同様の事例が、新株予約権を用いた買収防衛策(ライツ・プラン)についても発生する。この規制は持株会の提出をインサイダー取引から分離することを主旨としたものであり、ライツイシューを普及させるためにも、持株会の提出上限算定に新株予約権の権利行使代金を除くことが必要と考える。	日本証券業協会、証券評議会	金融庁	金融商品取引法上、従業員持株会等については、株券の買付けが一定の計画に従い個別の投資判断に基づかず継続的に行われること、各従業員等の1回当たりの提出金額が100万円に満たないこと等を要件に、諸規制(集団投資スキームに係る業規制、開示規制、インサイダー取引規制等)が適用除外されています。	検討、対応不可	金融商品取引法第2条第2項第5号ニ、金融商品取引法施行令第1条の3の3第9号、金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第7条第1項第1号及び第2号 金融商品取引法第27条の2第1項、金融商品取引法施行令第6条の2第1項第13号、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開始に関する内閣府令第2条の6、金融商品取引法第27条の2第8項第1号、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開始に関する内閣府令第7条第1項第10号 金融商品取引法第27条の3第4項、株券等の大規模保有の状況の開示に関する内閣府令第4条第10号 金融商品取引法第163条第1項、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第30条第1項第2号～第5号、金融商品取引法第165条の2第1項、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第4条第4項第2号～第6号、金融商品取引法第166条第6項第8号、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第59条第1項第4号～第8号、金融商品取引法第167条第5項第8号、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第63条第1項第4号～第8号	金融商品取引法上、従業員持株会等については、一定の要件を満たす場合に限って規制の対象から除外されており、こうした要件は、投資家保護等を図る観点から設けられているものです。集団投資スキームに係る業規制等については、従業員持株会等における新株予約権の行使代金の取扱いについて、投資家保護等に留意しつつ、ライツイシューや従業員持株会等における新株予約権の行使の実態等を踏まえ、内閣府令による手当ての要否を含め、平成25年度中に検討を開始することとします。 なお、インサイダー取引規制については、新株予約権を有する者が当該新株予約権を行使することにより株券を取得する場合が適用除外されています。
98	4月15日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	ライツ・オフアリングに係る開示規制の見直し等	発行登録書等を利用してライツ・オフアリングを行う場合は、目論見書の作成・交付を不要として欲しい。 【提案理由】 ライツ・オフアリングによる増資を躊躇する要因排除を目的とする。ライツ・オフアリングにおいて、発行登録制度を用いてマーケティングを行って条件決定を行うことが考えられるが、この場合の目論見書の不要措置により、円滑なマーケティング及び条件決定が可能になることが期待される。	日本証券業協会、証券評議会	金融庁	ライツ・オフアリングにおいて発行登録制度を利用する場合には、目論見書の作成及び交付義務があります。	検討	金融商品取引法第23条の12第2項及び第3項	ライツ・オフアリングについては、株主の権利行使の意向確認を行うことが有価証券届出書提出前の勧誘規制に抵触するかどうか実務上の課題になっていると考えられます。ライツ・オフアリングにおいて、例えば事前の意向確認を目的として発行登録制度を利用する場合における、目論見書の作成及び交付の要否については、有価証券届出書の提出前の勧誘に係る整理を踏まえた上で、必要に応じて検討して参ります。
99	4月15日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	ライツ・オフアリングにおける条件決定のタイミングの柔軟化	届出書提出後に行使価格を決定する場合は、開示府令第9条第1項第2号により、行使価格が時価又は時価に近い一定の価格である場合は、行使価格決定後に訂正届出書に記載すれば足りることとなっている。しかし、ライツ・オフアリングの場合、行使価格は時価から相当程度乖離した価格で決定されることが想定されることから、開示府令第9条第1項第2号に該当しないこととなり、届出書に必ず行使価格を記載しなければならないこととなる。ライツ・オフアリングにおいては、時価からの乖離幅のみを届出書に記載しておき、その後の訂正届出書に行使価格を記載することを可能として頂きたい。 【提案理由】 平成24年4月1日より、ライツ・オフアリングに係る金商法改正がなされたが、ファイナンス期間が長いことから、コミットメント型のライツ・オフアリングは未だに実施されるに至っていない。海外においては、ファイナンス期間は、一般的に2から3週間程度であるのに対して、国内においては、今後割当通知に関する会社法の改正が実施されたとしても、40日以上ファイナンス期間が必要となる。コミットメントを行う証券会社の立場からは、株価が行使価格を下回った場合のリスクを考慮すると、行使価格決定日から失権ライツを取得するまでの期間を海外と同様な期間に少しでも近づける努力が必要となる。その為にも届出書提出後に行使価格を決定することを可能として頂きたい。	日本証券業協会、証券評議会	金融庁	ライツ・オフアリングの場合、行使価格が時価又は時価に近い一定の価格である場合でなければ、行使価格を記載しないで無価証券届出書を提出することは認められていません。	検討	金融商品取引法第5条第1項、企業内容等の開示に関する内閣府令第9条第1項第2号	ライツ・オフアリングについては、株主の権利行使の意向確認を行うことが有価証券届出書提出前の勧誘規制に抵触するかどうか実務上の課題になっていると考えられます。ライツ・オフアリングにおいて行使価格を記載しないで無価証券届出書を提出する方式が利用可能かどうかについては、有価証券届出書の提出前の勧誘に係る整理を踏まえた上で、必要に応じて検討して参ります。
100	4月15日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	目論見書の交付義務の見直し	公募増資案件における目論見書の紙ベースでの作成が義務付けられているが、適切な公表の措置を取れば、電子版のみの配布でも可とするよう規制の緩和をお願いしたい。 【提案理由】 公募増資案件における目論見書の紙ベースでの作成は発行会社、証券会社にとって費用、事務負担となっているばかりでなく、取引スケジュールにも大きな影響を及ぼすものであり、市場環境に即した迅速かつ柔軟な意思決定を阻害する要因となっている。例えば、EDINETに目論見書を掲載し、その旨を広く周知することで、紙での目論見書の作成及び投資家への配布については省略できるといった柔軟な対応ができるようにしてほしい。	日本証券業協会、証券評議会	金融庁	公募増資等においては、目論見書を書面により作成及び交付する義務があります。また、目論見書の交付を受けるべき者に対して電磁的方法又は電話等により同意を得ることにより、書面交付に代えて、目論見書に記載された事項を電子メールによって送信するなど、目論見書の電子交付が可能となっています。	検討	金融商品取引法第15条2項、第27条の30の9第1項、企業内容等の開示に関する内閣府令第23条の2	顧客の同意を得ることなく一律電子交付することを可能とすることについては、顧客によってはパソコン他の電子通信技術に係る環境を有していない者もいると考えられるなど、投資者の利便性を損なう場合もあるため、慎重に検討する必要があります。なお、制度趣旨を踏まえた上で、実務的な対応の工夫の可能性について、関係者のご意見をうかがいながら検討して参ります。
101	4月15日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	条件決定時の訂正目論見書の交付省略の公表方法の緩和	開示府令第14条の2第1項第3号の場合における、電話等による閲覧確認を不要として頂きたい。 【提案理由】 開示府令第14条の2第1項第3号では、発行者及びその有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする販売証券会社等のホームページ等に発行条件を記載する方法を探る場合は、電話等により当該情報を取得したこと等を確認しなければならぬとされている。同第1号及び第2号においては、2以上の日刊紙又は日刊紙及びホームページ等への掲載を求めているのみであり、投資者が当該情報を取得したことの確認までは求めていないところ、第3号では情報取得の確認を義務付けられていることにより、金融商品取引業者にとって実務上の負担が重く、利用されていないのが実態である。したがって、第3号の場合において、ネット等で情報開示が行われることについてあらかじめ投資家が確認している場合には、条件決定後の情報取得の確認を不要として頂きたい。	日本証券業協会、証券評議会	金融庁	発行価格等を記載しないで交付した目論見書に、発行価格等の決定時に当該発行価格等の情報を公表する旨及びその公表方法が明記され、かつ、その明記された公表方法により発行価格等の情報が公表された場合には、発行価格等の情報を記載した訂正目論見書の交付義務を免除することとされています。この公表方法の1つとして発行者及び販売証券会社のウェブサイトに掲載する方法が認められていますが、この場合、投資者が閲覧等した旨を電話等の方法により確認することが必要です。	検討	金融商品取引法第15条第5項、企業内容等の開示に関する内閣府令第14条の2第1項第3号	発行体等の負担軽減と投資者保護のバランスに留意しつつ、一定の場合には電話等による閲覧確認を不要とすることができないか検討して参ります。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
102	4月15日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	特定投資家に対する安定操作期間の通知	現在、安定操作取引が実施されている銘柄については、金融商品取引業者はその旨を顧客に対し説明した上で受注することとなっているが、電子的手段を用いて注文を行う特定投資家に限り、安定操作期間の通知をもって当該説明に代えることができることとする。 【提案理由】 安定操作取引またはその受託等を行った金融商品取引業者は、その最初に行った安定操作取引のときから安定操作期間の末日までの間に、安定操作取引に係る有価証券等の買付の受託等をする場合には、買付けなどにつき合理的な判断をする機会を提供するために、その相手方に対して安定操作取引が行われた旨を表示することとされている。当該表示義務の履行に当たり、対面による受注の場合には、受注の際に顧客へ説明し了承を得てから受注することができるが、電子的手段を用いて注文を行う顧客の場合は当該機会がないため、安定操作が行われたときから顧客への説明・了承を得るまでの間、受注を停止する必要がある(停止しないと、自動的に受注してしまうため)。一方で、電子的手段を用いて注文を行う顧客のうち特定投資家については、安定操作が発表された事実を公表された段階で把握しているものと考えられるので、安定操作対象銘柄及びその可能期間を金融商品取引業者から事前に電子メール等により連絡することで、顧客への説明は行わなくても、自分自身で行うべき活動は理解できると考えられる。したがって、当該投資家からの注文については安定操作期間中の受注を停止することなく執行し、電子的手段を用いた注文に係る利便性の向上につなげたい。	日本証券業協会、証券評議会	金融庁	安定操作取引又はその受託等をした金融商品取引業者は、最初に行った安定操作取引の時から安定操作期間の末日までの間において、当該銘柄につき安定操作取引が行われた旨を表示しないでその発行者が発行する株券等について買付けの受託等を行うことが禁止されています。	対応不可	金融商品取引法第38条第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第23号	安定操作取引は、不正取引の禁止の一環である相場操縦行為等の禁止の例外として、一定の要件のもとで認められているものであり、安定操作取引に係る規制の実効性を確保する観点から、金融商品取引業者に対し、安定操作取引が行われた旨の表示を義務付けているものです。このような市場の公正性の確保を目的とする規制については、顧客が特定投資家である場合にも適用することが必要と考えられます。
103	4月15日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	銀行代理業における事業性資金貸付の媒介の要件緩和	現状、銀行代理業を行う一般事業者が事業向け貸付の媒介を行う場合には、与信の金額について、預金等担保貸付又は規格化された貸付商品(上限1千万円)に限定されているが、有価証券担保貸付も加えることとする。 【提案理由】 (a)銀行代理業を行う一般事業者が事業向け貸付の媒介を行う場合には、与信の金額について、預金等担保貸付又は規格化された貸付商品(上限1千万円)に限定されており、実質的に中小企業等からの借入申込みに応えられない。(b)銀行代理業で主に個人から受入れた預金を活用して中小企業向け事業性資金供給という資金循環を促すことが可能になり、日本経済の活性化と銀行代理業の健全な発展が可能になる。懸念されている兼業との利益相反取引については、所属銀行による十分な検証体制が整っているとともに、抱合せ販売等の優越的な地位の濫用も代理店での研修体制の整備、所属銀行での顧客確認書の受入れ等で十分に防止されており、問題無いものである。さらに有価証券担保とすることにより、情実融資の抑止、貸倒リスクの種小化も可能となり、金融市場全体への影響等も無いといえる。(c)中小企業への資金供給拡大と銀行代理業の健全な発展に効果がある。	日本証券業協会、証券評議会	金融庁	銀行代理業を行う一般事業者が事業向け貸付の媒介を行う場合には、与信の金額について、預金等担保貸付又は規格化された貸付商品(上限1千万円)に限定されています。	検討	銀行法第52条の38、銀行法施行規則第34条の37	銀行代理業者は、銀行代理業以外の他の業務(兼業業務)を営む中で様々な取引関係や利害関係を有していることから、事業向け貸付の内容に制限を設けているところです。これを廃止すると銀行代理業者と所属銀行との間で利益相反等(情実融資や抱き合わせ販売等)の弊害が生じるおそれが高まることから、金融市場全体への影響や事業向け貸付のニーズがどの程度あるのか等も踏まえ、慎重に検討する必要があります。
104	4月15日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	大量保有報告書において5%を下回った報告書を提出した後も、提出義務が続くことの見直し	大量保有報告書を提出した者が、その者の株券等保有割合が100分の5以下となった後に変更報告書(金融商品取引法27条の25第1項)を提出した場合、当該変更報告書の提出事由の如何にかかわらず、当該提出後における変更報告書の提出を不要として頂きたい。 【提案理由】 現規定では、株券等保有割合が百分の一以上減少したことによらずに重要な事項の変更が連続して発生したような場合、例えば、以下のように提出義務が発生することがある。1) 株券等保有割合が5.2%であることにより、大量保有報告書を提出。2) その後保有者の住所変更により変更報告書を提出。このときの保有割合は4.39%。3) その後保有者の名称の変更により変更報告書を提出。このときの保有割合は3.49%。4) その後株券等保有割合が3.4%から2.2%に減少する変更報告書の提出、または3.4%から4.5%へ増加することによる変更報告書の提出(いずれも義務発生は株券等保有割合の百分の一の増加もあり得る。上記の場合において、3)および4)の変更報告書は不要とすべきではないか。「大量保有者」(株券等保有割合が百分の五を超えるもの)(法27条の23第1項)でないものに「大量保有」報告書の提出義務を課し続ける必要はないと考える。	日本証券業協会、証券評議会	金融庁	金融商品取引法上の大量保有報告制度においては、株券等保有割合の1%以上減少事由とする変更報告書を提出した場合であって、かつ、当該変更報告書に記載された株券等保有割合が5%以下である場合に限り、その後の変更報告書の提出義務が免除されています。	対応	金融商品取引法第27条の25第1項	株券等保有割合が5%以下であることが記載された変更報告書を既に提出している場合には、その後の変更報告書の提出を不要とすることとする「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」が、第183回国会に提出されています。
105	4月15日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	「業務及び財産の状況に関する説明書」(ディスクロージャー誌)の営業所又は事務所等への備置義務の撤廃	有価証券報告書提出証券会社については、「業務及び財産の状況に関する説明書」(ディスクロージャー誌)の営業所又は事務所等への備置を不要とする。一方で、当該会社の営業所又は事務所等ではディスクロージャー誌を電磁的記録で管理し閲覧可能な状態にするものとする。加えて、各社ホームページや日本証券業協会ホームページ等の指定の場所への掲載を認めることとする。 【提案理由】 財務情報等については、有価証券報告書における開示の方がディスクロージャー誌よりも範囲が広く、期中の開示回数も多い。さらに、業務の状況や店舗等に係る情報は各社ホームページでも掲載されているものである。また、投資家等にとっては、EDINETや日本証券業協会ホームページ等の一覧性のあるところに定期的に掲載した方が利便性はより高いものと思われる。さらに、営業所又は事務所等において電磁的記録で管理し閲覧可能な状態であれば、物理的な店舗備置義務は不必要と思われる。	日本証券業協会、証券評議会	金融庁	金融商品取引業者は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項を記載した説明書類を作成し、一年間、これを全ての営業所又は事務所に備置き、公衆の縦覧に供しなければなりません。	対応不可、現行制度下で対応可能	金融商品取引法第46条の4	業務及び財産の状況に関する説明書類と有価証券報告書は、制度の趣旨・目的や記載内容等が必ずしも一致しないため、有価証券報告書を提出していることをもって、当該説明書類の営業所等への備置きを不要とすることは困難です。なお、当該説明書類の営業所等への備置きを書類に代えて電磁的記録により行うことについては、現行でも対応可能と考えられます(内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則別表第一参照)。また、金融商品取引法第46条の4の規定は、当該説明書類を各金融商品取引業者や金融商品取引業協会のホームページに掲載することを妨げるものではありません。
106	4月15日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	銀行等による保険販売における弊害防止措置の維持	【提案の具体的内容】 ●銀行等による保険募集に際し、銀行等が遵守すべき弊害防止措置については、保険契約者等の保護の観点から、引き続き維持していただきたい。 【提案理由】 ●保険業法等では、銀行等が保険募集を行う際、預金・融資等の取引で得た情報を不当に保険販売に利用することや、銀行等がその特性上する優越的地位や影響力を行使して圧力募集をする等、保険契約者等の利益を害することを防止するため、保険募集に当たり銀行等が遵守すべき弊害防止措置について規定している。 ●「銀行等」と「事業資金等を借り入れている利用者」という両者の力関係から、銀行等による圧力販売等の問題は表面化しにくく、また生命保険が長期性・再加入困難性といった特殊性をもつことにより、被害者の事後救済が困難であることも想定されるため、弊害防止措置の規定全般について存置する必要があると考えられる。	明治安田生命、住友生命	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	検討	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
107	4月15日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	企業による従業員に対する生命保険の募集における消費者保護ルールの維持	<p>【提案の具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●法人である生命保険代理店等がその役員・使用人等の密接な関係を有する者に対して生命保険の保険募集を行うことを禁止する、いわゆる「構成員契約規制」については、保険契約者等の保護の観点から、引き続き現行規制を維持していただきたい。 <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険業法等では、使用者と使用人間の雇用関係等に基づいた生命保険募集を行うことを防止するため、法人である生命保険代理店等がその役員・使用人等の密接な関係を有する者に対して生命保険の保険募集を行うことを禁止している(いわゆる「構成員契約規制」)。 ●雇用関係に基づく圧力募集等は問題が表面化しにくく、また、生命保険がもつ長期性・再加入困難性に鑑みると、被害者を事後的に救済することが困難な場合も想定されることから、保険契約者等の保護のため事前規制として同ルールが導入されている。昨今の雇用情勢の悪化から、使用者と使用人の雇用関係に基づく、使用者の使用人に対する立場の優越度はさらに高まっており、同ルールの存置が必要な状況にあると考えられる。 ●上記状況を勘案し、保険契約者等の保護の観点から、同ルールに関しては引き続き現行規制を維持していただきたい。 	明治安田生命、日本生命、住友生命	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	検討	保険業法施行規則第234条第1項第2号、平成10年大蔵省告示第238号(平成10年6月8日)	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き検討します。
108	4月16日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	銀行等による保険募集に係る弊害防止措置の維持および実効性確保	<ul style="list-style-type: none"> ●内容 <ul style="list-style-type: none"> ・銀行等による保険募集に係る弊害防止措置については、消費者保護の観点等から、引き続き「融資先募集規制」を中心とした諸ルールの基本的な枠組みを維持し、かつ、その実効性を確保することが必要不可欠である。また、昨年4月から適用された「預金誤認防止措置」「非公開情報利用時における同意取得」の実効性確保のための措置および、融資先募集規制等の対象から除外され、消費者保護の観点から問題が生じる懸念がある一時払終身・一時払養老保険について、適切な監督・運用をお願いしたい。 ●理由 <ul style="list-style-type: none"> ・銀行等は、その業務において、顧客の預金・決済情報という秘匿性の高い情報を独占的に取り扱っており、また、法人・個人の融資先事業者に対して多大な影響力を有することから、保険業法施行規則等において、消費者保護および公正な競争を確保する観点から、非公開金融情報の保護や、融資先への保険募集の制限ならびに融資先担当者による保険募集制限等に関するルールが定められている。これらのルールは、銀行等による保険募集が段階的に解禁されていった際に、銀行等の預金・決済業務や融資業務の特殊性と影響力に鑑み、消費者や事業者の保護、ならびに公正な競争を確保するために整備されてきた必要不可欠な制度である。なお、生命保険は保障期間が長期間に亘り、かつ、再加入が困難であることから、一旦弊害が生じてしまうと事後的に当該顧客を救済することは極めて難しい。また、銀行等の融資先事業者等に対する影響力が大きいことから、弊害事例が潜在化する懸念もある。銀行等による保険募集については、これらの事情も踏まえた検討を行う必要がある。制度導入時のこれらの課題性は、現時点においても全く解消されておらず、近年の経済環境の悪化を考慮すれば、融資先への銀行等の影響力はますます強まっているとも考えられる。このため、これらのルールについて、消費者・事業者の保護や公正な競争を損なわないよう、引き続き、適切な監督・運用にご尽力いただくようお願いしたい。特に、昨年4月のルール見直しにおいて実効性確保のための措置が図られた「預金誤認防止措置」「非公開情報利用時における同意取得」の確保および融資先募集規制の対象から除外され、消費者保護の観点から問題が生じる懸念がある、一時払終身・一時払養老保険について、適切な監督・運用をお願いしたい。 	日本生命	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 <ul style="list-style-type: none"> ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置 	検討	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 <ul style="list-style-type: none"> ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
109	4月15日	5月2日	7月31日	金融・証券・保険	不良債権開示における「リスク管理債権」と「金融再生法開示債権」の一元化	<p>不良債権開示については、「金融再生法開示債権」への一元化を図られたい。</p> <p>【提案内容】</p> <p>「リスク管理債権」は、米国基準との同等性等の観点から開示が求められているが、米国一国の基準に拘ることに合理性はないと考える。他方、「金融再生法開示債権」は、(1)対象資産の範囲が貸出金だけでなく総与信に拡大されている。(2)債権ベースではなく債務者ベースで開示、という点で自己査定に準じた開示内容になっており、「リスク管理債権」を並行開示する意義は乏しい。また、一元化により事務負担の軽減に資すると考える。</p>	第二地方銀行協会	銀行法施行規則第19条の2に基づき、貸出金のうちリスク管理債権に該当するものを、銀行は半期、協同組織金融機関は年度ごとに開示します。また金融再生法施行規則第4条に基づき、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承認見返金等の「金融再生法開示債権」の査定結果も、銀行は半期、協同組織金融機関は年度ごとに公表します。	検討	銀行法第21条、銀行法施行規則第19条の2、金融再生法第6条、第7条、金融再生法施行規則第2条、第4条、第6条	リスク管理債権については、長期の時系列での比較可能性や連結情報の報告開示の観点から、依然として重要な指標であると考えられます。「リスク管理債権」と「金融再生法開示債権」を一本化することについては、このような各々の開示が有する目的や意義等を十分に踏まえるとともに、銀行等の負担の軽減を考慮しつつ、慎重に検討を行います。	
110	5月15日	6月6日	7月31日	金融・証券・保険	プレミアム(付き)商品券発行人拡大のための保証金供託制度の見直し	<p>地域での消費喚起と地域経済循環に大きな効果があるプレミアム(付き)商品券の継続的かつ大規模な発行を促進するため、以下のとおり資金決済法の保証金供託制度を見直すこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○供託を要する有効期間を、現行の6か月超から12か月超に延長すること。 ○商工会議所等の公的な団体が主体となって発行する場合は、供託を不要とすること。 	日本商工会議所	金融庁	現行法(資金決済に関する法律)に基づき、前払式支払手段発行者は、①前払式支払手段の有効期間が6ヶ月内の場合や、②発行者が、法律により直接に設立された法人等であって、その資本金等の全部が国等からの出資によるものその他の国等に準ずる法人である場合などを除き、基準日(毎年3月31日、9月30日)における未使用残高の2分の1の額以上の額の発行保証金を供託する義務が課せられています。	対応不可	資金決済法第14条第1項、第4条第2号、第4条第4号 資金決済法施行令第4条第2項、第4条第3項	前払式支払手段の発行保証金については、発行者のコストや利便性を考慮しつつ利用者保護を図る観点から、旧々法(昭和7年制定の商品券取締法)及び旧法(平成元年制定の前払式証券の規制等に関する法律)の当時から一貫して、毎年2回(6ヶ月ごと)の基準日における未使用残高を基に算出された額を供託する義務が課せられています。有効期間が6ヶ月以内である場合に供託義務が課せられていないのは、発行保証金の各基準日の間に未使用残高が零となる可能性もあり、供託を不要としても利用者保護に大きな支障が生じないと考えられることによるものです。したがって、有効期間が6ヶ月超のような長期の場合にも供託を不要とすることは、利用者保護の観点から、適切ではないと考えます。また、発行者が国等に準ずる法人である場合に供託義務が課せられていないのは、発行者の資本金等の全部が国等からの出資によるものであるなど、信用力の点において発行者が国等に準ずる主体であれば、利用者保護の観点からの支障はないと考えられるためであり、商工会議所についても同様の扱いをすることは、困難であると考えます。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
111	5月30日	7月11日	8月30日	金融・証券・保険	銀行代理業における「外貨預金等書面」の特例及び「同一の内容」の特例に係る規制の見直し	提案の具体的内容:銀行代理業者にも「外貨預金等書面を交付している場合の特例」「同一の内容の契約に係る契約締結前交付書面を交付している場合の特例」「同一の内容の契約に係る契約締結時交付書面を交付している場合の特例」(銀行法施行規則第14条の11の25第1項第1号及び第2号、第14条の11の29第1項第1号及び第2号参照)が適用されるよう規制を見直しを望む。 提案理由:「銀行代理業者」が行う特定預金等契約に関する業務については、「銀行」が行うそれと概ね同様の行為規制となっているが、「外貨預金等書面を交付している場合の特例」「同一の内容の契約に係る契約締結前交付書面を交付している場合の特例」「同一の内容の契約に係る契約締結時交付書面を交付している場合の特例」は除外されている。(銀行法施行規則第34条の53の10、第34条の53の16、平成19年7月31日「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令の概要」1.(8)参照)。特定預金等契約に係る規制は、幅広い金融商品についての横断的な制度の整備を図るため、金融商品取引法における販売・勧誘規制を準用しない同等の規制を規定したものとされている。上記のように「銀行」と「銀行代理業者」において規制内容が異なることの趣旨は明らかではないが、少なくとも金融商品取引法に基づいて金融商品の販売を行っている金融商品取引業者が、銀行代理業者として特定預金等契約に関する業務を行う場合に、外貨預金等書面を交付している場合の特例「同一の内容の契約に係る契約締結前交付書面を交付している場合の特例」「同一の内容の契約に係る契約締結時交付書面を交付している場合の特例」の適用を除外し、銀行以上に厳格な規制を課す合理的な理由はないと思われる。	(株)大和ネクスト銀行	金融庁	銀行代理業者が行う特定預金等契約において、契約締結前交付書面および契約締結時交付書面の交付を要しない場合は、以下のとおりです。 【契約締結前交付書面】 既に成立している特定預金等契約の一部を変更することを内容とする特定預金等契約の締結の代理又は媒介を行う場合において、 ①既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。 ②既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合は、当該変更すべき記載事項を記載した書面を交付しているとき。 【契約締結時交付書面】 既に成立している特定預金等契約の一部を変更することを内容とする特定預金等契約が成立した場合において、 ①既に成立している特定預金等契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。 ②既に成立している特定預金等契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合は、当該変更すべき記載事項を記載した書面を交付しているとき。	対応不可	銀行法52条の45の2 金融商品取引法第37条の3第1項、第37条の4第1項 銀行法施行規則第34条の53の10、第34条の53の16	特定預金等とは市場リスクにより元本欠損が生じ得る預金等のことであり、当該商品の契約にあたっては、顧客保護の観点から、原則、契約締結前交付書面等の交付が必要となっています。したがって、特例の適用者の範囲を拡大することについては、顧客保護を前提とした上で、慎重に検討する必要があります。 なお、「同一の内容」に該当するかどうかは、個別の事例に即して所属銀行が実質的に判断すべきものであり、銀行代理業者に対し「同一の内容」の特例を適用することは適当でないと考えます。
112	5月30日	7月11日	8月30日	金融・証券・保険	銀行代理業者が、「非公開情報」を「銀行代理業等」に利用することに係る規制を撤廃して欲しい	銀行代理店制度の創設に際し、「代理店の有する幅広い顧客ネットワーク」の活用が期待されているが(平成17年10月18日衆議院財務金融委員会)、非公開情報の利用にかかる規制により、兼業業務における取引状況等をもとに特定の顧客に対して行う商品案内(ダイレクトメールの送付等)が難しい状況にあり、顧客ネットワークの活用の障壁となっている。その結果、顧客が多様な商品の情報を知る機会を逸することにも繋がっている。また、顧客との継続的関係を考えても、銀行代理業者が預金等の商品案内を行う際には、従来の兼業業務における取引状況等を踏まえてこれを行うことが望ましいものと思われる。例えば、銀行代理業者である金融商品取引業者において、外貨建て金融商品の投資経験のあるお客さまをピックアップして外貨預金をお勧めするといった行為は、適合性の原則に沿ったものであり、顧客保護の観点から問題があるとは考えられない。さらに、現状、銀行が行内の預金情報を使って投資信託等を販売することについて、顧客の同意を必要とする規制がないことに鑑みても、銀行代理業者が兼業業務に係る取引情報を銀行代理業等に利用することについて、顧客の同意を不要としても、顧客保護の観点から問題があるものとは考えられない。なお、銀行代理業者において「提携会社等の商品の勧誘や販売」を個人情報の利用目的として公表していれば、兼業業務で得た情報を銀行代理業等に利用しても目的外利用にはならない(顧客にとって想定外の利用にはあたらない)と考えられる。	(株)大和ネクスト銀行	金融庁	銀行代理業者は、兼業業務において取り扱う顧客に関する非公開情報について、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務に利用してはなりません。	対応不可	銀行法第52条の44第3項 銀行法施行規則第34条の48第2項	銀行代理業に限らず保険募集や証券仲介などの金融業務において、取得した情報を顧客の同意なく他の業務に利用することは顧客保護の観点から問題があると考えます。したがって、銀行代理業について、その業務で取得した情報を、顧客の同意なく他の業務に利用することの制限を撤廃することは困難であると考えます。
113	5月31日	7月11日	8月30日	金融・証券・保険	ノンバンクの総量規制を緩和してください	事情によりノンバンクから借入し事業の運転資金に充てております。最近になって為替によって輸出競争力が上がり、大口商談も増えてきましたが、その対応にあたり、キャッシュフローが一段と深くなってしまいます。将来的には入金利益を得られるのですが、ノンバンクの総量規制があるため運転資金融資を増額できません。このような中小工場は非常に多く、正規の融資事業者でない、高利の業者からの借り入れを使わざるを得ない事業者もおります。何卒ご検討のほど、宜しくお願い申し上げます。	個人	金融庁	貸金業法上の総量規制は、貸金業者が個人顧客の年収等の3分の1を超える貸付けを行うことを原則として禁止するものです(法人顧客は対象とされておりません)。ただし、個人事業者向けの貸付けについてはこの例外とされており、事業の実態が確認でき、事業計画等に照らし、当該貸付けが返済能力を超えないと認められる場合には、年収等の3分の1を超えて貸付けを行うことができるものとされています。	現行制度下で対応可能	貸金業法第13条の2、貸金業法施行規則第10条の23第1項第4号	貸金業法上の総量規制は、法人顧客は対象とされていないほか、個人事業者向けの貸付けについても、左記のとおり一定の要件を満たせば例外とされております。
114	7月31日	8月22日	9月4日	金融・証券・保険	総量規制完全撤廃	金利については現状維持が良いと思うが、総量規制については完全撤廃を推進してもらいたい。自民党マニフェストに基づき、現在の金利・総量規制について見直しをしていただければと期待しているが、総量規制は我々国民にとってあまりにも厳しい規制であり、今まで問題なく受けられていた融資が受けられなくなったり、生活が不当に制限される。特に驚いた事は、自身が居宅として所持している不動産について、無担保で評価があっても、顧客が住んでいる居宅だからという理由で融資が通らない点である。調べたところ、総量規制によって居宅を担保に融資することが規制されていた。自分の財産すら自由にできない規制って本当に必要なのか?そもそも、金銭消費貸借契約について総量規制をかける必要性があったのか?一部の高利貸しの法外な金利の搾取や、乱暴な取り立てによって社会問題化し、消費者金融=悪というイメージをメディアが煽り、それにより一部の政治家が主導し深い議論もされぬまま法施行されてしまったように思う。この流れは生レバー規制にもよく似ている。そもそも民法においては自由契約が前提として存在している。もちろん、立場の弱いものを守るにはある程度の規制も必要。ただ、なんでもかんでも規制すればいいという考え方はいかがなものか。弱いものを守るのはあたりまえだが、過保護ではいけない。私はそう思う。総量規制の変わりに、貸金業を営む業者への日本貸金業協会への加盟を必須にしたり、保証協会などをつくり一定金額を供託させる制度を設けたり、違法な業者への罰則の強化など、やれることはあるのではないかとしっかり議論していただき論理的にこの問題に取り組んでほしい。	民間企業	金融庁 消費者庁	借入残高が年収の3分の1を超える、貸金業者から行われる個人の新しい貸し付けは、原則として禁止されています。	対応不可	貸金業法第13条の2	多重債務問題の抜本的・総合的対策として、過剰貸付けの抑制のための総量規制の導入等を含む改正貸金業法が衆・参両院の全会一致によって成立しました。平成22年6月の改正貸金業法完全施行に際し、金融庁、消費者庁及び法務省に設置された「改正貸金業法フォローアップチーム」において、施行後の状況把握のために関係者ヒアリング等を実施した結果、特定の制度の見直しが必要となるような実態は把握されないとの結論を得ました。
115	9月27日	11月1日	11月15日	金融・証券・保険	株式市場における空売り規制改革の提案	日本株式市場における空売り規制改革を提案致します。日本株には買い建てのみ可能な信用銘柄と売り建ても可能な貸借銘柄があります。現状、信用銘柄の場合、ヘッジファンド等の機関投資家のみが空売りできる状況です。株価は上がりにくく、急激に下げ易い性質を持っています。機関投資家から見れば独占的に建玉でき、下げ易い売り建てで利益を上げる方が明らかに容易です。この状況では如何に公的資金を投入しようとも、株価を底上げして安定して企業に資金を供給することはできません。勿論、現在の日本株式市場は、海外機関投資家の資金投入の影響が大きく、大幅にその利益を損なうことになれば、市場自体が冷え込んで却って悪影響を及ぼす懸念もあります。適度な規制改革を行うことで、上記問題を解消することはできませんでしょうか。本問題は現状の経済対策の投資対効果にも影響すると考えています。	個人	金融庁	空売り規制の一つとして、「株の手当てのない空売りの禁止」が設けられており、全ての投資家は、決済のための有価証券を予め調達していない場合には、空売りを行うことが出来なくなっています。	事実承認	金融商品取引法第162条第1項第1号、金融商品取引法施行令第26条の2の2	予め調達が可能なものとして金融商品取引所が指定している貸借銘柄に限らず、それ以外の銘柄であっても、投資家は、個人であるか機関投資家であるかを問わず、金融商品取引業者が有価証券の貸付けに応じること等により、決済のための有価証券を調達することが出来れば、空売りを行うことは可能です。 なお、空売りによる市場への悪影響を防止するため、金融庁としては、株の手当てのない空売りの禁止だけでなく、空売りを行う価格についての規制や、空売りポジションの報告・公表制度等、適切な規制を講じているところです。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
116	9月30日	11月1日	11月15日	金融・証券・保険	居住用不動産においても不動産担保ローンとして総量規制から除外すべき	住宅ローン(住宅購入での融資)は総量規制から除外され、一旦、住宅ローンを完済し、何らかの使途で同じ居住用不動産を担保に借り入れする場合、総量規制に抵触し借り入れができない。すなわち、無担保消費者ローンと上限が同じ借入れしかできない、この現行貸付法はおかしくありませんか。貸付業者に対し金融関係と同レベルの金利規制を課して、金融機関は居住用不動産を担保に資金使途自由でローンを取り組めるのです。これは貸付業者の問題ではなく、資金需要者等が自身の権利が行使できない問題として重大事案なのです。総量規制を存続させるならば、自身の資産を活用しての借入れに対しては、少なくとも総量規制はかけるべきではありません。なお、不動産担保ローンも住宅ローンと同等の過剰融資にならない規制は、当然あるべきである、ということはいまうまでもありません。	個人	金融庁	総量規制は、給与等の定期的収入により生活に特段の支障を来すことなく返済を行うことができる範囲に借入額をどめるため、累計貸付残高が年収の3分の1を超えることとなる新規の貸付けを原則禁止するものです。不動産担保貸付けについては、貸付契約の締結時の不動産価格の範囲内で貸付けであるため、個人の返済能力を超えないと認められる場合には、総量規制の適用除外としています。ただし、担保不動産が住宅等である場合には、実際に担保権が実行されることになれば当該担保提供者の生活に著しい支障を来すおそれがあることから、総量規制の適用除外とはしていません。	対応不可	貸付法第13条の2、貸付法施行規則第10条の21	住宅等を担保とする不動産担保貸付けについては、過剰な貸付けに起因した担保権の実行により、当該担保提供者の生活に著しい支障を来すことを防止する観点から、総量規制の適用除外とすることは適当ではないと考えられます。なお、住宅ローンについては、定型的かつ低金利で長期にわたる適切な返済計画に基づくものであることから総量規制の適用除外としています。
117	9月30日	11月1日	11月15日	金融・証券・保険	金融庁の保険商品認可手続きの改善	金融庁は次の2点の観点で、保険商品等の認可を改善すべき。 ①保険商品等の内容が多少異なるだけでも、通常の許可をとらなければならない制度になっている。商品品目ごとではなく、例えば、類似グループや一部分の変更(サービスの追加・削除)の同一シリーズグループごとの許可にするなど効率的な許可制度にすべき。 ②金融庁が指定した特定の国で認められている保険商品等であれば、日本で販売する際に通常の金融庁の許可を不要すると相互承認できる仕組みを導入すべき。 【提案理由】 金融庁の資源は限られており、保険商品等の認可手続きに過度に時間がかかりすぎる。過度な認可手続きの時間的ロスは、保険会社から見た場合、商品開発の遅延につながり、効率的な事業計画を困難にしている。	民間団体	金融庁	保険会社は、事業方法書、普通保険約款、保険料及び責任準備金の算出方法書(以下、「事業方法書等」といいます。))に定めた事項を変更しようとするときは、原則として、内閣総理大臣の認可を受けなければならないこととされています(保険業法第123条第1項)。ただし、保険契約者等の保護にかけるおそれが少ない一定の事項については、内閣総理大臣に届け出ることで足りることとされています(同条第2項)。	【①について】検討を予定 【②について】対応不可	保険業法第123条	①保険は、多種多様な商品が存在しており、商品ごとにその特性や事業方法書等の内容に応じて審査基準に適合しているか否かを判断する必要があると考えます。よって、ご提案の趣旨は必ずしも明確ではありませんが、類似グループや同一シリーズグループごとに一律に認可することは適当でないと考えます。なお、事業方法書等に定めた事項の変更については、常に認可制が採用されている訳ではなく、企業分野にかかわる保険等については、届出制が採用されています。届出制の適用範囲については、保険契約者等の保護及び保険契約者のニーズへの的確な対応の双方の観点から、必要な検討を続けます。 ②事業方法書等の認可制や届出制は、保険契約者等の保護のため、適正な保険契約内容を確保することを目的として、我が国の保険業法で定められた審査基準に基づき、保険商品の審査を行うこととされているものです。従って、審査基準の異なる他国において認められた保険商品について、我が国における認可や届出なしに、販売を認めることは適当でないと考えます。
118	10月16日	12月6日	12月25日	金融・証券・保険	地方自治体の歳入に用いる証券の範囲の見直し	【要望の具体的内容】 地方自治体への納付を行いやすくし、国民や民間事業者の手続きの利便性を向上させるため、指定金融機関に対して、当該金融機関の口座を有しない人が、地方自治法に定める歳入に用いる証券以外にも、指定金融機関口座に対する振込及び資金決済法に定める手段(前払式証券(プリペイドカード等)やサーバ型前払式手段等)をも認め、納付の電子化の環境をより整備する等を行うべきである。 【規制の現状と要望理由等】 <規制の現状> ・地方自治法等においては、歳入の収入の方法等を定めており、現金以外の方法としては、小切手、地方債、国債、ゆうちょ銀行の発行する振替払出証券・為替証券等の方法がある。戸籍・住民票の謄抄本等を郵送で交付請求する場合、交付手数料の納付手段として「定額小為替」が指定されていることが多い。 ・なお、クレジットカードによる納付は、現状認められており(地方自治法第20条の6)、ネット上の支払は、クレジットカードを保有している者については、特定の自治体において行えるようになっている(地方自治法第231条の2第6項、地方自治法施行令第157条の2)。 <要望理由> ・「振込」は、送金手段としてもっとも一般的でありインフラも整っている。 ・資金決済法では、金融機関その他の事業者による電子決済の確実性が担保されるためのスキームを構築している。 <要望が実現した場合の効果> ・遠隔地からの歳入の納付に用いることのできる方法として、地方自治法施行令第156条に定める「総務大臣の指定する」持参人払式の小切手等以外にも、指定金融機関口座に対する振込および資金決済法に定める手段等を認めることにより、交付手数料納付にかかる国民の利便性が向上する。 ・自治体業務においても、納付確認業務や換金業務等の負担(定額小為替の金額不足の調整や換金の事務負担)が軽減され、より効率的な業務を行うことができる。	(一社)日本経済団体連合会	総務省	地方公共団体の歳入は、現金によるもののほか、証紙による収入の方法、口座振替の方法及び証券による方法が認められています。(地方自治法第231条の2第1項及び第3項)また、クレジットカードを利用した地方公共団体の歳入の納付は、地方自治法第231条の2第6項により認められています。	検討に着手	地方自治法	地方公共団体における歳入の収入方法については、国民の利便性を高める観点から、本年7月から検討に着手し、現在検討を進めているところです。
119	10月16日	12月6日	12月25日	金融・証券・保険	外部委託先の監督についての明確化	【要望の具体的内容】 金融機関によるクラウドサービスの活用が可能となるよう、クラウドサービスの実態に応じて、外部委託先の監督規制を明確化すべきである。 【規制の現状と要望理由等】 金融機関が顧客情報を外部に委託する場合には、委託先に対する必要かつ適切な監督、適切な委託先の選定と安全管理措置の確保が求められ、さらに「外部委託先における業務の実施状況を定期的又は必要に応じてモニタリングする等、外部委託先において顧客等に関する情報が適切に行われていることを確認しているか」が監督上の着眼点とされている(主要行等向け監督指針III-3-3-4-2(1)5)。金融機関がクラウドサービス上に顧客情報を保存する場合は、クラウドサービス事業者も外部委託先として金融機関の監督を受けるものと考えられている。 しかし、これらの指針においては、外部委託先の「必要かつ適切な監督」として、具体的にどのような方法でどの程度の行為が要求されているかは明確ではない。平成24年5月31日付の「主要行等向けの総合的な監督指針」の改正案において、「重要な外部委託先に対して、内部監査部門又はシステム監査人等による監査を実施しているか」という新たな着眼点が追加されたものの、「監査」の内容は必ずしも明らかではない。 特に、クラウドサービスは、従前から利用されている金融機関向けにカスタマイズしたシステムと異なり、複数の利用者が共通のインフラを使い、汎用的なサービスを受ける比較的新しいサービスであり、適切な監査、監督方法が確立されていないため、利用者である金融機関もクラウドサービス事業者も手探りの状態である。そのため、「必要かつ適切な監督」「監査」を保守的にとらえる金融機関がデータセンターへの随時の立ち入り監査も可能とする強力な監査権限を要求し、セキュリティ確保のため第三者のデータセンターへの立ち入りを制限しようとするクラウド事業者はかかる要求にこたえられず、サービス提供が困難になるという事態が生じている。利用者が多数に及ぶクラウドサービスにおいて、監査名目で多数の者がデータセンターに立ち入ることはセキュリティ問題を生じさせるものであり、適切な外部の監査機関による認証の取得と、金融機関による当該認証の確認で足りる場合もあると思われる。このような実態を踏まえ、クラウドサービスという新しいサービスの実態に即して、必要となる「監査」を明確にすべきである。それにより、金融機関によるクラウドサービスの活用が促進され、システム運用の効率化に資する。	(一社)日本経済団体連合会	金融庁	【制度の現状の概要】 金融機関及びその業務委託先に対しては、監督指針及び検査マニュアルに基づき監督、検査を実施しています。また、システムリスクについては、更に「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」(公益財団法人金融情報システムセンター編)を参考にすることとしています。 現状の監督指針及び検査マニュアルにおいては、比較的新しいサービスであるクラウドサービス特有のリスクについては、その管理、監督方法が確立されていないため、外部委託先管理の枠組みの中でクラウドサービス事業者への管理態勢を確認することとしています。 また、「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」においては、クラウドサービスの利用にあたっては、適切なリスク管理が必要であるとしているものの、クラウドサービスは日々進歩しており、コスト削減や短期間での導入等のメリットがある反面、重要業務への利用や特有のリスクも想定されることから、現在の基準は、顕在化している課題・問題点に対する当面の暫定的な対応であり、最終形ではないとしています。 【提案の具体的内容の概要】 クラウドサービスは比較的新しいサービスであり、適切な監督、監督方法が確立されていないため、クラウドサービス事業者も金融機関も手探りの状態であり、一部の事業者においては、保守的な金融機関の要請に対応できず、サービス提供が困難となる事態が生じている。こうしたことから、クラウドサービスの活用を促進するため、クラウドサービスの実態に即して、必要となる監査内容を明確にし、クラウドサービス事業者の監督方法の見直しを行なうべきである。	検討を予定	-	金融機関による外部委託先に対する監督方法については、監督指針及び検査マニュアルで一律的に規定するものではなく、金融機関と外部委託先との間で協議されるべきものと考えます。監督の方法としても、委託先の内部監査部門、又は委託先自らが依頼する外部の第三者による監査を受け、監査結果を委託元に報告する等の方法も考えられます(参考「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」【連91】)。 クラウドサービスについては、比較的新しいサービスであり、金融機関によるクラウドサービス事業者の管理、監督方法が確立されていないものの、外部委託とは異なるクラウドサービス特有のリスクがあり、新しい管理、監督方法が必要であると考えています。 クラウドサービスは、現状金融機関の重要業務への適用には至っていませんが、コスト削減や短期間での導入等のメリットがあることから、クラウドサービスの健全な発展を図る観点から、今後のクラウドサービスに係る技術の進展と、金融機関におけるクラウドサービスの利活用の状況をモニタリングしながら、金融情報システムセンターとも連携し、引き続き管理、監督方法の検討を行います。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
120	10月1日	12月6日	1月17日	金融・証券・保険	銀行等による保険募集に係る弊害防止措置の維持および実効性確保	<p>○内容 銀行等による保険募集に係る弊害防止措置については、消費者保護の観点等から、引き続き、「融資先募集規制」を中心とした諸ルールの基本的な枠組みを維持し、かつ、その実効性を確保することが必要不可欠である。 また、H24/4から適用された、「預金誤認防止措置」「非公開情報利用時における同意取得」の実効性確保のための措置および、融資先募集規制等の対象から除外され、消費者保護の観点から問題が生じる懸念がある一時払終身・一時払養老保険について、適切な監督・運用をお願いしたい。</p> <p>○理由 銀行等は、その業務において、顧客の預金・決済情報と高い秘匿性の高い情報とを独占的に取り扱っており、また、法人・個人の融資先事業者に対して多大な影響力を有することから、保険業法施行規則等において、消費者保護および公正な競争を確保する観点から、非公開金融情報の保護や、融資先への保険募集の制限ならびに融資先担当者による保険募集制限に関するルールが定められている。 これらのルールは、銀行等による保険募集が段階的に解禁されていった際に、銀行等の預金・決済業務や融資業務の特殊性と影響力に鑑み、消費者や事業者の保護、ならびに公正な競争を確保するために整備されてきた必要不可欠な制度である。 なお、生命保険は保障期間が長期間に亘り、かつ、再加入が困難であることから、一旦弊害が生じてしまうと事後的に当該顧客を救済することは極めて難しい。また、銀行等の融資先事業者等に対する影響力が大きいため、弊害事例が潜在化する懸念もある。銀行等による保険募集については、これらの事情も踏まえた検討を行う必要がある。 制度導入時のこれらの課題性は、現時点においても全く解消されておらず、近年の経済環境の悪化を考慮すれば、融資先への銀行等の影響力はますます強まっているとも考えられる。このため、これらのルールについて、消費者・事業者の保護や公正な競争を損なわないよう、引き続き、適切な監督・運用にご尽力いただくようお願いしたい。 特に、H24/4のルール見直しにおいて実効性確保のための措置が図られた。「預金誤認防止措置」「非公開情報利用時における同意取得」の確保および融資先募集規制の対象から除外され、消費者保護の観点から問題が生じる懸念がある、一時払終身・一時払養老保険について、適切な監督・運用をお願いしたい。</p>	日本生命保険相互会社	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	検討を予定	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。
121	10月1日	12月6日	1月17日	金融・証券・保険	生命保険募集における従業員等の保護等に係るルールの実効性確保	<p>○内容 法人である生命保険募集人等(以下「法人生保代理店等」)による、その役員・使用人その他当該法人生保代理店等と密接な関係を有する者に対する生命保険募集に係るルールについて、引き続き、現在の基本的な枠組みを維持するとともに、その対象に派遣労働者等を含めていただきたい。</p> <p>○理由 法人生保代理店等は、母体企業の従業員等(密接な関係を有する者)に対して多大な影響力を有することから、生命保険募集を行った場合、職制上の地位を利用した圧力募集が行われ、従業員等が意に反する保険加入を強いられる懸念がある。 現行制度は、過去、実際に圧力募集被害が発生した事実を踏まえて、一定の保険契約について、法人生保代理店等(法人代理店が密接な関係を有する法人を含む)の役員・使用人に対する保険募集行為その他の保険契約者等に対する業務上の地位等の不当な利用による保険募集行為を禁止したものであり、従業員等の保護のためには必要不可欠なルールである。従業員等自身が職制上の圧力に抵抗することは極めて困難であり、近年の雇用環境の悪化によって、これらのルールの必要性はますます高まっている。 なお、生命保険は、その保障期間が長期間に亘り、かつ、再加入が困難であることから、一旦弊害が生じてしまうと事後的に当該従業員等を救済することは極めて難しい。また、法人生保代理店等は、その従業員等に対して、雇用関係等に基づく大きな影響力を有していることから、弊害事例が潜在化する懸念もある。当制度については、これらの事情も踏まえた検討を行う必要がある。 ただし、現行制度の保護対象は、法人生保代理店等の役員・使用人とされており、法人生保代理店等と直接の雇用関係にない派遣労働者等は含まれていない。しかしながら、近年、雇用・就労形態の多様化が急激に進んでいることや、近時の雇用環境の悪化によって派遣労働者等の就労環境が深刻になっていること等を踏まえれば、法人生保代理店等と直接の雇用関係にない派遣労働者等も当制度の保護対象に追加することが必要である。</p>	日本生命保険相互会社	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集が一部の保険商品を除き禁止されているものの、その対象に派遣労働者等は含まれておりません。	検討を予定	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-3-3-2(8)①	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き検討します。
122	10月1日	12月6日	1月17日	金融・証券・保険	大量保有報告書を提出する様式の改善	<p>個人投資家が大量保有報告書を提出するには、管轄の関東財務局にEDINETの事前登録を行い、その後で様式にしたがって手続きを行う必要があるなど負担が大きい。 そのため大量保有している株式が証券会社を通じて本人名義で取得した株式のみであり、かつ証券保管振替機構で保管されている株式のみ場合は証券会社及び保管振替機構を通じて簡便に大量保有報告書を提出できるよう制度を改めて欲しい。</p>	個人	金融庁	大量保有報告書の提出に際してのEDINET利用の事前登録手続、当該報告書の所轄財務局長等への提出に係る手続については、証券会社を含む代理人がこれを行うことも可能です。	現行制度下で対応可能	金融商品取引法第27条の30の2、第27条の30の3第1項、金融商品取引法施行令第14条の10第2項、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第2条	現行制度下においても、提出者が、証券会社を含む代理人との合意に基づき、当該代理人を通じて、EDINETの事前登録や大量保有報告書の提出に係る手続を行うことは可能であるため、個人投資家においては、そのような方法により事務負担を軽減することが可能と考えます。
123	10月3日	12月6日	1月17日	金融・証券・保険	法人である生命保険代理店による保険募集における消費者保護ルール(いわゆる構成員契約ルール)の維持	<p>・職制上の地位(職場の上下関係等)を不当に利用した従業員への圧力募集を未然に防止し、従業員による自由な商品選択の機会を確保する等の観点から、法人である生命保険代理店については、当該法人の従業員等の密接な関係を有する者に対して、所定の生命保険契約の申込みをさせる行為が禁じられている(いわゆる構成員契約ルール)。 ・生命保険商品には長期性、再加入困難性等の性質があり、仮に圧力募集等の不適切な行為があったことが事後的に立証されたとしても、保険契約者等の救済を図ることが困難となる場合も想定され、事後的な代替規制ではこうした弊害を未然に防止することは不可能と思われる。 ・このように、本ルールは、生命保険商品の特性を踏まえつつ、従業員として相対的に弱い立場に立つ消費者の権利保護のために設けられたルールとしてこれまで有効に機能してきており、また、昨今の雇用環境の状況も踏まえれば、引き続き維持すべきものと考えられる。</p>	住友生命保険相互会社	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	検討を予定	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-3-3-2(8)①	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き検討します。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
124	10月3日	12月6日	1月17日	金融・証券・保険	銀行等による保険販売における弊害防止措置の見直しにあたっての慎重な検討	・銀行等は、その預金業務や融資業務等を通じて、顧客の資金状況を正確に把握できる立場にあるとともに、特に中小零細企業などの融資先の顧客に対しては強い影響力を与えうる立場に立つことが少なくない。銀行等によりこれらの情報や影響力を不適切に利用して保険募集が行われた場合、仮に不適切な募集行為があったことが事後的に立証されたとしても、生命保険商品の長期性、再加入困難性等の性質から、保険契約者等の救済を図ることがより困難となる場合も想定される。 ・こうした点を踏まえ、銀行等に対しては、非公開情報保護措置、融資先販売規制等の各種措置が講じられているが、これらの弊害防止措置は、消費者利便にも配慮しつつ、消費者保護の観点や中小零細企業の視点に立って設けられたものであり、保険契約者保護の観点から必要不可欠なルールである。 ・昨年4月より、一部見直しが行われたルールが適用されたが、見直し後においてもその枠組みは維持されており、前述のルールの必要性は変わらないと考えられる。今後も、引き続き実効性の確保に努めていただきたい。	住友生命 保険相互 会社	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	検討を予定	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。
125	10月11日	12月6日	1月17日	金融・証券・保険	財務報告のための内部統制制度の緩和	財務報告のための内部統制制度については、金融庁企業会計審議会内部統制部会での議論を踏まえて、監査対象とすべき範囲の柔軟化等の簡素化が図られたが、内部統制制度の構築、運用、監査のコストとそれによるベネフィットの観点から、簡素化が不十分と考えられる。財務報告のための内部統制制度の更なる簡素化を要望する。 【提案理由】 財務報告のための内部統制制度は、「不適正な財務諸表が作成されない」ための制度としては、細部にこだわりすぎたコストのかかる制度の感がある。そのため、2011年度には簡素化方向での見直しが行われた。 しかし、まだ目的に比して細かすぎる制度であるため、財務報告のための内部統制制度の更なる簡素化を要望する。 特に、IT関連の監査は一つ一つのプログラムの動作確認を求めたり、詳細なプログラム修正の証跡を求めたりシステム細部に入り込み過ぎており、本来の目的からして、過剰なものに感じられる。	石油化学 工業協会	金融庁	平成20年4月に内部統制報告制度が導入され、その後、実際に制度を実施した上場企業等から寄せられた要望・意見等を踏まえ、平成23年3月に、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」が改訂されるなど、内部統制報告制度の簡素化・明確化等の措置が講じられたところ。 IT関連の監査については、上記実施基準において、例えば以下の内容を例示しています。 ・ 監査人が企業のITに係る業務処理体制の整備及び運用状況の評価の検討を行う場合に、監査人が一部の取引を抜き出し(サンプリング)、当該取引に係るシステムへの入力情報とシステムからの出力情報を比較し検算を行うこと ・ 企業が新たにシステム等を開発、調達又は変更する場合には、その過程が適切に記録及び保存がされているか監査人が確認すること	対応不可	・金融商品取引法第二十四条の四の四 ・財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準 ・財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準	IT関連の監査を含む内部統制監査については、上場企業等から寄せられた要望・意見等を踏まえ改訂された基準等に基づき、まずは、経営者と監査人が協議した上で、効果的かつ効率的に行われることが重要であると考えられます。 なお、ITを度外視しては考えることのできない今日の企業環境を前提とすれば、財務報告の信頼性確保に関しても、IT環境への対応や、ITの利用・統制を適切に考慮し、必要な内部統制を整備することが極めて重要であると考えられます。
126	10月11日	12月6日	1月17日	金融・証券・保険	四半期決算短信の四半期報告書への活用	2011年度から四半期決算報告書が簡素化され、財務諸表部分では四半期決算短信とほぼ同じとなった。四半期決算短信に記してある事項は、四半期報告書への記載を免除し、四半期決算短信の添付で足りるようにする。 【提案理由】 上場企業は、年3回の四半期決算では、証券取引所の様式による「四半期決算短信」と金融商品取引法による「四半期決算報告書」を作成している。記載を求められる項目・様式は両者で異なるものの、最も重要な財務諸表(貸借対照表、損益計算書など)は基本的に同じである。 決算短信の発表のほうが四半期報告書の提出よりも早いことが一般的である。後から提出する四半期報告書では、決算短信に記載されている経営成績の説明、財務諸表部分は省略し、決算短信の添付で済ませることができるように改正を望む。 根拠法令に由来する記載の異同にこだわらず、公開企業のディスクロージャーの観点から、大胆な見直しを望む。	石油化学 工業協会	金融庁	上場会社は、金融商品取引法に基づき、当該事業年度の期間を3月ごとに区分した各期間ごとに、当該会社の属する企業集団の経理の状況その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当な事項を記載した報告書(四半期報告書)を、当該各期間経過後45日以内に内閣総理大臣に提出しなければなりません。 四半期報告書には、公認会計士による監査証明を受けた四半期連結財務諸表等の記載が求められています。 また、上場会社は、各金融商品取引所の規則に基づき、四半期に係る決算の内容が定まった場合には、四半期決算短信により、直ちにその内容を開示しなければなりません(画一的な開示時期は設定されていません)。 なお、四半期決算短信に記載が求められている四半期連結財務諸表等には、公認会計士による監査証明は求められていません。	対応不可	金融商品取引法第24条の4の7、金融商品取引法第193条の2、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15、第4号の3様式等	四半期報告書には、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして定められている事項を記載することとされており、このうち四半期財務諸表については、四半期連結財務諸表規則等に定められた事項を記載することとされています。一方、四半期決算短信に記載される四半期連結財務諸表等については、記載すべき事項に特段の定めがないほか、投資者の投資判断に支障が生じない範囲で要約して記載することも可能とされており、企業ごとの比較可能性が低下することや、投資者保護上必要な事項が記載されない可能性があることなどを踏まえると、四半期報告書の記載に代えて四半期決算短信を添付することは、投資者保護の観点から対応することは困難です。 また、四半期決算短信に記載される四半期財務諸表には監査証明を受ける義務がありません。金融商品取引法に基づき提出される報告書に記載される財務諸表には監査証明を受けることが必要とされており、監査証明を受けていない財務諸表を四半期報告書に添付することは、投資者保護の観点から対応することは困難です。
127	10月16日	12月6日	1月17日	金融・証券・保険	特別勘定に関する現物資産による保険料受入、移受管	【要望の具体的内容】 株、債券等の現物資産による保険料受入、移受管を可能とすべく法令上措置すること。 【規制の現状と要望理由等】 現在、保険料受け入れ、及び解約時の引渡しについて、株、債券等の現物資産によって行うことが認められていない。 ただし、厚生年金基金の代行返上における物納等の場合は、特例措置として、現物資産の受払が認められている。 企業サイトには、保有している株式を当該企業の年金制度に現物で拠出することにより、退職給付に係る積立不足額を解消したいというニーズに加え、企業間の株式の持合を市場に悪影響を与えずに解消したいというニーズがある。 現金化のコストは顧客にとって不利益となり、単独運用契約の場合、現物をそのまま移管できれば資産価値を減ることなく移管が可能となる。 現金化に伴い、大量の株式の売却が行われた場合、株式相場等の下振れ要因になる。 信託については、厚生年金保険法の改正により以上の取扱いが可能であるが、生保が法的な解釈を理由に取扱えないと利用者利便が著しく阻害される。 本要望の実現により、顧客の利便性が向上するとともに、市場の活性化が期待できる。	(一社)日本経済団体連合会	金融庁	保険料受入れは金銭に限られており、株、債券等の現物資産によって行うことは認められていません。	検討を予定	保険業法第97条、第118条、附則第1条の13他	特別勘定における現物資産による保険料の受入れ及び移受管について、保険会社の経営の健全性、契約者の保護等に留意しながら、検討を行います。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
128	10月16日	12月6日	1月17日	金融・証券・保険	外国の子会社対象会社の買収、外国の関連法人等に係る子会社等業務範囲規制の特例・緩和	<p>【要望の具体的内容】</p> <p>保険会社が将来にわたり保険金等を確実に支払う観点から、外国の資産運用会社等の買収により収益力の強化や運用リスクの分散を図ることは重要な選択肢である。</p> <p>保険会社が外国の子会社対象会社を買収する際、国内と海外の保険会社の子会社等に係る業務範囲規制の差異から生じる競争条件不平等およびそれによる買収機会の喪失を解消する観点から、子会社等に係る業務範囲規制の特例措置を認めるべきである。加えて、外国の関連法人等の子会社等について業務範囲規制の緩和を認めるべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】</p> <p>外国の子会社対象会社の買収において、当該外国会社の子会社等に子会社対象会社以外の会社が存在することがあるが、欧米と異なり、わが国保険会社の子会社等の業務範囲は法令や監督指針で一定の会社に限られているため、わが国の保険会社は欧米の保険会社に比して交渉上著しく不利な立場に置かれる。</p> <p>銀行については、国際展開を容易にする環境を整備するために、2013年の銀行法一部改正にて①銀行業、有価証券関連業、保険業、信託業を営む外国会社、②従属業務または金融関連業務を専ら営む外国会社等を買収する際の子会社等に係る業務範囲規制について特例措置が設けられたが、保険会社については保険業を営む外国会社の買収の場合に限られている。</p> <p>保険会社においても、国際展開のニーズは高く、また、本業へのリスク・影響を遮断するという子会社業務範囲規制の趣旨は銀行法と保険業法とで同様であり、「保険会社のグループ経営に関する規制の見直しについて」(平成23年12月)における「現行の子会社業務範囲規制の枠組みは維持しつつ、外国保険会社の買収において障害となっている規制に限定して、必要な見直しを行うことが適当」との方向性にしたがって、外国子会社買収における子会社の業務範囲の緩和について具体的に検討すべきである。</p> <p>具体的には、外国会社を買収する際の子会社等に係る業務範囲規制について銀行と同様の範囲で特例措置を認めるべきである。加えて、分社化等により、子会社対象会社の業務の一部と見なせる従属的な業務については、業務範囲内であることを明確化すべきである。</p> <p>また、保険会社が外国の会社を関連法人等とする場合、子会社とする場合と異なり、当該保険会社が当該外国の会社の経営支配権を有さないことから、その傘下の子会社等の一定期間の猶予措置による事後的な売却は有効に機能しないおそれがあること等から、外国の関連法人等の子会社等の業務範囲規制について、緩和を認めるべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	金融庁	<p>保険会社が外国の資産運用会社等を買収する場合、子会社対象会社以外の会社については、当該会社を売却等した後でなければ、買収することはできません。また、保険会社の海外における子会社等の業務の範囲についても、国内の子会社等と同様の業務範囲の考え方を適用し、子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務を営むことのないよう留意する必要があることとされています(保険会社向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-3-4(1))。</p>	検討に着手	保険業法第106条、同法施行規則第56条、第56条の2、保険会社向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-3-4(1)	<p>外国保険会社を買収する際、子会社対象会社以外の会社を原則5年間保有可能とする特例制度が平成24年保険業法改正で新設され、一定の期間が経過する中で、特例の対象の拡大に係るニーズや必要性等を踏まえ、保険会社が外国の銀行、有価証券関連業、信託業、金融関連会社等を買収する場合、子会社対象会社以外の会社についても、原則5年の保有を認めるための見直しに向けて検討を行います。</p> <p>なお、外国の関連法人等の子会社等の業務範囲規制の緩和については、実務上の必要性や保険業法第100条に規定する他業の制限の趣旨等に留意しながら、検討を行います。</p>
129	10月16日	12月6日	1月17日	金融・証券・保険	保険会社の特定子会社(ベンチャーキャピタル子会社)の保有比率10%超投資対象企業の範囲等の拡大	<p>【要望の具体的内容】</p> <p>①業法施行規則56条5項各号の10%超投資可能先の要件に関し、中小企業新事業活動促進法の「新規中小企業者」の概念を導入し、設立5年未満の会社で現行の要件を撤廃、または、同法「特定新規中小企業者」の定義に係る新規事業活動従事者数が一定以上の会社などを、要件に追加すべきである。又は、「その他ベンチャーキャピタル投資の趣旨から逸脱しない会社」等を要件に追加すべきである。</p> <p>②投資先企業が成長し、資本金や従業員数等の中小企業の要件から外れても、初回投資時に要件を満たしている企業は10%超となる追加投資を可能とすべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】</p> <p>①に関して、現状の規制では、保険会社自体は子会社と合算して国内の会社の10%を超える議決権の取得または保有ができないが、例外的に、保険会社の特定子会社であるベンチャーキャピタルが「新規事業分野開拓会社」(いわゆるベンチャー企業)に投資する場合は、10年以内限り、その合算対象から除かれる。</p> <p>新規事業分野開拓会社には、非上場の中小企業のうち、設立10年以内でかつ試験研究費等の割合が総収入額の3%超などの要件があり、現状の規制の枠組みでは10%超の投資可能先を限定列挙的に認めていることから、今後新たな投資可能先を順次追加する方法も考えられる。</p> <p>一方、情報技術をはじめ目まぐるしい技術革新を背景に、法令が予定していない新たな業種・産業が登場してきた場合、機動的な投資を可能とする観点からは、新たな事業分野を開拓する会社の支援というベンチャーキャピタル投資の趣旨から逸脱しない範囲内において、都度の法令改正を待たずとも投資可能先として当てはめることができるようなバスケット条項の追加が有効であると思われる。</p> <p>また②に関して、近年ベンチャーキャピタルの投資段階が、企業のより初期の段階へと広がる動きもあるが、このような企業の投資については、リードベンチャーキャピタルとしてガバナンスの観点から相当シェアを維持しつつ、成長に合わせた段階的な投資を行うケースもある。</p> <p>今後ますますこうした様々な事業の成長や投資形態が見込まれる中、より多くの企業に対し柔軟に投資ができるような規制が必要だと思われる。当要望の実現によって、より多くの優良なベンチャー企業に対しての資金供給を通じた、新しい産業の創出や企業成長の促進、経済活性化に貢献することができると考えられる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	金融庁	<p>保険会社又はその子会社は、国内の会社の議決権の10%以上を取得・保有してはならないとされている一方、新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社の特定子会社を通じた議決権の取得・保有は、子会社に該当しないものとみなされます(保険業法第107条)。具体的には、保険業法施行規則第56条第5項の規定により、研究開発型の新規企業や経営革新に取組む既存事業者等となっています。</p>	検討に着手	保険業法施行規則第56条	<p>①金融審議会「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ」における議論を踏まえ、サービス業等の業種を対象としやすくする、第二創業を含める、投資の対象期間を10年から15年に延長するといった見直しを保険分野についても検討を行います。</p> <p>②金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」における議論を踏まえ、保険会社のベンチャーキャピタル子会社がリードベンチャーキャピタルとして出資を行っている場合には、出資先が中小企業であるか否かにかかわらず、上場までの間に限り、ベンチャー企業に追加出資できるよう特例の緩和の検討を行います。</p>
130	10月16日	12月6日	1月17日	金融・証券・保険	保険契約の解約返戻金がないことを記載した書面の交付義務緩和	<p>【要望の具体的内容】</p> <p>保険料の計算に際して予定解約率を用い、かつ保険契約の解約返戻金を支払わないことを約した保険契約(以下「当該保険契約」という。)の保険募集に際して、解約返戻金がないことを保険契約者に説明するための方法は「書面の交付」に限定されているが、これを緩和し、相手方の同意があった場合に、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができるよう要望する。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】</p> <p><規制の現状></p> <p>当該保険契約の保険募集に際して解約返戻金がないことを保険契約者に説明するための方法としては、現状、「書面の交付」のみに限定されている。</p> <p><要望理由></p> <p>一方、昨今のインターネット環境の普及に伴い、インターネットを活用した保険契約申込手段の提供を通じて、消費者の利便性に大きく貢献しているものと思料する。</p> <p>しかしながら、当該保険契約においては書面交付が必須であることから、例えば、インターネットによる保険募集を行う場合であっても、インターネットのみでは申込みが完結せず、郵送等による書面のやり取りが一定発生することから、現在の規制はインターネット申し込みの利便性を阻害する要因となっている。</p> <p><要望が実現した場合の効果></p> <p>当該説明の必要性を法的に措置しておくことを否定するものではないが、その方法を「書面の交付」に限定せず、この規制を緩和して、相手方の同意があった場合には、電磁的方法による提供を可能とし、消費者利便の向上を図りたい。</p>	(一社)日本経済団体連合会	金融庁	<p>保険会社は、無解約返戻金保険契約について解約返戻金がない旨を書面の交付により説明を行うことを確保する措置を講じなければなりませんとされています。</p>	検討に着手	保険業法施行規則第11条第6号、第53条第1項第3号	<p>あらかじめ契約者の承諾を得ておくことを前提に、説明書面を電磁的方法により提供することを可能にすることについて、保険契約者等保護に留意しつつ、平成25年度中に検討を行い、結論を得ます。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
131	10月16日	12月6日	1月17日	金融・証券・保険	少額短期保険主要株主承認申請に係る取締役等の住民票の抄本提出の廃止	<p>【要望の具体的内容】 少額短期保険主要株主承認申請において、保険持株会社および保険会社が株主となる場合、取締役等の住民票の提出を不要とする。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 少額短期保険事業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になろうとする者に関する承認申請にあたって、その者が法人である場合の取締役、執行役、会計参与および監査役の履歴書について、住民票の抄本の提出が必要とされ、また個人である場合の当該者の氏名、住所または居所および職業を記載した書類についても住民票の抄本の提出が必要となっている。</p> <p>＜要望理由＞ そもそも保険持株会社および保険会社は保険業法の管下におかれた存在であり、同法施行規則85条において取締役等の就任、退任は届出の対象となっているため、少額短期保険主要株主承認申請にあたって、ことさらに取締役等の住民票の提出を求める必要はないものと考えられる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	金融庁	少額短期保険事業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になろうとする者に関する承認申請書の添付書類として、その者が法人である場合には、保険業法施行規則第211条の72第3項第1号において、取締役、執行役、会計参与及び監査役の履歴書の添付を規定しています。また個人である場合には、同施行規則第211条の72第3項第2号において、当該者の氏名、住所又は居所及び職業を記載した書類を提出させることと規定しています。さらに少額短期保険業者向けの監督指針Ⅲ-2-7-3において、当該履歴書又は当該者の氏名、住所又は居所及び職業を記載した書類の添付書類として住民票の抄本の提出を記載しています。	対応	少額短期保険業者の主要株主については、承認をうけることと規定されており、住民票の抄本は、当該承認基準を満たしているかどうかの確認を行う際の資料(公的書類による本人確認等)として必要です。 本件については、既に第1回規制改革ホットラインにおいて同様の要望を受けており、金融庁の監督下にある保険会社等に関して、他の方法で代替可能かを検討した結果、保険会社の常務に従事する取締役については、住民票の提出を受けなくても当該承認基準を満たしていることを確認することが可能との結論に達しました。当該検討結果を踏まえ、本年12月、少額短期保険業者監督指針の改正案を公表したところであり、今後、所要の手続きを行い、速やかに適用させる予定です。	
132	10月16日	12月6日	1月17日	金融・証券・保険	投資法人の計算書類等の投資主への電磁的提供制度の緩和	<p>【要望の具体的内容】 投資法人による計算書類等の投資主への提供に関して、その全部または一部につき書面によらず電磁的な方法によって提供することを実務上可能とする制度を導入されたい。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 投資信託の活用を一層促進するためには、個人投資家を含めた多くの投資家に資産の運用状況等に関する情報を理解し易く提供することが課題となる。</p> <p>投資法人の計算書類等については、電磁的方法による提供が投資法上認められているものの、投資主の個別の承諾を得ることが義務付けられており、電磁的方法による提供が実務上著しく困難となっている。そのため、投資家に大部にわたる書面が交付され、投資家が適切に投資判断を行う上での障害となっている。</p> <p>一方、投資信託の運用報告書については平成25年6月19日公布の金融商品取引法等の一部を改正する法律において二段階化(重要事項を記載した書面の交付を義務付けその他の事項は電磁的方法による提供を可能とする改正)がなされている。また、株式会社については計算書類等の一部についてウェブサイト上への掲載を以て株主への提供とみなす制度があり、上場投資信託については運用報告書の受益者への交付義務が免除されている。</p> <p>そこで、例えば、投資法人の計算書類等について、ウェブサイト上に掲載・開示する措置により、投資家への書面での交付義務を軽減する制度等、計算書類等の交付簡便化を実務上可能にする方策の導入が望まれる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	金融庁	投資法人の執行役員は、計算書類等について、役員会の承認後遅滞なく投資主に通知・提供しなければなりません。しかし、個別の投資主の承諾を得ていれば、ウェブサイトまたは電子メールによって提供することが可能であるとされています。	対応不可	投資信託及び投資法人に関する法律第131条第4項 投資信託及び投資法人に関する法律施行令第92条 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第173条	主たる業務である資産運用をはじめとして、各種業務の外部委託が義務づけられている投資法人の場合、構造的に利益相反取引が起こりやすいことから、これを監視するという意味合いもあり、計算書類等の重要性は非常に高いと考えられます。こうした観点から、投資法人の計算書類等について、投資主の承諾なしに、ウェブサイト上で記載・開示する措置により、書面での交付義務の省略等を行うことについては、投資者保護の観点から対応することは困難です。
133	10月16日	12月6日	1月17日	金融・証券・保険	貸金業法の規制対象の明確化	<p>【要望の具体的内容】 親会社と会社法上の「実質子会社」との間の資金の貸し借りについて、貸金業法の規制の対象とすべきではない。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 貸金業法第2条に定める貸金業については、同法第3条の登録を要することとされているが、旧商法上の親子関係(一方が他方の総議決権数の過半数を保有する関係)にある会社間における資金の貸し借りについてはこの適用がないものとの回答が示されている(平成18年7月21日付「金融庁における法令適用事前確認手続(回答書)」)。</p> <p>他方、親会社と会社法上の「実質子会社(会社法施行規則3条3項2号に基づき子会社とされるもの)」との間の資金の貸し借りについては、貸金業法が適用されることとされている(平成24年7月9日付「金融庁における法令適用事前確認手続(回答書)」)。</p> <p>貸金業法が貸金業者に対し登録を義務付けている趣旨は、高利貸し、過剰融資、過酷な取立行為等を防止し、「貸金業を営む者の業務の適正な運営の確保及び資金需要者等の利益の保護を図る」(貸金業法第1条)点にあるところ、実質親子会社間においてこれらの行為が行われることは想定しがたい。</p> <p>連結会計上、旧商法上の子会社と会社法上の実質子会社とが取扱いにおいて全く区別されていないことに照らしても、旧商法上の親子会社関係と法令の適用を区別する理由はない。よって、親会社と会社法上の「実質子会社」との資金の貸し借りについても、貸金業法の規制の対象とならないこととすべきである。</p> <p>共通の完全親会社の傘下にある兄弟会社間の貸付についても、過剰貸付け等の懸念はないと考えられることから、貸金業法の対象とならないことを明らかにすべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	金融庁	親会社が、子会社に貸付けを行い、または子会社から借入れを行う場合及び一人会社(株主が一人しかいない会社)から、その株主である会社(完全親会社)への貸付け、完全親会社を同じとする一人会社に対する貸付けについては、業として行っていない限り、貸金業法第2条第1項の貸金業には該当せず、同法第3条に規定する貸金業の登録は不要となっています。	検討に着手	貸金業法第2条第1項、第3条、貸金業法施行令第1条の2	親子会社間・兄弟会社間の貸付けについては、資金需要者の保護及び企業の資金管理の効率化の観点から、規制の見直しに向けた検討を行います。
134	10月17日	12月24日	1月17日	金融・証券・保険	個人向け国債を教育資金贈与信託の信託財産の運用対象とすること	<p>・現状、個人向け国債を教育資金贈与信託の信託財産で購入することは認められていない。</p> <p>・個人向け国債を教育資金贈与信託の信託財産で購入することを可能としていただきたい。</p> <p>・教育資金贈与信託は、高齢者世代から孫世代への資産移転を後押し、子育て世代の教育費負担軽減を通じて経済の活性化に繋がることを目的に平成25年度税制改正において新たに創設された制度(租税特別措置法第70条の2の2)である。</p> <p>・教育資金贈与信託は、受益者の直系尊属が委託者となり、この受贈者を受託者とする信託であり、受益者は個人に限定されている(租税特別措置法第70条の2第2項)。</p> <p>・教育資金贈与信託の運用対象は、特段の制約はなくその制度趣旨から安定的な運用を顧客は望んでいるが、個人向け国債については、個人向け国債の発行等に関する省令等の定めがあることにより、教育資金贈与信託の信託財産で購入することができない。</p> <p>・個人向け国債は、元本保証、最低金利保証など、安全性が高い商品であり、教育資金贈与信託で個人向け国債の購入が可能になれば安全運用の選択肢が拡大することが可能となるため、個人向け国債を教育資金贈与信託の信託財産で購入することを可能としていただきたい。</p> <p>・また、教育資金贈与信託に購入が認められれば、国債の安定消化にも資すると思われる。</p> <p>・なお、すでに特定贈与信託(特定障害者扶養信託)については、個人向け国債をその信託財産の運用対象とすることが認められている。</p>	一般社団法人信託協会	財務省	個人向け国債は、「個人が保有することを目的」(個人向け国債の発行等に関する省令第2条)としており、保有は原則として個人に限定されています。	対応不可	国債二関スル法律(明治39年法律第34号)第2条の2 個人向け国債の発行等に関する省令(平成14年財務省令第68号)第2条、第5条 個人向け国債の発行等に関する省令第5条に規定する者を定める件(平成15年財務省告示第6号)	・個人向け国債は投資家層の多様化の一環としての個人保有促進のために特別に商品設計されています(最低金利保証、中途換金)。 ・教育資金贈与信託においては、信託財産の運用に関する判断は受託者である信託銀行等金融機関が行っていることなどから、保有対象を拡大することは適当ではありません。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
135	10月18日	12月24日	1月17日	金融・証券・保険	国際協力銀行による本邦民間銀行向け貸付(ツーステップローン)の要件緩和	株式会社国際協力銀行法第十一条三号及び第十二条六項二号に基づき、本邦法人の海外事業への貸出を資金使途として実行されるJBICの本邦民間銀行向け貸付(TSL)について、資金使途における法人の範囲に、現行の「中堅・中小企業」に加え、「大企業」を加えて頂きたい。 【要望理由】 ・昨今の外貨調達コストの高止まり等、金融機関を取り巻く国際金融市場の環境変化により本邦民間銀行の外貨資金調達(特に長期の米ドル調達)に影響が生じうることを考慮すれば、JBICによるTSLの重要性はより一層高まりつつあるといえる状況。 ・一方、海外の日系取引先の外貨資金調達意欲は、会社規模によらず引き続き堅調。斯かる中、上述の通り、国際協力銀行法第十二条六項二号を根拠とするTSLにおいては、大企業の海外事業に対する貸出を資金使途とすることができない。 ・そもそも、TSLの目的である「本邦産業の国際競争力の維持」は、企業規模によらず、全体としてその達成が図られるべきものであり、その意味で、中堅・中小企業に範囲を限定する現行の制度はその趣旨に必ずしも沿っていないと考えられる。また、国際金融市場に関する上述の近時環境変化を踏まえても、現行のTSLの制度を中堅・中小企業のみに限定する意味は乏しい。 ・以上の理由から、上記要望を行うもの。	都銀懇話会	財務省	株式会社国際協力銀行法第十一条三号及び第十二条六項二号に基づき、本邦法人の海外事業への貸出を資金使途として実行されるJBICの本邦金融機関向け貸付は、①中堅・中小企業又は中堅・中小企業の出資にかかる出資外国法人等向け(株式会社国際協力銀行法第十二条六項二号イ)及び②海外M&A向け(株式会社国際協力銀行法第十二条六項二号ロ)に限り、行うことができるとされています。	対応不可(一部、現行制度下で対応可能)	株式会社国際協力銀行法第十二条六項二号及び第三号	株式会社国際協力銀行法第十二条六項二号が規定する本邦金融機関向けツーステップローンの資金使途は、資源以外の分野でJBICが我が国法人等に対する貸付を行うことができる分野(中堅・中小企業向け及び海外M&A)と整合的になる形で制度設計されています。また、中堅・中小企業向けについては、本邦金融機関の顧客ネットワークの活用により、JBICの限られた経営資源では対応困難な幅広い支援を可能とすることにより、政策効果を発揮することを企図するものです。大企業向けを新たに資金使途に加えることは、すなわち政策金融の対象範囲拡大につながるものであり、政策金融の果たすべき役割を踏まえ、追加は困難と考えます。 なお、株式会社国際協力銀行法第十二条六項第三号において、国際金融秩序の混乱により我が国の法人等の海外における事業の遂行が著しく困難となった場合は、財務大臣がJBICの業務の特例として定めることにより、大企業を含む我が国法人等に貸付を行うことができる旨規定しております。
136	10月18日	12月24日	1月17日	金融・証券・保険	シンジケートローンにおける資産査定結果の統一化	シンジケートローンにおける資産査定結果の統一化(例えば、日本型SNC(Shared National Credit))を制度化する等、参加金融機関がエージェン特行等の資産査定結果に依拠できるようにしていただきたい。 【要望理由】 ・シンジケートローンにおいては、取引の仕組み上、契約条件に伴い、参加金融機関に対して与信管理に必要な情報が共有されることが想定されているが国外に債務者が存在するクロスボーダー・シンジケートローン等においては、与信管理に直結しない契約外の情報については、エージェン特行等と参加金融機関との間で情報の格差が生じる可能性が想定される。こうしたなか、金融庁検査等において契約外の情報も考慮した資産査定がなされることなどを懸念して、地域銀行等の金融機関がシンジケートローンへの参加に踏み切れないケースが見受けられる。 ・この点、米国では、SNC(Shared National Credit)という制度が存在し、3行以上の金融機関が参加して実行される総額2,000万ドル以上のローン等について、当局がエージェン特行に対して実施した査定結果を各参加金融機関に通知し、各参加金融機関は原則としてそれを自己査定とすることとされている(SNCの対象案件は、エージェン特行以外の個別行の検査においてはレビューの対象とならない)。 ・日本においても類似の制度が導入されれば、地域銀行等の参加金融機関において、自己査定の効率化や市場参加への安心感の醸成を通じて、シンジケートローンへの参加の障壁が下がることになり、ローン市場の発展が期待できる他、金融検査の効率化にも資すると考えられる。ただし、斯かる制度を導入する上では、参加金融機関における与信判断・与信管理の自己責任原則の観点から、参加金融機関のモラルハザードやエージェン特行等に対する過度の依拠や責任転嫁を防止する観点での手当てをあわせて検討する必要がある。	都銀懇話会	金融庁	シンジケートローンの資産査定については、金融検査マニュアル等において、与信一般の資産査定と区別した独自の規定はありません。したがって、一般的には、エージェン特行及び各参加金融機関は、通常の与信と同様、金融検査マニュアルにおける与信一般の資産査定に関する規定等を参考にしつつ、それぞれが保有する情報を用いて自らの判断により自己査定を行っていると考えられます。	現行制度下で対応可能	-	シンジケートローンの参加金融機関が自ら行う資産査定において、エージェン特行等より必要となる情報の提供を受けて、当該融資に係る資産査定を行うことについて、特段の規制等は存在していません。 なお、当該参加金融機関が、自己査定を行うにあたり、どのような情報が必要か、どの程度の情報をエージェン特行等より提供を受けられるかについては、各参加金融機関とエージェン特行との間で調整・判断されるべきものと考えます。 金融検査においても、上記を踏まえ、エージェン特行からの情報を含め、必要な情報に基づき自己査定が行われているかを検証していくこととなります。
137	10月18日	12月24日	1月17日	金融・証券・保険	ABLの普及促進に資する子会社金融関連業務の追加	①銀行及び銀行持株会社の子会社による金融関連業務について、グループ会社間の事業性融資の保証業務を解禁いただきたい。 ②グループ会社間の事業性融資の保証業務の全面的解禁が困難な場合、少なくとも、銀行等による動産・債権担保融資(ABL)に係る保証業務に限定し(例えば、銀行又は銀行持株会社の子会社が担保取得し、当該担保の価値を裏付けとし、融資取扱銀行に債務保証を行う場合等)、取扱いを認めて頂きたい。 【要望理由】 ・我が国中小企業における主要な資金調達手段である銀行融資については、従来、不動産や人的保証による信用補完が中心であったが、近年、不動産・保証に依存しない融資手法として、ABLに期待が寄せられており、経済産業省「ABL研究会報告書」では潜在市場は78兆円とされている(22年3月末残高は3,000億円程度)。 ・米国では、1980年代からABLへの取組みが本格化し、事業向け融資に占める比率は約20%とされる一方で、我が国においては企業向け融資に占める割合は0.1%程度にとどまっている(平成23年6月日銀レビューより)。 ・ABLの普及に向け、平成24年6月の法改正により、子会社従属業務に「担保の目的となっている財産の換価・処分」が追加され、動産担保の評価・管理・換価プロセスを銀行グループに内製化することが可能となった。 ・各銀行においてABLに注力する動きも見られるが、担保の多様性故にノウハウの定着化が進まず、結果としてABL普及が加速しない側面もある。このため、住宅ローン等と同様にグループ保証会社に実務を集約することによって、プロセスの標準化・効率化や、ノウハウの高度化が可能となり、今後のABL普及に資すると考えられる。	都銀懇話会	金融庁	銀行及び銀行持株会社は、子会社対象会社以外の会社を子会社としてはない。(銀行法第16条の2、52条の23、同法施行規則第17条の2、第17条の3、第34条の16)貸付金担保の評価に係る子会社対象会社として、担保評価・管理会社(他の事業者の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となっている財産の管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務を行なう会社)が認められている。(銀行法施行規則第17条の3第1項第10号、第34条の16第3項第10号)	検討を予定	銀行法施行規則第17条の3第1項第10号、第17条の3第2項第3号、第34条の16第3項第10号、銀行法施行規則第17条の3第2項第3号及び第三十八号の規定に基づき銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件第1条第1項	現行制度上、銀行等が、当該銀行等が供与する事業性ローンに対し保証を行う会社を子会社とすることは、銀行等グループとしてのリスク管理の適切性や経営の健全性等の観点から、原則として禁止しています。 今回頂いたご要望については、上記の観点に加え、顧客企業の利便性等の観点も踏まえ、総合的かつ慎重に検討を行います。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
138	10月18日	12月24日	1月17日	金融・証券・保険	銀行保有資産の有効利用に資する業務規制の見直し	銀行が保有する事業用不動産の賃貸等を行う場合に関して、グループ会社向けの賃貸等については例外的に許容するなど、監督指針上の要件見直しも含め弾力的な運用を可能として頂きたい。 【要望理由】 ・銀行の他業禁止規制の趣旨は、銀行が銀行業以外の業務を営むことによる異種リスクの混入阻止、利益相反取引の防止、銀行業務に専念することによる効率性の発揮にあるとされている。(監督指針V-3-1) ・この点、銀行が保有する事業用不動産をグループ会社向けに賃貸等を行うことについては、銀行本体及びグループ会社に対して業務範囲規制やアームズ・レングス・ルールが課されていることに鑑みれば、異種リスクの混入や利益相反取引が生じる懸念は小さい。 ・また、賃貸不動産が自用不動産を大幅に上回るなどの特殊事情がない限り、銀行経営の効率性が阻害される懸念についても小さく、むしろ、グループ会社の拠点集約など柔軟なリプレイスの選択肢が増えることにより、銀行の経営の効率化に寄与することも考えられる。 ・さらに、本件見直しを通じて、銀行・信託・証券等のグループ会社が、同一の拠点においてワンストップで多様な金融サービスを提供することが可能となり、顧客利便性の向上にも資するものと考えられる。 ・翻って、銀行の店舗統合等で生じた遊休不動産について、当該地での事業継続性等の観点から銀行として継続保有せざるを得ない場合が少なからずあるが、本件規制の存在にも起因し、長期に亘って空き家となっているケースがある。このような物件は、地域の一等地に立地している場合が多いが、街のにぎわいを阻害しており、地元商工会・自治体等からテナントを入居させて欲しいと改善要望を受けることもある。 ・このような(賃貸目的で新たに取得したものではない)遊休不動産を賃貸することについては、広く不動産賃貸業を営むことは異なり規模が限定的、かつ遊休資産の有効利用という点で銀行の経営の効率化にも寄与するものであり、また、地域の活性化にも資する点にも鑑み、監督指針を見直していただきたい。	都銀懇話会	金融庁	「主要行等向けの総合的な監督指針V-3-2」において、「その他付随業務」を行う場合の要件の明確化を図っています。	現行制度下で対応可能	銀行法第10条第2項	銀行は、公共性の高い企業であることから、可能な限り固有業務に専念し金融仲介機能を発揮する必要があるが、また、固有業務のサービス水準の低下を防止する必要があることから、他業を営むことが禁止されています。 現状、銀行の業務が「その他の銀行業に付随する業務」の範疇にあるかどうかについては、銀行における他業が禁止されていることに十分留意し、監督指針に記載されている以下のような観点を総合的に考慮した上で、銀行が個別に判断する扱いとなっています。 ① 当該業務が法第10条第1項各号及び第2項各号に掲げる業務に準ずるか。 ② 当該業務の規模が、その業務が付随する固有業務の規模に比して過大なものとなっていないか。 ③ 当該業務について、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性が認められるか。 ④ 銀行が固有業務を遂行する中で正当に生じた剩剰能力の活用に至るか。 また、このうち特に、銀行が事業用不動産等の賃貸を行わざるを得なくなった場合に満たすべき要件について、以下のとおり監督指針に記載しています。 ① 行内の業務としての積極的な推進態勢がとられていないこと。 ② 全行的な規模での実施や特定の管理業者との間における組織的な実施が行われていないこと。 ③ 当該不動産に対する経費支出が必要最低限の改装や修繕程度にとどまること。ただし、公的な再開発事業や地方自治体等からの要請に伴う建替え及び新設等の場合においては、必要最低限の経費支出にとどまっていること。 ④ 賃貸等の規模が、当該不動産を利用して行われる固有業務の規模に比較して過大なものとなっていないこと。 銀行が保有する事業用不動産のグループ会社向けの賃貸についても、上記に基づき判断していただくことと考えます。
139	10月18日	12月24日	1月17日	金融・証券・保険	株式担保付シークレットローン債権の債権譲渡時の振替手続きの簡素化	新質権口座を開設することなく、既存質権口座において債権譲渡を実施した金融機関(以下、新規行)を追加すること(共有者名義の変更)で完結させたいもの。(例)当初「A行、B行及びC行」が参加する株式担保付シークレットローン案件で、今般A行からD行に一部債権譲渡を実施。⇒既存質権口座(名義はA行、B行及びC行の連名)にD行を追加する共有者名義口座の変更を実施することでD行の効力発生要件を充足させる。 【要望理由】 ・債権譲渡の度に新質権口座を開設することで口座開設の事務手間が発生すること。・既存参加金融機関(以下、既存行)から新質権口座開設の為に資格証明書等の本人確認資料を徴求しており、既存行の事務の手間がかかる。	都銀懇話会	金融庁 法務省	振替株式について設定されていた質権が移転した場合の手続については、社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という。)上、これを直接規定する明文の規定はありません。	対応不可	-	振替株式に設定されたA、B及びCを質権者とする質権の被担保債権につきAの有する債権の一部がDに譲渡された場合に、口座名義人IにDを追加することによって対応することの是非については、振替法第141条その他の振替法全体の構造との整合性を踏まえて、慎重に検討する必要があります。
140	10月22日	12月24日	1月17日	金融・証券・保険	信用保証協会保証付債権の譲渡に関わる要件の緩和	再生ファンド等に譲渡する際の要件として、現状認められている中小企業再生支援協議会の策定支援計画等に加え、「認定支援機関が関係者と合意のうえ策定した再生計画」を追加する。 【提案理由】 中小企業再生支援協議会等が関与していない計画に基づいて再生支援を行う場合、「保証付債権」を再生ファンド等に譲渡できず、中小企業の再生が迅速に行われない事例もみられる。認定支援機関は、国が認定している機関であり、再生の公平性及び客観性が確保されるとみられるため、「認定支援機関が関係者と合意のうえ策定した再生計画」については、「保証付債権」を再生ファンド等に譲渡出来るよう要件を追加していただきたい。 これにより、認定支援機関を中心とした事業再生が活発化すれば、事業再生の実効性がより一層高まるものとする。	一般社団法人第二 地方銀行協会	経済産業省	以下のいずれかの計画に基づく場合に、保証付債権を再生ファンド等に譲渡することが可能です。 ・中小企業再生支援協議会が策定を支援した計画 ・独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第47条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画 ・株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画 ・株式会社地域経済活性化支援機構が株式会社地域経済活性化支援機構法第25条の規定により再生支援決定を行った事業再生計画 ・私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画 ・産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に規定する特定認証紛争解決事業者による特定認証紛争解決手続に従って策定された事業再生計画 ・個人債務者の私的整理に関するガイドラインに基づき成立した弁済計画 ・産業復興相談センターが策定を支援した再生計画 ・株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第19条の規定により支援決定を行った事業再生計画	対応不可	中小企業信用保険法第3条第5項、中小企業信用保険法施行令第1条の3	保証制度による中小企業資金繰り支援については、信用保証協会と金融機関が適切な責任分担を図り、両者が連携して、融資後における経営支援や再生支援を行うことが基本であり、金融機関が期中において信用保証付債権を再生ファンド等に譲渡できるのは、中小企業者の再生の公平性及び客観性が確実に担保されている場合に限るのが適当です。
141	10月22日	12月24日	1月17日	金融・証券・保険	不良債権開示における「リスク管理債権」と「金融再生法開示債権」の一元化	事務負担軽減等の観点から、不良債権開示の一元化を図る。 【提案理由】 「リスク管理債権」は、米国基準との同等性等の観点から開示が求められているが、米国一国の基準に拘ることに合理性はないと考える。他方、「金融再生法開示債権」は、(1)対象資産の範囲が貸出金だけでなく総与信に拡大されている。(2)債権ベースではなく債務者ベースで開示、という点で自己査定に準じた開示内容になっており、「リスク管理債権」を並行開示する意義は乏しい。また、事務負担の軽減にも資すると考えるので、是非一元化を図っていただきたい。	一般社団法人第二 地方銀行協会	金融庁	銀行法施行規則第19条の2に基づき、貸出金のうちリスク管理債権に該当するものを、銀行は半期、協同組織金融機関は年度ごとに開示します。また金融再生法施行規則第4条に基づき、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返金等の「金融再生法開示債権」の査定結果も、銀行は半期、協同組織金融機関は年度ごとに公表します。	検討を予定	銀行法第21条、銀行法施行規則第19条の2、金融再生法第6条、第7条、金融再生法施行規則第2条、第4条、第6条	リスク管理債権については、長期の時系列での比較可能性や連結情報の報告開示の観点から、依然として重要な指標であると考えられます。「リスク管理債権」と「金融再生法開示債権」を一本化することについては、このような各々の開示が有する目的や意義等を十分に踏まえるとともに、銀行等の負担の軽減を考慮しつつ、慎重に検討を行います。
142	10月29日	12月24日	1月17日	金融・証券・保険	信金法に基づくリスク管理債権の開示と金融再生法に基づく資産査定開示の一本化	信金法に基づくリスク管理債権と、金融再生法に基づく資産査定とは、開示の対象となる債権とその開示基準が異なっており、事務上煩雑であるとともに、顧客にとってもわかりにくい開示内容となっていることから、情報開示等の基準を一本化していただきたい。	一般社団法人全国 信用金庫協会、信 金中央金庫	金融庁	銀行法施行規則第19条の2に基づき、貸出金のうちリスク管理債権に該当するものを、銀行は半期、協同組織金融機関は年度ごとに開示。また金融再生法施行規則第4条に基づき、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返金等の「金融再生法開示債権」の査定結果も、銀行は半期、協同組織金融機関は年度ごとに公表。	検討を予定	信金法第89条で準用する銀行法第21条、信金法施行規則132条、133条、金融再生法第6条、第7条、金融再生法施行規則第2条、第4条、第6条	現状、不良債権については、信金だけでなく、銀行等においても、リスク管理債権の開示と金融再生法に基づく資産査定の公表を行っているところです。これらを一本化することについては、各々の開示が有する目的や意義等を十分に踏まえるとともに、信金や銀行等の負担の軽減を考慮しつつ、慎重に検討を行います。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
143	10月31日	12月24日	1月17日	金融・証券・保険	少額短期保険主要株主承認申請に係る取締役等の住民票の抄本提出の廃止	<p>【具体的内容】 少額短期保険主要株主承認申請において、保険持株会社および保険会社が株主となる場合、取締役等の住民票の提出を不要とする。</p> <p>【理由】 少額短期保険事業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になろうとする者に関する承認申請にあたって、その者が法人である場合の取締役、執行役、会計参与及び監査役の履歴書について、住民票の抄本の提出が必要とされ、また個人である場合の当該者の氏名、住所又は居所及び職業を記載した書類についても住民票の抄本の提出が必要となっている。そもそも保険持株会社および保険会社は保険業法の管下におかれた存在であり、同法施行規則85条においても取締役等の就任、退任は届出の対象となっているため、少額短期保険主要株主承認申請にあたって、ことさらに取締役等の住民票の提出を求める必要はないものと考えられる。</p>	一般社団法人 日本損害保険協会	金融庁	少額短期保険事業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になろうとする者に関する承認申請書の添付書類として、その者が法人である場合には、保険業法施行規則第211条の72第3項第1号において、取締役、執行役、会計参与及び監査役の履歴書の添付を規定しています。また個人である場合には、同施行規則第211条の72第3項第2号において、当該者の氏名、住所又は居所及び職業を記載した書類を提出させることと規定しています。さらに少額短期保険事業者向けの監督指針Ⅲ-2-7-3において、当該履歴書又は当該者の氏名、住所又は居所及び職業を記載した書類の添付書類として住民票の抄本の提出を記載しています。	対応	少額短期保険業者監督指針Ⅲ-2-7-3、保険業法第272条の31、第272条の32及び第272条の33同施行規則第211条の72	少額短期保険業者の主要株主については、承認をうけることと規定されており、住民票の抄本は、当該承認基準を満たしているかどうかの確認を行う際の資料(公的書類による本人確認等)として必要です。本件については、既に第1回規制改革ホットラインにおいて同様の要望を受けており、金融庁の監督下にある保険会社等に関して、他の方法で代替可能かを検討した結果、保険会社の常務に従事する取締役については、住民票の提出を受けなくても当該承認基準を満たしていることを確認することが可能との結論に達しました。当該検討結果を踏まえ、昨年12月、少額短期保険業者監督指針の改正案を公表したところであり、今後、所要の手続きを行い、速やかに適用させる予定です。
144	10月31日	12月24日	1月17日	金融・証券・保険	保険会社本体の付随業務であるビジネスマッチング業務の拡大	<p>保険会社が「その他の付随業務」として行うことのできる「ビジネスマッチング業務」について、現行監督指針において「金融商品取引業者等への投資信託委託会社又は資産運用会社の紹介に係る業務」が可能だが、これに加えて、保険会社による投信商品の説明および投信商品パンフレットの配布が可能となるよう追記したい。または、施行規則において保険会社が行うことのできる「業務の代理」に、「系列投信会社等による投信販売契約の締結の代理」を追記したい。</p> <p>・現行法令上、保険会社の業務範囲については、保険業法第98条の「その他の付随業務」、監督指針Ⅲ-2-14-1の「ビジネスマッチング業務」に基づき、「有価証券関連業を行う金融商品取引業者等への投資信託委託会社又は資産運用会社の紹介に係る業務」を行うことが認められている一方、公募投信の「個別の商品内容」に係る紹介及び説明は認められていないと解されている。</p> <p>・しかしながら「ビジネスマッチング業務」として、保険会社が系列投信会社等を金商業者等へ紹介した結果、当該金商業者等から、系列投信会社等が取り扱う個別の投信商品の内容に関する照会を受けることがあるが、現在の「ビジネスマッチング業務」では保険会社で対応することは認められていないと解されているため、改めて系列投信会社等自身が当該金商業者等に対する個別の商品内容の紹介及び説明を行う等の煩雑な手続きが必要となっている。</p> <p>・また、投信会社側からみても、自らの営業体制だけでは、多くの金商業者等に対して、広く商品提供することが困難なものもあり、国民の視点からは、多様なニーズに応える投信商品の提供を受ける機会を逸しているとも言える。</p> <p>・このため、左記の通り、「ビジネスマッチング業務」について、現行監督指針上の「金融商品取引業者等への投資信託委託会社又は資産運用会社の紹介に係る業務」に、「当該投資信託委託会社又は資産運用会社が提供する商品の説明・パンフレットの配布」も含まれる旨追記頂くか、または、施行規則に保険会社が行うことのできる「業務の代理」に、「系列投信会社等による投信販売契約(投資信託委託業者が金融商品取引業者または登録金融機関との間で締結する「投資信託受益証券の募集・販売の取り扱い等に関する契約」の締結の代理)を追記したい。</p>	(社)生命保険協会	金融庁	保険会社は、保険業法第98条第1項及び保険業法施行規則第51条の業務のほか、「その他の付随業務」を行うことができます。「その他の付随業務」のうち、従来から固有業務と一体となって実施することを認められてきた「ビジネスマッチング業務」については、固有業務と切り離して行う場合も「その他の付随業務」に該当するものとしており、有価証券関連業を行う金融商品取引業者等への投資信託委託会社又は資産運用会社の紹介に係る業務についても「その他の付随業務」に含まれるものとされています(保険会社向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-14-1(1)(注)3)。	検討	保険業法第98条第1項、保険業法施行規則第51条、保険会社向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-14-1「その他の付随業務」の取り扱い(1)	保険会社向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-14-1に記載される「ビジネスマッチング業務」とは、その文言や保険業法第98条第1項に規定される「その他の付随業務」の解釈に照らして、他人間の契約締結への関与が小さい紹介行為等を予定しており、「ビジネスマッチング」業務として投信販売契約の「代理又は媒介」を一律に含めることは適当ではありません。なお、同法施行規則第51条に規定される付随業務として、既に認められている金商業者等の投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又はこれらの契約に係る事務の代行(同条第6号)に加え、投信販売契約の代理又は媒介を新たに追加することが可能かについては、同法第100条に規定される他業禁止の趣旨等に照らして検討をいたします。
145	10月31日	12月24日	1月17日	金融・証券・保険	自己資本規制比率の緩和	<p>【具体的内容】 信用取引資産について:受入保証金で担保されているにも拘らず、その計上額の2%をリスクとすることは、過大であると考え。適正な掛け目に改正するべきと考える。</p> <p>【提案理由】 受入保証金で担保されている信用取引資産について、その計上額の2%をリスクとすることは、取引の性格上、過大ではないかと考える。担保の管理を適切に行っている状況であれば、その計上額の1%もリスクがあるとは考えられない。適正な掛け目に改正するべきだと考える。</p>	日本証券業協会	金融庁	金融商品取引業者は、自己資本規制比率が120%を下回ることはないようにしなければなりません(金融商品取引法(以下「金商法」という。)第46条の6第2項)。 自己資本規制比率とは、流動的な資産(=固定化されていない自己資本)を、発生し得る危険(リスク)に対応するリスク相当額で除することにより算出されます(同第1項)。 リスク相当額は、市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額からなり(金融商品取引業者等に関する内閣府令第178条第1項)、信用取引資産については、その帳簿価額に2%のリスク・ウェイトを乗じた額を取引先リスク相当額として計上することになります(金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件(以下「自己資本規制比率告示」という。)第15条第1項、第3項第1号)。 また、金商法上、信用取引については、金融商品取引業者が顧客から一定額の保証金の預託を受けることが義務付けられています(金商法第161条の2)。	対応不可	金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額を定める件 第15条第3項第1号	一般的に、取引先リスクは、取引先が義務を履行しないことなどにより、金融商品取引業者が損失を被るリスクをいいます。そして、顧客が信用取引を行う場合、顧客の損失額が保証金の額を上回る可能性があり、金融商品取引業者は信用取引資産に関し、顧客に対する与信リスクを負っています。信用取引は個人である顧客が行うことも多いところ、個人に対する通常の短期貸付金や立替金であれば、その帳簿価額に25%のリスク・ウェイトを乗じることとされているのに対し、信用取引資産については、金商法により保証金の預託を受けることが義務付けられているといった取引の性質に鑑みて、2%のリスク・ウェイトを乗じることとされています(自己資本規制比率告示第15条第3項)。 このように、現状の制度上、取引の性質も考慮してリスク・ウェイトが定められています。金融商品取引業者が自己資本規制を遵守し、各種リスクが顕在化した場合でもそれに伴う損失に十分耐えられるだけの流動的な資産を保持し財務の健全性を保つことにより、投資者保護が果たされることの重要性に鑑みると、現状の取扱いを維持することが適当と考えます。
146	10月31日	12月24日	1月17日	金融・証券・保険	PTSIにおける信用取引の解禁	<p>【具体的内容】 PTSIにおける信用取引を解禁してほしい。</p> <p>【提案理由】 現在PTSIを取引の場として利用しているのは、主として国内外の機関投資家であるが、信用取引を解禁することにより、個人投資家がPTSIにおいてより活発に売買できる環境が整えられる。その結果PTSIに取り次がれる機関投資家の注文の約定機会も増え、市場の活性化につながると考えられる。</p>	日本証券業協会	金融庁	【金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針】(Ⅳ-4-2-1)において、PTSI業務を認可するに当たっての留意点として「信用取引を取扱わないこと」を記載しています。	対応不可	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅳ-4-2-1②、イ、c	PTSIにおける信用取引の取扱いについては、PTSIを提供する市場開設者としての立場と顧客への資金・株券の提供者としての立場との間の利益相反の問題が存在するほか、市場全体におけるPTSIの役割や自主規制のあり方、取引の公正性や透明性の確保等を総合的に勘案した上で判断する必要があり、現時点においてPTSIに信用取引の取扱いを導入することは適切ではないと考えられます。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
147	10月17日	12月24日	2月7日	金融・証券	提携教育ローン、提携リフォームローンの割賦販売法の規制対象からの除外	(a)大学等との提携による教育ローン、および(b)提携リフォームローンを割賦販売法による規制の対象外とする。 【提案理由】 平成20年の割賦販売法改正により、個別信用購入あっせんについて登録制の導入等の規制強化が行われたほか、規制対象が拡大され、原則全ての商品等の販売に係る取引が対象となった。銀行の扱う提携教育ローン等も個別信用購入あっせんと同様の経済効果が得られるスキームであれば規制対象となった。その際、登録業者としての対応負担が増加すると見込まれたため、多くの地銀が提携ローンの取扱いを停止・縮小した。しかし、商品・サービスの販売業者からは銀行の提携ローンを利用したいとの希望が寄せられている。 特に以下のローンは顧客ニーズが高い。 (a)大学等(国公立・私立の学校<大学・短大・高専・高校・中学・小学校>や私立の専門学校)との提携による教育ローン 学校側は入学案内や入試案内と共に地元金融機関の金利優遇等のある提携教育ローンを案内したいとのニーズがある。 平成20年の割賦法改正は悪質な販売業者からの消費者保護の観点から行われたが、大学等(特に国公立の大学等)にはそうした懸念はないと考えられる。 なお、金利優遇等を伴わない場合も、経産省作成のFAQを見ると銀行の教育ローンのパンフレット等の設置も個別信用購入あっせんと同様にみられる可能性が否定できず、それすらも行えないとする銀行もあり、顧客利便を損なっている。 (b)リフォームローン 東日本大震災の復興需要の本格化に加え、環境対応のための太陽光パネルの設置や高齢化のためのバリアフリー改修などのリフォーム案件が増加すると考えられ、銀行もリフォーム業者との連携により、お客様に安定かつ低利の資金を提供することが求められている。 所管官庁からの回答に「高齢者によるリフォーム等のクレジット取引でのトラブルの増加が平成20年度改正の背景になっている」とあるが、例えば、リフォーム瑕疵保険加入事業者との提携によるものに限定するなどの方策をとれば、消費者保護上の問題は少ないと考える。	一般社団法人全国地方銀行協会					
	10月22日	12月24日	2月7日		「教育ローン」の割賦販売法の規制対象からの除外	国公立大学法人や文部科学大臣の認可を受けた学校法人等と提携した「教育ローン」について割賦販売法の規制の対象外とし、取扱いに伴う負担の軽減を図る。 【提案理由】 銀行が販売業者等との提携ローンを扱うためには、個別信用あっせん業者として経済産業省の登録を受けた上で、販売業者の勧誘の適切性について契約の都度調査を行ったり、年度ごとには取扱い状況等に関する詳細な報告書を提出するなどの態勢整備を求められる。従って、業務遂行に伴う負担が非常に大きく、提携ローンを取り扱えないのが実態である。 「教育ローン」については、国公立大学法人や文部科学大臣の認可を受けた学校法人等、国等の一定の関与が認められる教育機関が提携先であれば、顧客に不利益を与える可能性が極めて低いと思われるので、規制の対象外としていただきたい。 利用者からは、銀行の提携ローンを利用したいとの希望が寄せられており、利用者利便向上に資すると考える。	一般社団法人第二地方銀行協会	経済産業省	平成20年の割賦販売法改正により、個別信用購入あっせんについて、原則全ての商品等の販売に係る取引が対象となりました。これにより、例えば、銀行等の扱う提携教育ローンも、銀行等・消費者間の金銭消費貸借契約と、学校・消費者間の役務提供契約との間に「密接な牽連性」が存在する場合は規制対象となりました。「密接な牽連性」の有無は、金銭消費貸借契約と役務提供契約の手続的一体性・内容的な一体性や金融機関と役務提供事業者との一体性(人的関係・資本関係等)の要素を考慮した上で、総合的に判断しています。	割賦販売法(第2条第4項、第35条の3の23、第35条の3の60第2項)	本提案にあるローンについて、これを割賦販売法の適用除外とした場合、同法に基づく消費者を保護するための民事ルール(期限の利益の喪失、抗弁の申出、損害賠償額の制限等に関する規定)が適用されなくなる点に留意して検討を行う必要があります。このため、①教育ローンについては、教育ローンに係る消費者との間で生じているトラブルの実態及び消費者の延滞状況等を踏まえた上で、検討を行ってまいります。②太陽光パネルや高齢化のためのバリアフリーのためのリフォームについては、高齢者によるリフォーム等のクレジット取引でのトラブルの増加が平成20年度改正の背景になっていることから、消費者との間で生じているトラブルや消費者の延滞率等の実態を踏まえた上で、特に慎重に検討を行ってまいります。	
148	10月18日	12月24日	2月7日	金融・証券	提携教育ローンに対する改正割賦販売法の適用の見直し	銀行等が扱う提携教育ローンについて、割賦販売法の規制対象外として頂きたい。 【要望理由】 ①平成20年の割賦販売法改正により規制対象が拡大された結果、銀行等が扱う提携教育ローンも、個別信用購入あっせんと同様の経済効果が得られるスキームであれば規制対象となった。②その際、登録業者としての対応負担(個別信用購入あっせん業者としての態勢整備やシステム対応に加え、与信時の支払可能見込額調査や加盟店(販売業者)の契約時調査等が求められる)が増加すると見込まれたため、一部の銀行では提携教育ローンの取扱いを停止・縮小した。また、取扱いを継続する場合においても、提携教育ローンの事務フローが煩雑化したことにより、商品そのものの利便性の低下も指摘されているところである。③こうしたなか、大学等の学校や顧客からは、銀行等の扱う提携教育ローンを利用したいとの希望も寄せられているところであり、当該商品を割賦販売法の規制対象外として頂きたい。	都銀懇話会					
149	10月29日	12月24日	2月7日	金融・証券	預金取扱金融機関による提携ローン全般、もしくは教育ローン・リフォームローンを割賦販売法の規制対象から除外	平成21年12月1日に施行された割賦販売法の改正によって割賦販売法の規制対象となる範囲が拡大し、適用除外項目を除く全ての商品・役務を取扱う提携ローンが割賦販売法に定める「個別信用購入あっせん」に該当する可能性を有することになった。このため、大学と提携した教育ローン、金融機関が信頼できる業者と提携したリフォームローンや太陽光発電設備のローン等を取り扱うためには、「個別信用購入あっせん業者」として登録することが必要となり、この登録業者になるためには事務面・費用面で負担がかかることから、実質的に取り扱うことができなくなっている。これらの提携商品は顧客ニーズも高く、また、金融機関としても金利優遇を行いやすい商品であったため、著しく顧客利便を損ねている。 ついては、預金取扱金融機関が提携するローン全般を同法の適用除外としていただきたい。また、これが難しい場合には、以下の事項を適用除外としていただきたい。 ○大学等と預金取扱金融機関が連携した教育ローンや生活資金のローンは適用除外とする。 ○住宅に関する提携ローンが現行法で適用除外とされている趣旨を鑑み、取扱業者と預金取扱金融機関が提携した住宅リフォームや太陽光発電設備等の住宅付随設備等のローンは適用除外とする。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫					

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
150	10月11日	12月6日	3月5日	金融・証券・保険	農業協同組合に対する金融庁検査について	<p>提案事項については、各WGで更に精査・検討を要する提案事項(案)として取り上げられました。早期是正措置導入後、他の預金等受入金融機関は過去15年間の厳格な金融庁(財務局)検査を経験しています。その検査経験や金検マニュアルの浸透によって自己査定をはじめとするリスク管理やコンプラについては、金融検査マニュアル施行前よりは、完全とはいかないまでもかなり役職員の認識も向上し、経営管理の高度化も図られたものと考えます。</p> <p>ところが、未だJA間では3者要請検査に対する取組みについてバラツキがあると思います。それはJAに対しては他業態と同時期に系統金検マニュアル(別冊)が導入されたにもかかわらず、JAを直接担当する都道府県や地方農政局が系統金検マニュアルに沿った検査を行っていなかったからです。従って、現在のJAの信用・共済事業部門は銀行や信金などが初めて金融庁検査を受けた15年前と同様の水準と言えなくもありません。</p> <p>私は信用・共済事業分離論には組しません。何故なら、JAは銀行、信金や信組が設置されていないいわゆる過疎地域にも店舗を配置されており、その店舗が金融、経済事業の機能を発揮していることでその地域のインフラを支えていることも十分承知しているからです。</p> <p>但し、JAの全国貯金残高は2013年8月末で91兆5,929億円(JAバンクHP)、2013年4月1日現在のJA数は703(JA全中HP)であり、単純貯金残高で1,302億円となります。3者要請検査対象の1,000億円以上のJA数は350程とのことで、今の検査実施ベースでは対象の全JAを検査するのに10年程要することとなります。それでは「預金者保護及び農業支援組織の適正なガバナンス確保」にはならないと思います。真の農業支援組織のJAの役割を發揮させるためにも金融庁検査のノウハウを生かした厳格な検査が必要であり、それは検査経験を重ねることで培われるものと思われます。また、JAは貯金量が1,000億円未満でも他の共済・経済事業を含むと相当な経営規模となることから、全てのJAを対象にすべきです。厳格な検査をされることでJA自体の経営管理水準も高度化し、役職員の認識も向上できます。良い意味での緊張感を持たせることが不祥事の防止にもなり、農家組合員に対する経営管理支援もさらに取り組むことが可能です。</p>	個人	金融庁、農林水産省	<p>農業協同組合法第94条第3項及び第98条第1項の規定に基づき、農協の信用事業に関する検査については、都道府県が国(農林水産省及び金融庁)に要請を行い、国が必要と認めた場合は、国が検査を実施することができます。</p> <p>また、「規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日閣議決定)」を踏まえ、3者要請検査が促進されるように「農業協同組合法に定める要請検査の実施に係る基準・指針」(平成23年5月)を農林水産省及び金融庁において策定しているところであり、その中で、以下のような要請基準が提示されています。</p> <p>(1) 都道府県知事が、以下の項目に該当するか等を勘案し、地域の金融システム・経済に与える影響が大きいと考える農協</p> <p>① 貯金量が1,000億円以上の農協、又は</p> <p>② 貯金量が当該都道府県内農協の平均以上の農協</p> <p>(2) 不正・不祥事の再発が認められる農協</p>	現行制度下で対応可能	農業協同組合法第94条第3項、第98条第1項	<p>農協に対する監督・検査は、都道府県が一元的に行っており、農協に対する国(農林水産省及び金融庁)の検査は、都道府県からの要請に基づき実施しております。</p> <p>今回の全ての農協を3者要請検査の対象とすべきである旨のご提案については、左記「基準・指針」において、貯金量1,000億円以上等の基準を示しているものの、要請基準は都道府県が両省庁に対して要請を行うことを検討する為の目安を示すものであり、これに該当しない農協を3者要請検査の対象から除外しているわけではありません。</p> <p>したがって、現行の制度においても、都道府県知事から要請があれば、要請基準に該当しない農協であっても3者要請検査を実施することは可能であり、現に貯金量1,000億円未満の農協に対しても検査を実施しております。</p> <p>国としては、可能な限り多くの農協に3者要請検査を実施することができるよう、都道府県の担当部局に対して説明会を実施して、国に対する検査の要請を促しており、平成23年度は11農協、平成24年度は21農協の要請があったところですが、更に活用いただけるよう、今後ともこの働きかけを続けてまいりたいと考えております。</p> <p>なお、3者要請検査を実施していない農協に対して適切な管理体制を構築する上で参考にできるよう、農林水産省及び金融庁のホームページにおいて「農協検査(3者要請検査)結果事例集」を公表しております。</p>